

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料

平成 28 年 1 月 20 日（水）

社会・援護局

目 次

I 社会関係

(重点事項)	頁
第1 社会福祉法人制度の見直し等について（福祉基盤課）	
1 社会福祉法人制度改革について	1
2 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて	6
3 その他	8
第2 福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）	
1 福祉・介護人材確保対策について	1 1
2 外国人介護人材の受入れに関する議論等について	2 6
第3 生活保護制度等について（保護課、自立推進・指導監査室）	
1 生活保護を取り巻く状況等について	2 9
2 就労・自立支援の充実について	3 0
3 不正・不適正受給対策の強化等について	3 9
4 医療扶助の適正化等について	4 2
5 平成 28 年度生活保護基準について	4 7
6 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の実施について	4 8
7 生活保護法施行事務監査等について	4 9
第4 生活困窮者自立支援制度の推進について（生活困窮者自立支援室）	
1 生活困窮者自立支援制度の状況等について	5 3
2 生活福祉資金について	6 0
3 ホームレス等への自立に向けた支援について	6 2
第5 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンについて（地域福祉課）	6 4

第 6	地域福祉の推進等について（地域福祉課、総務課）	
1	地域福祉の推進について	7 0
2	ひきこもり対策について	8 3
3	矯正施設退所者の地域生活定着支援について	8 5

第 7	社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）	
1	社会福祉施設の防災対策等について	8 6
2	独立行政法人福祉医療機構について	9 2

第 8	地方改善事業等について（地域福祉課）	9 5
-----	--------------------	-----

第 9	消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）	9 8
-----	---------------------------------	-----

（予算概要）

	平成 28 年度予算（案）の概要（平成 27 年度補正予算（案）を含む）	1 0 7
--	--------------------------------------	-------

Ⅱ 給付金関係（総務課簡素な給付措置支給業務室）

第 1	年金生活者等支援臨時福祉給付金の概要	1 1 9
第 2	平成 28 年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の概要	1 2 2
第 3	実施に向けた準備	1 2 4

Ⅲ 援護関係

(重点事項)

1 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給について	1 2 9
2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進について	1 3 0
3 遺骨収集帰還等慰霊事業について	1 3 1
4 戦没者遺骨の DNA 鑑定及び遺骨等の伝達について	1 3 4
5 国内における民間建立戦没者慰霊碑について	1 3 7
6 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	1 3 8
7 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について	1 4 1

(予算概要)

平成 28 年度予算（案）の概要	1 4 3
------------------	-------

(参考資料)

1. 平成 28 年度予算（案）事項別内訳	1 4 5
2. 援護年金について	1 4 8
3. 援護年金等受給者数について	1 4 9
4. 昭和館、しょうけい館について	1 5 0
5. 援護関係資料の国立公文書館への移管について	1 5 1

I 社会関係

(重点事項)

第 1 社会福祉法人制度の見直し等について（福祉基盤課）

1 社会福祉法人制度改革について

（1）改革の経緯

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とする非営利法人として、長年、福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たしてきた。この間、福祉サービスの利用の仕組みが行政による措置から利用者との契約に移行し、株式会社やNPOなど多様な経営主体による福祉サービスへの参入が進んでいる。こうした中、福祉サービスの供給体制における社会福祉法人の位置付けは変化している。

社会福祉法人の今日的な意義は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすだけでなく、営利企業など他の経営主体では対応困難な福祉サービスの供給を含め、多様化・複雑化する福祉ニーズを充足するための取組みを積極的に講じ、地域社会に貢献することにある。社会福祉法人がこうした地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、公益性と非営利性を備えた法人の在り方を徹底する観点からの制度の見直しが求められている。

このため、平成 18 年の公益法人制度改革を踏まえて社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が第 189 回通常国会に提出された（継続審議中。以下「改正法案」という。）。

この改正法案では、社会福祉法人について、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取組の責務化、⑤行政の関与の在り方を見直しを図ることとしている。

（2）改革の概要

① 経営組織のガバナンスの強化

理事、監事など社会福祉法に規定されている社会福祉法人の経営組織は、社会福祉法人制度発足当初以来のものであり、今日の公益法人に求められるガバナンスの機能を十分果たせる仕組みとなっていない。平成 18 年の公益法人制度改革では、一般財団法人・公益財団法人について新たな機関設計が導入されており、社会福祉

法人が備えるべき公益性・非営利性を徹底するためには、公益財団法人と同等以上の公益性・非営利性を担保できる経営組織とすることが必要である。

このため、改正法案では、公益法人制度改革を参考にしながら、①理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能の付与、②議決機関としての評議員会の必置化、理事・理事会に対する牽制機能の付与、③役員の権限・義務・責任等の明確化、④一定規模以上の法人に対する会計監査人の設置義務化等を講じることとしている。

このうち、評議員会の必置については、社会福祉法人の事業規模は様々であることから、一定の事業規模（※）を超えない法人は、施行から３年間、評議員の定数を「４人以上」とすることとしている。※政令で基準を定めることとしている。

評議員の選任方法については、改正法案上、社会福祉法人が定款に定め、所轄庁の認可を受けることにしているが、理事・理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは認められない。

② 事業運営の透明性の向上

社会福祉法人は高い公益性と非営利性を備えた法人であり、その運営の状況について、国民に対する説明責任を十分に果たす必要がある。情報の公表を推進する観点から、既に現況報告書や貸借対照表、収支計算書について、インターネットを活用して公表するよう通知により指導しているが、平成 18 年の公益法人制度改革では、役員報酬基準を含む広範な書類の備置き・閲覧が義務化されており、社会福祉法人についてもこれまで以上に積極的に情報を公表することが求められる。

このため、改正法案では、①閲覧対象書類の拡大、閲覧請求者の国民一般への拡大、②財務諸表や業務運営についての情報（役員報酬基準、役員区分毎の報酬総額、親族等関係者との取引内容を含む。）の公表、③国民が情報を入手しやすいインターネットによる公表の義務付け等を講じることとしている。

③ 財務規律の強化

社会福祉法人は、高い公益性・非営利性にふさわしい財務規律を確立する必要がある、特に、適正かつ公正な支出管理が強く求められている。

このため、改正法案では、①法人による役員報酬基準の設定と公表、②役員区分

毎の報酬総額の公表、個別の役員等の報酬額の所轄庁への報告、③親族等関係者への特別の利益供与の禁止、④親族等関係者との取引内容の公表の義務付け等を講じ、適正かつ公正な支出管理を図ることとしている。

また、これまで諸方面から、社会福祉法人が事業運営の中で財務的な余裕を生じさせているのではないかという指摘がある一方、現在の社会福祉法人制度においては、保有する財産の内容・内訳や使途に関する法制度上のルールがないことから、国民・地域住民に対する説明責任を制度上果たすことができない状態に置かれている。

このため、現行制度について改善を図り、社会福祉法人が保有する財産（ストック）の内容・内訳について明確なルールの下、法律上明らかにする仕組みを設けるとともに、さらに、保有する財産について、社会福祉法人の本旨に即して、保有又は再投下に係る法制度上の明確なルールを設けることとしている。

具体的には、改正法案では、いわゆる内部留保から、社会福祉法人が現在の事業を継続するために必要な財産額を控除することにより、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を明確化し、これを社会福祉事業の拡充等に計画的に再投下することとしている。

④ 地域における公益的な取組の責務化

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすだけでなく、営利企業など他の経営主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められる法人であり、人口構造の高齢化、地域社会や家族の変容に伴い福祉ニーズが多様化、複雑化する中、社会福祉法人の役割は益々重要になってきている。

こうした状況を踏まえ、税制優遇措置が講じられている公益性の高い法人としての在り方を徹底し、その役割を明確化する観点から、地域における公益的な取組を行う責務を法律上規定することとしている。

⑤ 行政の関与の在り方の見直し

所轄庁による指導監督は、社会福祉法人の適正な運営を確保する上で重要なものであるが、地域によって異なる規制や過剰な規制が行われ、社会福祉法人に過剰な負担が生じているといった指摘もあり、効率化と機能強化を図るとともに、統一性

を確保することが求められる。

このため、改正法案では、①都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置付けるとともに、②経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定の整備や③都道府県による財務諸表等の調査・分析・活用や全国的なデータベースの整備を図ることとしている。

※ 詳細については、「（３）社会福祉法人の指導監督について」を参照されたい。

（３）社会福祉法人の指導監督について

① 社会福祉法人の認可等に係る権限移譲について

政府においては、個性を活かし自立した地方をつくるために地方分権改革を推進しており、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（平成 25 年 9 月 13 日地方分権改革推進本部決定）、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成 25 年 6 月 25 日地方制度調査会答申）を踏まえた「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）において、社会福祉法人の認可等に関する権限について、

- ・ 2 以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限が地方厚生局から都道府県に移譲
- ・ 都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限が都道府県から指定都市に移譲

することとされたものであり、同内容を改正法案に盛り込んでいるところである。

（平成 28 年 4 月 1 日施行予定）

② 行政の関与の在り方について

改正法案においては、平成 28 年 4 月 1 日施行予定分として、所轄庁による指導監督の機能強化を盛り込んでいる。

[所轄庁による立入検査]

- ・ 所轄庁による立入検査に関する規定（罰則あり）の整備（改正法案第 56 条第 1 項～第 3 項及び第 133 条第 7 号）

[勧告及び公表]

- ・ 柔軟かつ機能的な指導監督を行うために勧告・公表に関する規定の整備（改正法案第 56 条第 4 項及び第 5 項）

[所轄庁と関係都道府県等の協力]

- ・ 関係都道府県等（法人の事業所等の所在地の都道府県・市町村であって、当該法人の所轄庁でないもの）は、法人に対して適切な措置をとる必要がある場合には、所轄庁に対して意見を述べることができる。（改正法案第 57 条の 2 第 1 項）
- ・ 所轄庁は、指導監督に必要がある場合には、関係都道府県等に対して、資料の提供等の協力を求めることができる。（改正法案第 57 条の 2 第 2 項）

[国及び都道府県の支援]

- ・ 国は都道府県及び市、都道府県は市に対して、法人の指導監督に関し必要な助言、資料の提供等の支援を行うよう努める。（改正法案第 59 条の 3）

※ 現在、国が所管する法人については、法人の主たる事務所の所在地の都道府県を経由して、定款変更等の手続をしているところであるが、改正法案において、当該手続は廃止される。

具体的な運用方法等については、追って通知する予定であるので、ご留意いただきたい。

なお、社会福祉法人審査基準・定款準則・審査要領・指導監査要綱等については、社会福祉法人制度改革全体の中で、その在り方を含めて必要な見直しを今後行う予定である。

2 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

改正法案における「社会福祉施設職員等退職手当共済法」の改正内容は以下のとおりであり、施行日を平成 28 年 4 月 1 日としている。

今後、国会において審議される予定であり、その内容について、ご理解いただくとともに、管内の市や所管する法人等への情報提供をお願いする。

(1) 給付水準について

支給水準については、民間との均衡を考慮しつつ、職員の定着に資するよう長期加入に配慮したものとするのが適当であることから、国家公務員退職手当制度に準拠した支給乗率とするとともに、その際、既加入職員の期待利益を保護する観点から、経過措置を講ずることとしている。

(2) 共済加入期間の合算制度について

福祉人材の定着を促進するため、出産、育児、介護その他の事由により退職した職員が、社会福祉事業の職場に復職しやすい環境を整える観点から、被共済職員が退職した日から「2 年以内」に再び被共済職員になった場合、前後の期間を合算する規定について、中小企業退職金共済制度における通算制度の期間見直しと同様に、期間を「3 年以内」に見直す。

(3) 公費助成について

障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする事業を含む。以下同じ。）及び保育所については、介護関係施設・事業において公費助成が廃止されていること、他の経営主体とのイコルフッティングの観点などから、以下のとおり、公費助成の在り方を見直す。

- ① 障害者総合支援法等に関する施設・事業については、介護保険制度の対象となる介護関係施設・事業の公費助成を廃止した前回改正時（平成 18 年度）に公費助成を維持する理由とされた障害者関連施策に係る制度移行が完了したこと等から、前回改正時の介護関係施設・事業と同様に、既加入者には引き続き公費助成を維持する経過措置を講じた上で、公費助成を廃止する。

② 保育所については、

- ・ 子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から本格施行されること
- ・ 平成 29 年度まで待機児童解消加速化プランに取り組むこと

などを踏まえ、公費助成の在り方について更に検討を加え、平成 29 年度までに結論を得ることとする。

③ 措置施設・事業については、他の経営主体の参入がないこと等から、今回の見直しでは公費助成を維持する。

※ 本来、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入した施設については、当該施設の加入対象職員全てを加入させる必要があるところ。

ただし、障害者総合支援法等に関する施設・事業においては、改正法案成立後、法施行前に法人があらかじめ独立行政法人福祉医療機構に対して届出を行えば、公費助成の対象とはしない新規採用職員を社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入させないことができる。

社会福祉施設等における人材確保にあたっては、職員の処遇向上を図る必要があり、各施設等において、職員のために退職手当制度を用意することは、処遇の向上を図る上で大きな役割を果たすものと考えている。

管内の市及び所管する法人に対して、引き続き本制度の活用を検討いただくこと、仮に、本制度から脱退等をする場合においても、他の制度を活用する等、職員の処遇に支障を生じないように検討いただくこと等について、あわせて周知いただきたい。

3 その他

(1) 社会福祉法人関連予算案

社会福祉法人に関連する予算案は下記のとおりである、

① 財務諸表電子開示システム（平成 27 年度補正予算案）

ア 趣旨

財務諸表等電子開示システム（仮）の構築により、社会福祉法人が作成する財産目録、貸借対照表及び収支計算書の作成にあたっての事務作業の効率化、所轄庁への届出業務の電子化を図ることで、社会福祉法人における事務負担の軽減を図る。

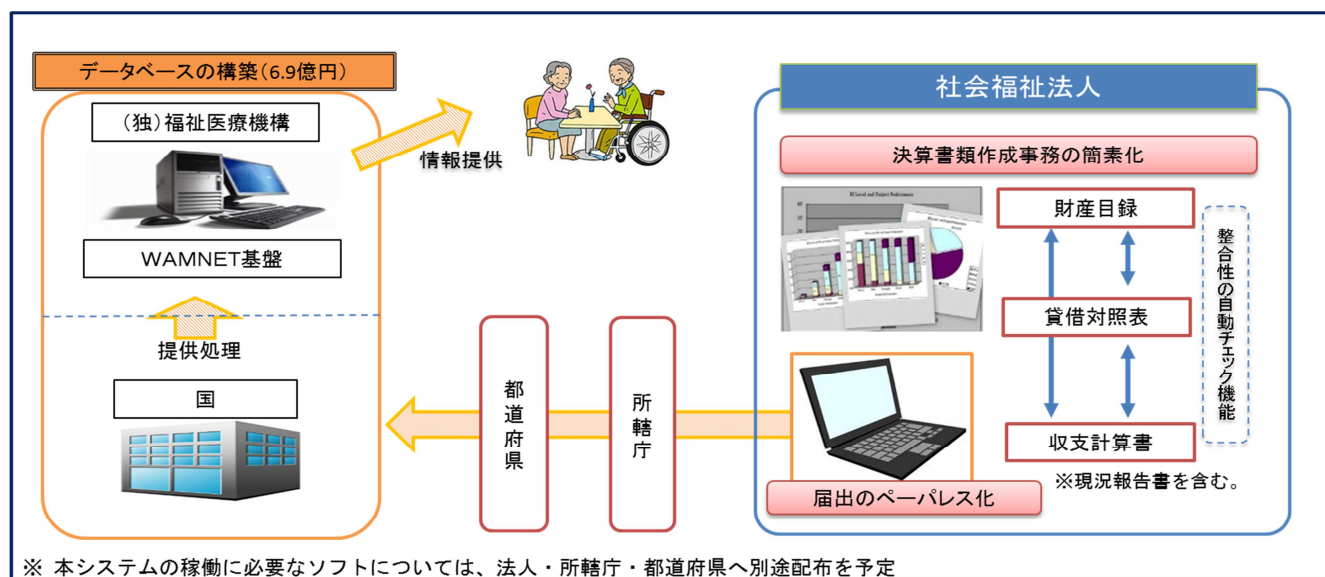
また、データベースを構築することにより、国民への情報提供を通じて、社会福祉法人の運営の透明性の向上を図るとともに、法人による経営データの経営分析への活用を推進する。

平成 29 年度に運用を開始する予定であり、詳細については、今後お示しすることとしているが、当該システムの円滑な運用にご協力いただきたい。

イ 平成 27 年度補正予算額（案）

6.9 億円 ※独立行政法人福祉医療機構で実施

ウ 事業の流れ



② 社会福祉法人における経営労務管理支援事業（平成 28 年度当初予算案）

ア 趣旨

介護や保育等のサービスを安定的かつ継続的に提供するため、介護や保育事業等を行う社会福祉法人が、経営労務管理について、経営労務管理の専門家による確認・相談支援等を受けることに対して、集中的に平成 28 年度において支援を行う。

事業の詳細については、別途お示しすることになるが、都道府県においては、補助金の執行事務について、ご協力をお願いする。また、所轄庁においては、当該補助金の円滑の執行のため、補助金の執行を行う都道府県と連携を図るようお願いする。

イ 概要

実施主体：社会福祉法人

間接補助事業者：都道府県（社会福祉法人の主たる事務所が所在する都道府県が補助を行う）

補助基準：定額補助（1 法人あたり約 46 万円程度を予定）

エ 対象事業

下記の①～③の全てを行うことにより、経営状況や職務環境の改善を図る。

①経営労務管理の専門家による法人の経営労務管理状況の確認

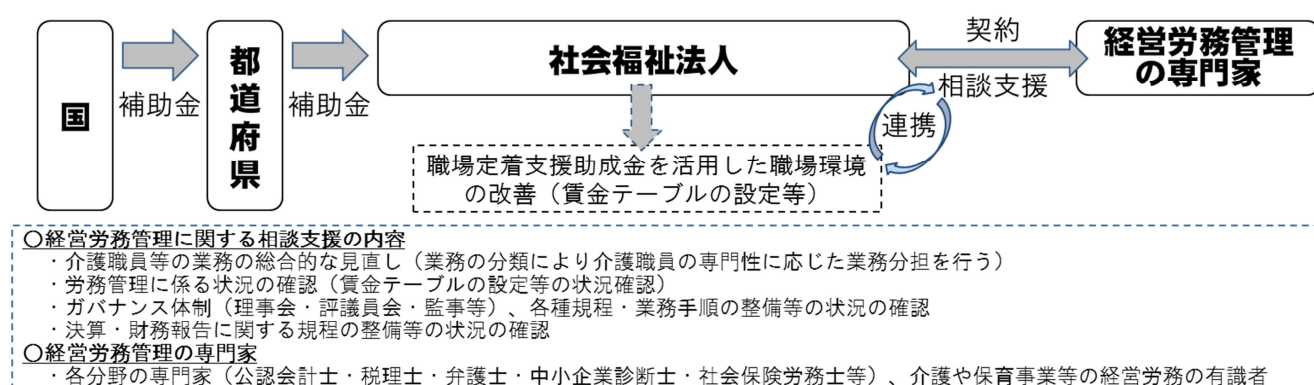
②法人の経営労務管理の改善に向けた専門家による相談支援

③専門家による改善状況のフォローアップ

オ 平成 28 年度予算額（案）

20.7 億円

カ 事業の流れ



(2) 規制改革実施計画への対応について

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、「地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する」こととされている。

このため、平成 27 年度中に当該要請に係る通知を発出する予定なので、ご留意いただきたい。

【規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）】

Ⅱ 分野別措置事項

1 健康・医療分野

(2) 個別措置事項

② 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットーティングの確立

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
6	補助金等の 情報開示	厚生労働省は、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する。	平成 27 年度 措置	厚生労働省

第2 福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）

1 福祉・介護人材確保対策について

（1）福祉・介護人材確保対策の推進

ア 2020年代初頭に向けた介護人材確保の方向性

2014（平成26）年度に、都道府県の御協力のもと実施した介護人材の需給推計において、団塊の世代が全て75歳以上となる2025（同37）年には約38万人の介護人材が不足すると見込まれており、介護人材を量と質の両面から確保するため、国と地域の二人三脚で取り組んでいる。

更に、今般、政府として新たに掲げた「介護離職ゼロ」の実現に向け、

- ・ 介護人材の需給推計において、2020（同32）年に不足すると見込まれている約20万人の介護人材に加え、
- ・ 一定の仮定をおいた試算を行ったところ、今般の約12万人分の介護サービス基盤の上乗せ・前倒し整備に伴い追加的に必要となると見込まれる約5万人の介護人材を合わせた、

約25万人の介護人材を2020年代初頭に向けて確保するため、今般の補正予算等において追加的・緊急的に必要となる施策を講じるとともに、引き続き、あらゆる施策を総動員し、総合的・計画的に取り組む。

イ 平成27年度補正予算（案）及び平成28年度予算（案）における緊急対策

平成27年度補正予算（案）においては、これまでの「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」の視点を活かしつつ、「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策として、

- ① 離職した介護人材の呼び戻し
- ② 若者や中高年齢者の新規参入促進
- ③ 離職防止、定着促進

の3つの視点による施策を講じるため、444億円を計上した。

また、平成28年度予算（案）においても、地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）による都道府県の取組への支援を引き続き実施するとともに、新た

な事業を実施するための財源を確保することとしている。

(i) 離職した介護人材の呼び戻しのための緊急対策

離職した介護人材は、介護職としての知識や経験を有する即戦力として期待されるため、その再就業支援については、これまでも基金の活用による再就職のための振り返り研修の支援などの取組を進めてきたが、こうした取組を強化・加速化するため、

- ・ 離職した介護人材に対し、再就職準備金（1回限り 20 万円）（介護職員として 2 年間勤務した場合、返還を免除）を貸し付ける事業の新設（平成 27 年度補正予算（案）・介護福祉士修学資金等貸付事業 260.7 億円の内数（※））

※ 国庫補助額については、定額補助（総事業費の 9/10 相当定額として厚生労働大臣が定める額）、1/10 相当の都道府県負担額については、特別交付税措置の対象としている。

（(ii)の介護福祉士養成施設の学生に対する修学資金等の貸付についても同様）

また、本事業に要する事務費（申請の受理等及び債権管理（既存のシステム改修費含む。）等の人件費、広報経費並びに事業の開始に伴い新たに要するその他経費等）については、(ii)の介護福祉士養成施設の学生に対する修学資金等の貸付等に要する事務費と合わせ、各都道府県に 1,152 万円（総事業費相当額 1,280 万円）を補助。

- ・ 離職した介護人材（介護福祉士に限らない。）より、氏名・住所等を都道府県福祉人材センターに届け出ていただき、離職者のニーズに沿った求人情報等について、離職者からの情報提供の申請等を待つことなく、都道府県福祉人材センターからプッシュ型での提供を行うことを可能とするためのシステムの構築及び当該届出制度の広報等（平成 27 年度補正予算（案）・中央福祉人材センター委託費 3.9 億円）
- ・ 都道府県福祉人材センターにおいて、届出システムを活用し、離職した介護人材に対し魅力ある情報発信を行うためのコンテンツの検討等に資する、地域ごとの離職した介護人材の実態調査に要する経費（平成 27 年度補正予算（案）・基金の積み増し 119.4 億円の内数）

を行うこととしており、積極的に取り組んでいただきたい。

（届出事業の創設にかかる都道府県福祉人材センターの業務について）

今般、創設する離職した介護人材の再就職準備金貸付事業は、「介護離職ゼロ」の実現に向けた重要な事業と考えており、可能な限り早期に着手されたい。

この際、離職した介護人材の届出事業と有機的な連携を図ることが当該貸付事業の有効性と普及の速度を高めると考えられ、例えば、貸付対象者を都道府県福祉人材センターに届け出た離職者に限るといった運用を想定している。

他方、中央福祉人材センターによる届出システムの構築については、調達に要する期間等を考慮すると、平成 28 年度中となる可能性があり、都道府県におかれては、届出システムの構築を待たず、暫定的に表計算ソフトなどで管理すること等により、届出事業を開始していただくことが望ましい。

なお、離職した介護人材からの届出受理に要する事務のための都道府県福祉人材センターの体制強化に係る経費については、基金を積極的に活用されたい。

さらに、今般の届出システムの構築事業において、中央福祉人材センターにおいて、都道府県福祉人材センターの端末とソフトウェアの調達も併せて行い、配布を予定している。

(ii) 若者や中高年齢者の新規参入促進のための緊急対策

(若者の新規参入促進について)

介護福祉士養成施設の学生を確保することは、介護職を目指す若者の新規参入促進に直結するのみならず、将来の介護現場の中核人材として期待される介護福祉士を育成し、介護職の資質の向上を図るという観点からも重要であり、こうした取組を強化・加速化するため、

- ・ 介護福祉士養成施設の学生に対し修学資金等（※）（介護職員として 5 年間勤務した場合、返還を免除）を貸し付ける事業の拡充（平成 27 年度補正予算（案）・介護福祉士修学資金等貸付事業 260.7 億円の内数）

※ 修学資金（月 5 万円）、入学準備金・就職準備金（1 回限り 20 万円）、
国家試験受験対策費用（年 4 万円。平成 29 年度以降の卒業見込み者に限る。）

注）国家試験受験対策費用の貸付メニューは平成 27 年度補正予算（案）において新設

を行うこととしており、これまでの年度当たりの新規貸付人数を拡大するなど、介護職を目指す学生をこれまで以上に増やして行く方向で、積極的に取り組んでいただきたい。

なお、若者の介護分野への参入促進に当たっては、

- ・ 核家族化の進行等により高齢者と接する機会が少なくなっている小学生や中学生などに対し、職場体験や現場の介護職員が学校へ訪問し、その魅力を伝えること
- ・ 進路選択期・就職活動期にある高校生や大学生に対し、一般的に流布されている介護職の一面的なマイナスイメージではなく、職業としての介護職の魅力（業務の創造性、業界の安定性や発展性、地域密着（居住地近傍）性や働く時間の柔軟性等）について、実態とともに提供すること

などはもとより、

- ・ 保護者や高校の進路指導担当者や大学のキャリア支援センターの担当者等にも併せて理解を深めていくことが重要であり、引き続き基金を活用し取り組んでいただきたい。

（中高年齢者の新規参入促進について）

生産年齢人口の減少下において、介護人材の特に量的確保を図る観点から、中高年齢者を介護職として受け入れていくことは重要なアプローチである。全国には、高齢者向けの社会参加活動（ボランティア）を行っている 50 歳から 64 歳までの者は約 120 万人おり、特にこうした方々の参入促進を進めるため、

- ・ ボランティアセンター、福祉人材センター、シルバー人材センターの連携を深めるため、都道府県レベル、市区町村レベルで連絡会を構成し、高齢者向けの社会参加活動を行う中高年齢者のうち、将来の介護への就労意向のある者を掘り起こし、入門的な研修を提供し、将来の介護職への就労につなげる事業（平成 27 年度補正予算（案）・基金の積み増し 119.4 億円の内数）

を行うこととしており、積極的に取り組んでいただきたい。

なお、こうした入門的な研修については、まずは幅広い方々に受講していただくことが重要であり、受講者の負担とらないよう介護現場での就労の際に求められる最低限度の知識・技術等を修得していただき、安心して介護職員として働いていただくことを念頭にしたものとするを想定しており、具体的には、尊厳の保持と自立支援など介護職員としての心構え、基本的な生活支援技術、緊急時の対応など、網羅的な知識、技術を学んでいただくことが考えられる。

また、平成 27 年度補正予算（案）により新たに構築する離職した介護人材の

届出システムについて、こうした中高年齢者の就労意向や入門的な研修の受講歴等の登録を可能とすることを予定しており、マッチングにつなげるツールとして、積極的に活用されたい。

(iii) 離職防止、定着促進のための緊急対策

呼び戻した潜在介護人材や新たに介護業界に参入した若者や中高年齢者、更には現に介護職として従事する介護人材の定着を図ることは、介護人材の量的確保と質的確保を図る上で重要な取組である。また、定着促進のためには、介護人材の多様な離職事由について、きめ細やかに対応しなければならない。このため、平成 27 年度補正予算（案）による基金の積み増し等により、以下の取組を行うこととしており、積極的に取り組んでいただきたい。

(雇用管理の改善)

- 雇用管理改善に取り組む事業者のコンテスト・表彰を実施（平成 27 年度補正予算（案）・基金の積み増し 119.4 億円の内数）
- 認証・評価制度の全国展開を推進（基金の活用）

認証・評価制度の実施に当たっては基金の基本事業と位置付け、全国での実施をお願いしているところ。他方、平成 27 年 8 月の介護人材確保地域戦略会議で都道府県より提出いただいた取組状況によれば、本年度中に検討着手を含めた取組を予定している都道府県は 30 自治体にとどまっており、第 6 期中の全国展開に向け、今後、更に精力的に取り組んでいただきたい。

他方、現下の情勢を鑑みれば、介護事業者の雇用管理改善の推進を都道府県のリーダーシップのもとに推進することは重要な課題と認識しており、平成 27 年度補正予算（案）では、都道府県において優良な取組を行う介護事業者のコンテスト・表彰の実施のための財源を確保し、ベストプラクティスの横展開を推進することとしている。

なお、平成 28 年度、国においても、雇用管理改善の取組に関する調査研究事業を行うとともに、都道府県より、平成 27 年度補正予算（案）を活用して実施したコンテストの結果、表彰を受けた介護事業者の御推薦をいただき、コンテスト・表彰を実施することを予定しており、詳細は追ってお知らせ

せするので、御協力をお願いしたい。

- 雇用管理改善につながる制度の導入・実施を通じて従業員の職場定着に取り組む事業主を支援する職場定着支援助成金について、介護関連事業主が新たに賃金制度を導入（賃金テーブルの設定等）した場合の助成の拡充（平成 28 年度予算（案）12 億円：都道府県労働局）

（子育てをしながら働き続けることのできる環境整備）

- ・ 介護施設や介護事業所における保育施設の整備・開設・運営を支援（平成 27 年度補正予算（案）・基金の積み増し 119.4 億円の内数）
- ・ 子育て中の介護職員のための代替職員を地域で確保するための仕組みの構築（介護職員子育て応援人材ステーションの実施）（平成 27 年度補正予算（案）
・ 基金の積み増し 119.4 億円の内数）
- ・ 子どもの預かりサービス（ベビーシッターの派遣等）の利用料の負担軽減（平成 28 年度予算（案）20 億円）

（介護ロボットや ICT の活用による負担軽減・生産性の向上）

- 介護ロボットの効果的活用方法の検討・開発・導入を支援するとともに、業務上の書類削減・ICT の活用による文書量の半減を推進（平成 27 年度補正予算（案）54 億円、平成 28 年度予算（案）4 億円）

（介護人材のキャリアアップの推進）

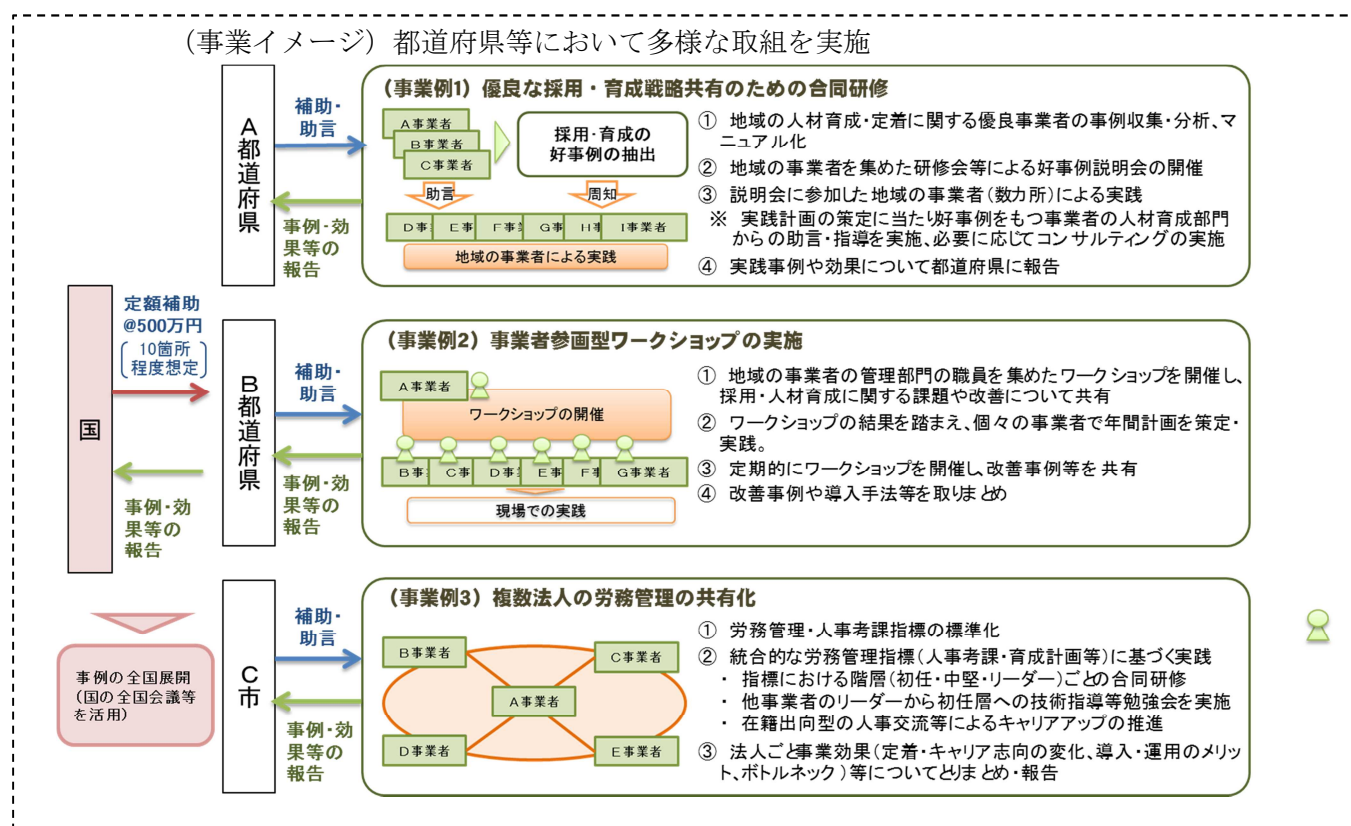
- 喀痰吸引等の登録研修機関の開設を支援（平成 27 年度補正予算（案）・基金の積み増し 119.4 億円の内数）
- 介護福祉士を目指す現任介護職員の実務者研修受講機会確保のための代替要員の雇上経費を支援（平成 27 年度補正予算（案）・基金の積み増し 119.4 億円の内数）

（優良な経営労務管理の推進）

- 介護や保育事業等を行う社会福祉法人が、経営労務管理について、経営労務管理の専門家による確認・相談支援等（①経営労務管理の専門家による法人の

経営労務管理状況の確認、②法人の経営労務管理の改善に向けた専門家による相談支援、③専門家による改善状況のフォローアップ) を受けるための経費（定額補：1法人当たり約46万円程度）を支援（平成28年度予算（案）20.7億円）

- 職員処遇に関する好事例の横展開を図り取組の推進を図るため、都道府県等において実施する地域の介護等事業者の経営・労務管理等の優良事例の分析・検証や、地域の実情に応じて行う多様な事業者等の人材育成の共同実施や人材交流等の取組を支援するための経費（定額補助：1自治体当たり500万円程度）を補助（平成28年度予算（案）0.5億円）



ウ 地域の関係主体の協議の場（プラットフォーム）を活用した取組の推進

平成27年度補正予算（案）や平成28年度予算（案）に盛り込んだ事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体が連携を深め、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

このため、都道府県におかれては、基金を活用した「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」に資する取組、介護福祉士修学資金等貸付事業、更には労働施策との有機的な連携を図られたい。また、取組を進めるに当たり、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、PDCA サイク

ルを確立していただきたい（目標設定に当たっての指標については、基本的な事項について、全国統一的に設定をしていただくことを想定しており、追って、社会・援護局よりお示しする予定。また、全国の目標設定の状況については、本年度内に中間的な報告を求める予定。）。

（関係主体の協議の場（プラットフォーム）の活用）

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに基金等を活用して設置している協議の場（プラットフォーム）を活用願いたい。

なお、社会・援護局より都道府県への聞き取りを行ったところ、平成 27 年度中に全ての都道府県において関係主体の協議の場は設置予定であるものの、開催頻度については、初年度ということもあり、年 2 回以下の都道府県が 4 分の 3 となっており、今後の更なる関係主体の連携強化を図るため、より一層、精力的に開催していただくようお願いしたい。

また、協議の場の参加主体を見ると、福祉・介護関係機関については、多くの都道府県が参加しているものの、地域での介護人材確保対策の有機的な連携に必要となる都道府県労働局や介護労働安定センターの参加が 7 ～ 8 割であり、今後、積極的な参加を求めている。

さらに、若者の新規参入促進に当たり有効と考えられる、福祉系以外の一般の学校や地域の教育機関の参加状況が十分でないと考えられる（いずれも 13 自治体）ほか、中高年齢者の新規参入促進に当たり、平成 27 年度補正予算（案）において、福祉人材センターとの連携を深めることとしているシルバー人材センターや、他産業の採用、人材育成、雇用管理の手法を取り入れ、介護人材確保の参考とする際に有効と考えられる地域の経済団体・企業等の参加がみられない状況にあり、積極的に、これらの関係主体からの参加を求めている。

エ 被災地における福祉・介護人材の確保

福島県相双地域等※は、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている。

※ 相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、波江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、飯館村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、平成 26 年度予算において、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（2 年間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきたところ。

しかしながら、相双地域等における介護分野の有効求人倍率は、いまだ全国値を大きく上回っており、平成 27 年 9 月には楡葉町の避難指示が解除され、今後、南相馬市（小高区）など避難指示の解除が見込まれる地域において、介護施設等の再開による福祉・介護人材需要の更なる高まりが予想されており、平成 28 年度からはじまる復興・再生期間においても、国として相双地域等の福祉・介護人材確保を支援する必要がある。

こうした背景を踏まえ、復興庁の行政事業レビュー公開プロセス（平成 27 年 6 月 26 日）においては、本事業について、

- ・ 福祉・介護人材不足は全国的な課題である中、実現可能性を踏まえた事業の目標設定・規模の適正化を図るとともに、相双地域外からの就労者を確保するための必要な支援について検討が必要
- ・ 昨年度の実績を検証しつつ、相双地域への就労が見込まれる者への絞り込みを行う等、効果的な広報の在り方について検討し、執行率の向上を図ることが必要との指摘を受け、「事業全体の抜本的改善」との取りまとめがなされた。

この結果を踏まえ、厚生労働省において、相双地域等に県外から赴き介護職として働いていただいている方々のニーズ把握を行った上で、

- ・ 事業の規模について、相双地域等における有効求人倍率を 1.0 倍にする考え方から、福島県並の倍率にする考え方へ転換
- ・ 現行の貸付メニューに加え、世帯で相双地域等に移住する者等に対する加算や、通勤や地域での生活に不可欠な自動車の輸送の際の加算等を創設
- ・ 被災地のボランティア経験がある若者や子育てを終えた者に対する広報を強化するとともに、被災地の実情を併せて知ってもらうためのイベントを全国各地で開催するほか、圏域内の法人に対する事業周知等、事業開始 3 年目で役割を終えた広報活動の停止など広報の重点化

など、事業の有効性・効率性を高める観点からの見直し・拡充を行い、平成 28 年度予算（案）として東日本大震災復興特別会計に 0.9 億円を計上し、引き続き相双地域等における福祉・介護人材確保に取り組むこととしている。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要である。都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組への御協力を引き続きお願いしたい。

（２）社会福祉法等に基づく福祉・介護人材確保の推進

福祉・介護人材の確保対策を強化するため、平成 27 年 4 月 3 日に、以下の内容を盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という。）を国会に提出しているところであり（継続審議中）、都道府県におかれては、改正法案が成立した際には、対応に遺漏なきようお願いしたい。

ア 福祉人材確保指針等の対象範囲の拡大（平成 28 年 4 月 1 日施行予定）

現在、社会福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める福祉人材確保指針については、その対象が社会福祉事業の従事者に限定されており、介護老人保健施設や特定施設入居者生活介護の介護職員については、法律上、対象とされていない。

しかしながら、今後の介護人材の確保の取組を国と地域の二人三脚で進めていくに当たり、国としての役割を明確化し、全国の取組を加速化させる観点から、今般の改正法案において、福祉人材確保指針の対象事業者を、介護保険サービス全般に従事する者に拡大することとする内容を盛り込んでいる。

同指針については、改正法案成立後、社会保障審議会福祉部会において議論の上、改正を行うことを予定しており、改正の際は、社会福祉法の規定に基づき、都道府県からも御意見を聴くこととしているので、予め御了知願いたい。

また、福祉人材確保指針の対象範囲の拡大と併せ、福祉人材センター及び福利厚生センターの支援対象となる者等についても同様の拡大を行うこととしているので、御承知おき願いたい。

イ 福祉人材センターの機能強化

都道府県福祉人材センターにおいては、都道府県ごとの福祉・介護人材を確保するための中核的な機関として、社会福祉法に基づく都道府県の指定を受け、福祉・介護に関する普及・啓発、マッチングや研修の実施などに取り組んでいる。

2020 年代初頭、更には 2025 年に向けた介護人材確保対策の推進に当たり、その役割の重要性は益々高まることが予想されており、今般の改正法案において以下の内容を盛り込み、機能強化を進めることとしている。

(i) 福祉人材センターの対象範囲の拡大（平成 28 年 4 月 1 日施行予定）

福祉人材センターの対象範囲について、社会福祉事業従事者から介護保険サービス全般に拡大することとしている（（2）のアと同様）。

(ii) ハローワーク等との連携強化（平成 28 年 4 月 1 日施行予定）

地域における就労の動向に応じた的確な福祉・介護人材確保のため、都道府県、ハローワーク等の官公署との緊密な情報共有の促進が必要であり、このための規定を整備する。都道府県におかれては、こうした改正内容を踏まえ、基金を活用した協議の場を活用し、連携を深めていただきたい。

更に、介護労働者の雇用管理の改善のため、相談援助や講習会、調査研究等を行っている介護労働安定センターとの連携についても、福祉・介護人材の就業後の職場定着を図るためには重要であり、都道府県におかれては、より一層の連携に向けた配慮をお願いしたい。

(iii) サテライト展開の推進（平成 28 年 4 月 1 日施行予定）

福祉・介護人材や福祉・介護を志す者が、より身近な地域で支援を受けられるよう、福祉人材センターの業務を地域の関係団体等に委託することを可能とし、広域的な人材確保対策を推進する。

- (iv) 離職した介護福祉士の都道府県福祉人材センターに対する氏名・住所等の届出を努力義務化（平成 29 年 4 月 1 日施行予定）

離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務とする。

平成 27 年度補正予算（案）において、離職した介護人材に対し、そのニーズに沿ったプッシュ型での情報提供を行うための届出システムの構築を行うこととしており、この改正内容が施行された場合は、このシステムを、再就業支援に有効に活用されたい。

また、こうした支援を、福祉・介護人材や福祉・介護を志す者が安心して受けられるよう、福祉人材センターの守秘義務規定を整備することとしている。

イ 福利厚生センターの対象範囲の拡大（平成 28 年 4 月 1 日施行予定）

福利厚生センターにおいては、社会福祉法に基づく国の指定を受け、単独では福利厚生が十分に行うことができない中小の法人に対する福利厚生事業等を実施し、福祉・介護人材の労働環境・処遇の改善に向け、取り組んでいる。

現在、福利厚生センターでは全国約 25 万人（平成 28 年 1 月現在）に対する福利厚生事業を行っているが、この取組の更なる推進を図るため、福利厚生センターの対象範囲についても、福祉人材センターと同様、社会福祉事業従事者から介護保険サービス全般に拡大することとしている。都道府県におかれては、管内の事業者に対する福利厚生センターについての周知等、引き続きご協力をいただきたい。

ウ 介護福祉士の資格取得方法等の見直し

介護人材の中核的な役割を期待される介護福祉士の資質の向上、更には、その社会的評価の向上を図る観点から、「社会福祉士及び介護福祉士法」の介護福祉士の資格取得方法等について、改正法案により以下の見直しを行うこととしている。

- (i) 3 年の実務経験により介護福祉士を取得する際の実務者研修の義務付け

（平成 28 年 4 月 1 日施行予定）

いわゆる実務経験ルートにおける、介護福祉士国家試験の受験資格要件については、これまでの 3 年の実務経験に加え、実務者研修の修了をその要件とするとしている（平成 28 年度国家試験から適用）。

介護施設・事業所における介護職員に占める介護福祉士の割合は、介護報酬に

における「特定事業所加算」や「サービス提供体制強化の算定要件」のひとつとなっており、「サービス提供体制強化加算」については、平成 27 年度介護報酬改定において、介護職員に占める介護福祉士の割合が高い施設・事業所の更なる評価のための区分が新設されているなど、「実務経験ルート」からの受験ニーズは今後も高まると考えられる。

都道府県におかれては、改正法案成立後、現任介護職員のキャリアパスを通じた、資質の向上や定着の促進の観点から、現任介護職員が介護福祉士国家試験を受講する際に、混乱を招かぬよう、改正内容についての周知を図られたい。

また、こうした実務経験ルートからの受験者を支援するため、

- ・ 介護福祉士修学資金等貸付事業（20 万円を貸付。2 年間介護現場に従事した場合、返還を免除。平成 27 年度補正予算（案）260.7 億円の内数。）や基金による実務者研修の受講負担軽減を進めていただくとともに、
- ・ 実務者研修を受講しやすい環境整備のための、代替職員の確保（平成 27 年度補正予算（案）119.4 億円の内数）などの予算事業を活用し、的確に支援を行っていただきたい。

なお、平成 28 年度以降、実務経験ルートから介護福祉士となった者については、介護福祉士の資格を有することをもって、喀痰吸引等の業務に従事することができる（すなわち、認定特定行為従事者研修の受講を要しない。なお、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）による所定の実習は必要）ことについて、御了知願いたい。

（ii）介護福祉士養成施設の卒業生に対する国家試験の義務付け

（平成 29 年 4 月 1 日より漸進的实施予定、平成 34 年 4 月 1 日より完全施行予定）

現在、介護福祉士養成施設の卒業生は、その卒業をもって介護福祉士となることとされているが、他の資格取得ルートとの整合性や、介護福祉士に対する社会的評価の向上等の観点から、平成 29 年度より介護福祉士養成施設卒業者に受験資格を付与し、5 年間をかけて国家試験の義務付けの漸進的な導入を図ることとしている。

具体的には、平成 29 年度から 33 年度までの間、介護福祉士養成施設の卒業生は国家試験の受験の有無に関わらず、卒業後、5 年の間は介護福祉士の資格を有

することとし、当該5年間のうちに、国家試験に合格するか、介護現場に5年間従事するかのいずれかを満たすことにより、引き続き、介護福祉士としての資格を有することができることとした。

また、こうした見直しの内容を踏まえ、平成27年度補正予算（案）に計上した介護福祉士修学資金等貸付事業においては、平成29年度以降の卒業見込み者に対し、国家試験受験対策のための費用（年4万円）貸し付ける加算メニューを創設しているので、都道府県におかれては積極的な活用をお願いしたい。

（iii）いわゆる特例高校の時限的な復活（平成28年4月1日施行予定）

経過措置により、いわゆる旧養成カリキュラムにより、介護福祉士の養成を行っている特例高校について、平成28年度以降の入学生のうち平成32年度の卒業予定者まで当該経過措置の適用を行う。なお、この見直しにより、現行の特例高校スキームを活用した通信課程による介護福祉士の養成も継続する。

（3）その他の福祉・介護人材確保の推進

ア「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者・その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成20年7月に、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後二週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

イ 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前

期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

（i）専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の核を担う人材を養成するため、平成 26 年度より「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているので、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科（アドバンスソーシャルワークコース、福祉ビジネスマネジメントコース）

平成 28 年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。（Tel 042-496-3000）

（1）地方公共団体推薦入学試験（新規）

入学試験日	出願期間
平成 28 年 3 月 5 日（土）	平成 28 年 1 月 18 日（月）～ 2 月 17 日（水）
平成 28 年 3 月 20 日（日）	平成 28 年 2 月 29 日（月）～ 3 月 11 日（金）

（2）一般、推薦、指定法人推薦入学試験

入学試験日	出願期間
平成 28 年 1 月 24 日（日）	平成 27 年 12 月 14 日（月）～ 1 月 5 日（火）
平成 28 年 3 月 5 日（土）	平成 28 年 1 月 18 日（月）～ 2 月 17 日（水）

（ii）社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。

（詳細については、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」※を参照。）

※ URL：<http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>

2 外国人介護人材の受入れに関する議論等について

(1) 経済連携協定（EPA）に係る外国人介護福祉士候補者の受入れ等について

ア EPA 介護福祉士に対する学習支援

現在、インドネシア、フィリピン及びベトナムの3カ国から、経済連携協定に基づく特例的な措置として、介護福祉士候補者（以下「EPA 介護福祉士候補者」という。）の受入れを行っている。

これら EPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

(i) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入れ施設が行う EPA 介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備のための経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間23.5万円以内）。

また、受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費について補助を行う（定額：1受入れ施設当たり8.0万円）。

(ii) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・技術等を学ぶ集合研修、就労2年目以降（平成27年度においては、平成25年度以前の入国者が該当）の EPA 介護福祉士候補者に対する通信添削指導を実施（このほか、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を実施）している。

なお、本事業については、厚生労働省の委託事業として実施しており、実施主体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

イ 平成28年度の受入れスケジュール

平成28年度においては、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大300人の受入枠を確保しており、受入調整機関である（公社）国際厚生事業団にお

いて、日本側の受入れ施設の募集、日本での就労・研修を希望する候補者の確定、受入れ施設と候補者とのマッチングを行った。

今後は、母国での日本語研修を経て、平成 28 年 6 月頃、入国手続を行い、その後、訪日後日本語研修を開始する予定である。

ウ 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会における議論について

「日本再興戦略（改訂 2015）」において、「経済連携協定に基づきインドネシア、ベトナム及びフィリピンから受け入れている外国人介護福祉士候補者について、その更なる活躍を促進するための具体的方策について検討を開始し本年度中に結論を得る。」とされていること等を踏まえ、平成 28 年 1 月 21 日より「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」を再開し、EPA 介護福祉士候補者の更なる活用促進策等について御議論いただくこととしている。

（２）外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加することについて

管理監督体制の強化（監理団体に対する許可や、技能実習計画の認定の制度化等）や制度の拡充（優良な監理団体等に限った最長実習期間の 3 年から 5 年への拡大）等の技能実習制度の見直し内容が盛り込まれた「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」（以下「技能実習法案」という。）が平成 27 年 3 月 6 日に国会に提出されている（継続審議中）。

こうした中、技能実習制度への介護職種の追加については、

- ① 介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとならないようにすること
 - ② 業務内容に応じた適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること
 - ③ 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること
- という 3 つの要件に対応することで、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進めつつ、技能実習法案に基づく新制度の詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新制度の施行と同時に職種追加を行うという手順で進めることとしている。

(3) 介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等

介護福祉士の国家資格を取得した外国人留学生が、引き続き、国内で就労できるための新たな在留資格「介護」の創設が盛り込まれた「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が平成 27 年 3 月 6 日に国会に提出されているところである（継続審議中）。

第3 生活保護制度等について（保護課、自立推進・指導監査室）

1 生活保護を取り巻く状況等について

（1）生活保護の動向（平成27年10月時点）

平成27年10月時点の生活保護受給者数は約217万人（生活保護受給世帯数：約163万世帯、保護率：1.71%）となっており、平成27年3月に現行制度下での過去最高を記録し、現在も高い水準で推移している。

ただし、対前年同月伸び率は、平成22年1月の12.9%をピークに減少傾向が継続しており、現在は▲0.1%と過去10年間で最も低い伸び率となっている（世界金融危機直前（平成20年10月）の伸び率は3.0%）。

年代別にみると高齢者の受給者数の伸びが大きく、生活保護受給者の半数近く（平成26年度で約44%）は65歳以上の者となっている。

（2）面接時の適切な対応について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、平成26年7月に施行された生活保護法の一部改正法により申請時の手続等を法律に規定したところである。これまでも周知してきているとおり、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められていることについては、従前からの運用を変更するものではない。

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認し、意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要がある。このため、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

そのほか、相談段階における扶養義務者の状況の確認について、扶養義務者と相談

してからでないと申請を受け付けない、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行う、といったことがないよう徹底されたい。

さらに、従前より「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成 12 年 10 月 25 日社援第 2393 号厚生省社会・援護局長通知）において、生活保護法第 23 条第 1 項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

上記趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な窓口対応が行われるよう、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行っていただきたい。

なお、過去に福祉事務所が使用する扶養照会書等に、扶養義務の履行が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現がされている事案が判明したことを踏まえ、管内福祉事務所が使用している各種様式等について、不適切な表現がないか、という観点で点検いただくよう改めてお願いする。

2 就労・自立支援の充実について

（1）生活保護受給者の就労支援における KPI の設定について

稼働能力を有する被保護者については、その能力に応じて就労することが必要であり、これまでもハローワークと福祉事務所によるチーム支援（生活保護受給者等就労自立促進事業）、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業等（以下「就労支援事業等」という。）を活用して積極的に支援を実施いただいているところである。

また、平成 27 年度から各自治体において、就労支援事業等の対象者数及び参加者数、就労・増収者数等を指標として盛り込んだ就労支援促進計画を策定いただくとともに、就労支援事業等の適切な効果検証及び的確な見直しを行うこととしている。

政府全体においても「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に基づき「経済・財政再生計画改革工程表」（以下「改革工程表」という。）が策定されたところである。

その中で、生活保護受給者の就労支援に関して、KPI（改革の進捗管理や測定に必要な指標）として、

- ① 就労支援事業等の参加率を 2018 年度までに 60%とする
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を 2018 年度までに 50%とする
- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を 2018 年度までに 45 %とする

ことが定められたほか、就労支援事業等を通じた脱却率、就労支援事業等の各地方自治体の取組状況、「その他の世帯」の就労率等の地方自治体ごとの状況の「見える化」が盛り込まれたところである。

これらの KPI の設定に伴い、目標の達成に向けて、自治体に設置するハローワークの常設窓口（以下「常設窓口」という。）を増設するとともに、常設窓口に配置する就職支援ナビゲーターを増員し支援体制を充実することとしている。各自治体においても、就労支援員の増配置による支援体制の充実、被保護者就労準備支援事業及び平成 28 年度から実施する就農訓練事業等の積極的な活用など就労支援事業等を着実に実施いただきたい。

さらに、改革工程表においては、「就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPI について 2016 年度に再検討」することとされており、各自治体における就労支援事業等の成果を「見える化」できるよう、自治体の業務負担に考慮しつつ、引き続き検討を進めていくこととしているので、ご留意願いたい。

【参考】生活保護受給者の就労支援等の現状

○ 就労支援事業等の参加率

2015 年度 就労支援促進計画の目標値平均 47.9%（計画提出率 98.6%）

○ 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合

2015 年度 就労支援促進計画の目標値平均 44.5%（計画提出率 98.6%）

○ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）

2014 年度 34.3%

(2) 就労支援促進計画の策定について

平成 28 年度の就労支援促進計画の策定については、改革工程表において生活保護受給者の就労支援について KPI が設定されたことと「見える化」が盛り込まれたことに伴い、就労支援の状況のデータ等を収集するため、通知の改正を行うこととしているのでご了解いただきたい。

また、平成 27 年度は、「就労支援等の状況調査」を踏まえて、就労支援事業等において就労・増収率の達成率が高いなど効果的な取組を行っている自治体に対して、関係職員等研修啓発事業（補助率 1/2）について、補助率の引き上げを行ったところであるが、平成 28 年度についても引き続き実施することとしているので、ご了解願いたい。

(3) 被保護者就労支援事業について

被保護者就労支援事業は、これまで予算事業として実施してきた就労支援事業について、その重要性に鑑み、生活困窮者自立支援法に明確に位置づけ、平成 27 年 4 月より実施いただいているところである。

本事業においては、①就労に向けた個別支援（就労に関する相談・助言、履歴書の書き方、面接の受け方等の支援、個別の求人開拓や定着支援等）、②稼働能力判定会議等の開催（稼働能力や適正職種の検討、就労支援プログラムの選定等に当たり、複数の専門的な知見を有する者で構成する稼働能力判定会議等を開催）、③就労支援の連携体制の構築（地域における被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や関係機関の連携強化、個別求人開拓等を円滑に進めるため、ハローワーク等の行政機関、社会福祉法人等関係団体や企業が参画する就労支援の連携体制を構築）をしていただくこととしている。

特に、高齢期に至る手前の 40～50 歳代の生活保護受給者については、年齢等によって比較的就労につながりにくい状況にあることから、本事業により、地域における就労支援の連携体制の構築を通じて就労の場の開拓等をお願いしたい。

なお、本事業は必須事業であるが、就労支援員を配置していない保護の実施機関や「その他の世帯」120 世帯に対して、1 名の就労支援員を配置していない等、就労支援体制が十分でない保護の実施機関においては、「就労支援員の増配置について」（平成 22 年 9 月 14 日社援発 0914 第 7 号厚生労働省社会・援護局長通知）を参考として、

保護の実施機関における被保護者数及びその他地域の実情に応じて就労支援員を適切に配置いただくようお願いする。

(4) 被保護者就労準備支援事業について

生活保護世帯の「その他の世帯」の生活保護受給期間について、受給期間が3年未満の世帯の数は、平成20年度から23年度にかけて増加したものの、24年度以降は、減少傾向に転じている。一方で、受給期間が3年以上の「その他の世帯」の数は、平成19年度以降増加し、23年度以降の伸びが著しくなっているが、このような長期受給者の中には、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者も一定程度いると考えられる。

このような就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対し、就労意欲の喚起や一般就労に向けて日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業として、平成27年4月より被保護者就労準備支援事業を実施していただいているところである。

本事業は、増加傾向にある受給期間が比較的長い生活保護受給者の支援として、今後、重要な役割を果たしていくと考えられるが、平成27年10月時点で、28年度の被保護者就労準備支援事業の実施予定は、3割程度の自治体にとどまっていることから、NPO法人や社会福祉法人などの地域資源を活用しながら、積極的に事業の実施をお願いしたい。

(5) 生活困窮者等の就農訓練事業について

近年農業活動を通じて得られる心身のリハビリ効果が評価されており、生活保護受給者を含む生活困窮者が農業に従事することによって、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながる効果のほか、農業分野における人材の確保にも資するものと考えられる。

こうしたことを踏まえて、平成28年度から新たに、被保護者就労準備支援事業の一事業として、NPO法人、農業法人等民間団体との連携により、農業体験や研修を通して、就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む。）や社会参加促進を支援する生活困窮者等の就農訓練事業を実施することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

なお、本事業については、被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業の基準額・経過措置とは別に、それぞれ1自治体あたり10,000千円以内（生活困窮者と生活保護受給者の両方を対象に事業を実施した場合には、それぞれ10,000千円以内）の加算を予定しているのでご留意願いたい。

（6）被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業の国庫負担・補助の基準について

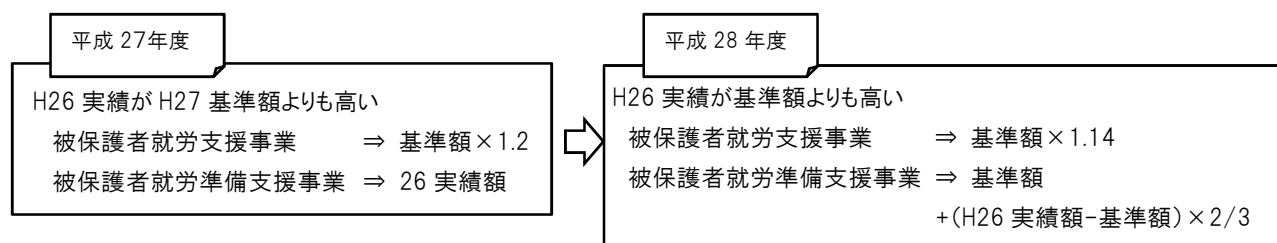
被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業を含む生活困窮者自立支援法関係経費については、全国的な制度として予算を公平かつ効果的に執行するための措置として、事業ごとに基準額（事業費ベース）を設定している。

平成28年度の基準額の設定については、基本的には27年度と同様とするが、被保護者就労準備支援事業の基準額について、大都市部においてより実態に即した事業実施が可能となるように、被保護人員40,000人以上の自治体において上限額を70,000千円とする区分を新設することとしている。

なお、平成28年度においては、27年度よりも実施自治体数の増加を見込んで、十分な予算を確保しているところであり、各自治体におかれては、引き続きこれらの財源を活用して効果的な事業実施をお願いしたい。

また、各事業の国庫負担・補助については、制度施行当初の平成27年度に限り、基準額に一定の経過措置を設けていたところである。

これらの経過措置については、国庫補助の公平な配分の観点から基本的には廃止していくことが必要であるが、それぞれの経過措置の趣旨等を踏まえ、平成28年度は、以下のとおり一定程度縮減しつつ、継続することとする。



（７）生活保護受給者等就労自立促進事業について

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者等を対象として、ハローワークと自治体の協定等に基づき、両者によるチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進するものである。

本事業では、常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備しており、支援対象者の多い政令市、中核市の福祉事務所を中心に、平成 28 年度中に常設窓口を 194 箇所設置することとしている。

既に常設窓口を設置している自治体におかれては、「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」（以下「協議会」という。）等で設定した目標が達成されるなど、連携効果が十分発揮されるよう、窓口を有効活用していただくとともに、来年度、常設窓口の設置を予定している自治体におかれては、ハローワークと一体となった就労支援業務が早期に軌道に乗るように、ハローワークシステムの設置を待たず、一定期間庁舎内仮スペース等で、携帯端末を活用したハローワークの相談業務を行ってもらうなどの方策について、都道府県労働局と調整し、準備を進めていただきたい。各自治体におかれては、この常設窓口も含めハローワークへの支援候補者の積極的な送り出しをお願いしたい。

ハローワークとの連携については、「就労支援の実施におけるハローワークとの連携等について」（平成 26 年 6 月 30 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）も踏まえ実施いただいているところであるが、地域の雇用情勢を的確に把握し、効率的かつ効果的に就労支援を行うため、自治体においては、定期的に対面で打ち合わせをするなどハローワークと日頃から「顔の見える関係」を構築し、①日常的な雇用情勢等（地域の求職者の動向、産業別の求人状況等）の情報共有、②協議会で設定した目標達成に向けた支援対象者の範囲や選定等のハローワークへの送り出しについての認識の共有、③支援対象者への支援に当たって必要となる情報提供等に努めることなど、生活保護受給者の就労促進に向けて一層の連携を進めていただくようお願いする。

また、各都道府県労働局長に対して、「生活困窮者等の就労支援に当たっての地方公共団体とハローワーク等との連携強化について」（平成 27 年 9 月 30 日職発 0930 第 8 号・能発 0930 第 22 号厚生労働省職業安定局長・職業能力開発局長連盟通知）が通知されており、同日付けの事務連絡において各自治体へ情報提供しているが、当該通知においては、各都道府県労働局長に対して、就労支援体制の連携強化の取組として、

- ・ 労働局・ハローワークにおいては、無料職業紹介事業を行う自治体等へのオンライン情報提供のスキームの活用を促すほか、積極的な情報提供を行っていくこと
- ・ ハローワークから自治体に対し、求職者支援訓練の訓練コース及びその実施機関に係る情報を提供すること

などが指示されているので、通知内容に留意いただき一層の連携に努めていただくようお願いする。

なお、生活保護受給者を含めた生活困窮者の就労に向けた準備状況の判断を支援するため、職業安定局において「就労準備状況のチェックリスト」を作成し、各都道府県労働局・ハローワークに配付されているところであり、平成 27 年 9 月 15 日付けの事務連絡において各地方公共団体へ情報提供しているところである。

当該チェックリストは、各自治体からハローワークへ、生活保護受給者等を円滑に誘導するために作成されたものであるが、各自治体において、地域の実情に応じて活用いただくなど、ハローワークとの認識共有に効果的なものになるよう、積極的な活用をお願いする。

（８）早期の集中的な自立支援について

働くことのできる方については、その能力を活用して就労できるよう、積極的に支援し、就労によって保護から脱却していただくことが重要である。このため、平成 26 年 7 月から、脱却後に生じる税・社会保険料等の負担増を緩和し、保護脱却のインセンティブとするとともに、安定的に就労して生活を維持し、再度生活保護に至ることなく着実に自立していただくことを目的とした就労自立給付金（以下「給付金」という。）の制度が施行されたところである。

自治体におかれては、就労支援の対象者に対し、給付金の支給が受けられる仕組みについて十分に説明を行い、より就労による保護脱却が図られるよう積極的な働きかけをお願いします。

特に、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成 25 年 5 月 16 日社援発 0516 第 18 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、同方針に基づく支援が効果的と思われる者に対しては、保護脱却に至るまで切れ目なく集中的な支援を行い、生活保護受給者の就労による自立を促すことにしており、積極的に自立活動確認書を作成いただくとともに、生活保護受給者との面談の機会をとらえて、就労活動促進費の活用等による就労に向けた切れ目のない支援や、給付金の支給を受けられる仕組みについても十分に説明を行い、早期の保護脱却に向けて働きかけるようお願いします。

なお、就労による自立を促進するに当たっては、就労後に職場に定着していただくことが重要となる。支援を行う際に、本人の納得を得ず就労を求めることは、就労先に定着し、自立することを促すという就労支援の本来の目的からすると適当ではないことから、本人の意思を尊重した就労支援を行っていただくことをお願いします。

（９）生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について

平成 27 年 4 月より、生活困窮者自立支援法が施行されるとともに、生活保護法の一部改正法が施行されたことに伴い、被保護者の相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業である被保護者就労支援事業等が実施されたところである。

生活困窮者自立支援法の運用に当たっても、必要な者には確実に保護を実施するという生活保護制度の基本的な考え方にに基づき、生活保護が必要であると判断される場合には、福祉事務所と連携を図りながら適切に生活保護につなぐことが必要である。

一方、生活保護から脱却した者等が必要に応じて生活困窮者自立支援法に基づく事業を利用することも考えられるため、本人への継続的な支援という観点も踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度とを連続的に機能させていくことが重要である。

については、「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成 27 年 3 月 27 日社援保発 0327 第 1 号・社援地発第 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長・地域福祉課長連名通知）に基づき、対象者の情報共有などを通じて適切な支援をお願いします。

また、支援を必要とする生活困窮者、生活保護受給者に対して連続的な支援が可能となるよう、地域の実情に応じて両制度に基づく事業の一体的実施にも努められたい。

（10）居住の安定確保支援事業について

生活保護受給者の住居については、本来一時的な利用が前提である簡易宿泊所等に長期にわたり入居している例がみられ、その中には住環境が劣悪な例や十分な処遇がされない例もあるとの指摘もある。

そのため、平成 25 年度より、住宅扶助の代理納付の仕組みを活用して、安定的に家賃収入の確保がされることについて賃貸人の理解を得て、既存の民間賃貸住宅への入居を促進するとともに、地域において、行政だけでなく NPO 法人等関係機関が連携して、入居後に生活保護受給者への日常生活支援等を行うことにより、地域での生活を円滑に行えるよう支援する「居住の安定確保支援事業」を実施しているところである。

平成 28 年度については、27 年 5 月に発生した川崎市の簡易宿泊所の火災を踏まえ、簡易宿泊所に入居する生活保護受給者の民間アパート等への転居を図っていくことや、住宅扶助基準の見直しの円滑な施行を図るため、生活保護受給者に対して安価で質の良い住宅確保の支援を図ることが必要なことから、福祉サービス等との連携強化など事業内容や予算を拡充し実施することとしており、生活保護受給者の居住支援のために本事業の積極的な活用をお願いします。

また、事業の実施にあたっては、「生活保護受給者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局等の連携について」（平成 27 年 6 月 11 日社援保発 0611 第 1 号、国賃貸第 13 号、国住心第 57 号厚生労働省社会・援護局保護課長・国土交通省住宅局住宅総合整備課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）において示しているとおり、国土交通省が行っている居住支援協議会（住宅セーフティネット法第 10 条第 1 項に基づき組織されている協議会）などと連携（入居可能な民間賃貸住宅の情報共有、

協議会への参画等）を図ることにより、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の支援への取組をお願いします。

（１１）自立支援プログラムの策定について

自立支援プログラムは、①管内の生活保護受給世帯全体の状況を把握し、②生活保護受給者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の生活保護受給者に必要な支援を組織的に実施することによって、生活保護受給世帯が抱える様々な問題に対処し、これを解決するための「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取組を推進する「システムの対応」を可能とするものである。各自治体におかれては、引き続き就労支援のほか、就労が困難な生活保護受給者に対する社会的自立の支援、適切な金銭管理の実施など自立支援プログラムの策定・実施に取り組んでいただくようお願いする。

３ 不正・不適正受給対策の強化等について

（１）いわゆる「貧困ビジネス」への対応について

無料低額宿泊所や簡易宿泊所等であって、居室が著しく狭隘で設備が十分でない住環境であるにもかかわらず、住宅扶助特別基準による家賃額を悪用して不当な利益を得ているいわゆる「貧困ビジネス」が存在するものと考えられる。

これまでも、無料低額宿泊所及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊所等」という。）については、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、平成 21 年 10 月に発出した通知等により、

- ① 訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全対策への協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊所の収支状況の公開の徹底

について管内福祉事務所に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保

護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いしているところである。

しかしながら、いわゆる「貧困ビジネス」は依然として後を絶たず、無料低額宿泊所等の適正運営の確保が強く求められることから、平成 27 年 4 月に「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」（平成 15 年 7 月 31 日社援発第 0731008 号厚生労働省社会・援護局長通知）を改正し、同年 7 月 1 日から施行しているところである。本通知の趣旨を踏まえ、必要な助言指導を行うなど、適切な対応をお願いしたい。

（２）不正事案（重複受給）への対応について

不正受給事件については、「生活保護の適正実施の推進について」（昭和 56 年 11 月 17 日社保第 123 号厚生労働省社会・援護局保護課長・監査指導課長通知）により厚生労働省に適宜情報提供をいただいているところであるが、近年、複数の福祉事務所から重複して保護費を受給し逮捕されるケースが見受けられているところである。

住居の賃貸借契約書の偽造や、偽名として実在する者の名を使用するなど、意図的に事実を改ざんするようなケースについて、可能な限り未然防止が図られるよう、保護申請時に事実関係を確認する際は、以下に掲げる事項に留意するよう、管内福祉事務所に対して周知されたい。

なお、画一的に行われることで必要な人に必要な保護の適用がなされないことが生じないように十分な配慮をお願いする。

ア 保護開始時の家庭訪問は必ず実施すること

イ 生活歴等の把握に当たっては、可能な限り客観的な資料の収集を行うこと

（例）「保護歴なし」との申出がある者の前住所地への照会

DV 被害を訴える者について婦人相談所や警察への照会

ウ 賃貸借契約書等については可能な限り原本を確認すること

また、保護開始後においても、個々の世帯の実情に即した保護の決定実施を行う観点から訪問調査活動を効果的に実施し、当該世帯の生活実態の把握に努め、居住実態等の確認を行うこと。

なお、要保護者の居住地または現在地と住民基本台帳に記載された住所が異なる場合には、不正受給対策としてのみならず、各種行政サービスを受けられないなどの不

利益を被る場合も多いことから、要保護者に住民登録を励行させ、住民基本台帳担当部局に情報提供するとともに、住民票の異動手続等の必要な連携を図るようお願いする。

（３）住宅扶助基準見直しにかかる留意事項について

平成 27 年 7 月 1 日から施行されている住宅扶助基準の見直しについては、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成 27 年 4 月 14 日社援発 0414 第 9 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）及び「住宅扶助の認定にかかる留意事項について（通知）」（平成 27 年 5 月 13 日社援保発 0513 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「留意事項通知」という。）を踏まえ、最低限度の生活の維持に支障が生じないように、適切に運用するとともに、前述の「居住の安定確保支援事業」も活用して、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の支援に取り組んでいただくようお願いする。その際、留意事項通知で示しているとおり、福祉事務所において、当該世帯の意思や生活状況等を十分に確認し、必要に応じて局長通知に定める経過措置等の適用や住宅扶助（家賃・間代等）の趣旨も十分に踏まえ、引き続き適切な住宅扶助の認定に努められたい。

（４）最低生活費の遡及変更について

最低生活費の遡及変更が可能な期間については、従来、行政処分についての審査請求期間が行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)上 60 日とされていること等から、2 か月程度（発見月及びその前月分まで）とされてきたところである。平成 28 年 4 月 1 日から、改正行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が施行され、審査請求期間が 3 か月に変更されることを踏まえ、最低生活費の遡及変更が可能な期間について、3 か月程度（発見月の前々月分まで）とする通知改正を予定しているのでご了解願いたい。なお、本取扱いについては、平成 28 年 4 月 1 日以降になされた処分から適用する予定である。

4 医療扶助の適正化等について

(1) 不適切な受診誘導等の防止について

平成 27 年度において、精神疾患患者である生活保護受給者を特定の医療機関へ不適切に受診誘導し、また、不適切な住居の紹介や金銭管理を行っていることが疑われる事例が発生した。

生活保護受給者の支援においては、不適切な受診誘導があってはならないことは当然であり、また、自立支援のためには適切な住環境の提供や、金銭管理の実施が行われることが必要である。

このため、「生活保護における不適切な受診誘導の防止等について」（平成 27 年 8 月 7 日社援保発 0807 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、不適切な受診誘導の防止等のための対応について通知したところである。通知の要点は以下のとおりであるので、自治体の監査等における必要な指導の実施など対応に遺漏なきようお願いする。

① 委託事業者等による特定の医療機関への不適切な受診誘導の防止

- 生活保護受給者へ受診勧奨等を行う際は、客観的かつ合理的な根拠に基づき、医療機関を提示すること。また、例えば複数の医療機関を提示するなど、理由なく特定医療機関に偏することがないこと。加えて、特定の医療機関への受診が保護の要件であるかのような説明は行わないこと。
- 委託事業者の調達においては、事業の公平性・透明性の観点から、原則一般競争入札によること。
- 健康管理支援等の業務を委託する場合、その業務実態を把握し、不適切な業務が行われている場合には、事業主体の責任において是正を図ること。

② 医療扶助の決定における医療要否の検討の徹底

- 医療扶助の決定や継続の必要性について、病状に疑いがある場合等においては、検診命令の実施を徹底すること。
- 精神障害者への支援については、障害者総合支援法における就労継続支援等のサービス利用の検討も行うこと。
- 他法他施策優先の観点から、精神疾患を有する者に関する自立支援医療（精神通院医療）の申請指導を徹底すること。

③ 訪問調査の徹底及び劣悪な住環境と確認された住居への対応

- 生活保護受給者の生活実態を把握するため、訪問調査を徹底し、転居後においても転居先の訪問調査を行い、適切な居住場所の確認に努めること。
- 著しく狭隘かつ劣悪な住環境に居住する者に対しては転居指導を徹底し、建築基準法違反の疑いのある建築物については建築部局と連携して対応すること。
- 床面積別に応じた適切な住宅扶助費の認定を行うこと。

④ 生活保護費の適正な交付及び適切な金銭管理の徹底

- 生活保護費は原則、本人へ交付するよう徹底すること。
- 生活保護受給者が金銭管理サービスを利用する際は、福祉事務所が契約内容や実施状況の把握に努めること。
- 入院入所の場合、本人あてで現金書留により送られた保護費を本人の意思に反して無断で管理されることがないように徹底すること。
- 福祉事務所は、家計管理や金銭管理に関する支援に努めるとともに、自立支援プログラムや成年後見制度等の活用を検討すること。

⑤ 生活保護受給者に対する安否確認の適切な実施

- 緊急やむを得ない場合に、本人の同意なく住居に立ち入ることがある場合、大家等の第三者に協力を求めて行うこと。
- 委託事業者等から、見守りの必要性が高い者に対し、本人の意思に反して住居に立ち入ることについて相談を受けた際には、適切な助言を行うこと。

なお、平成 28 年度以降の「生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援事業」（「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護適正実施推進事業実施要領」（別添 11））については、補助金の交付要件として、法人の業務委託先の支援員が所属する医療機関を紹介する場合は、ケース診断会議に諮る等により、その必要性について確認することを求めることとする予定であるので、あらかじめご承知おき願いたい。

（2）生活保護受給者の医療扶助における KPI の設定について

医療扶助については、改革工程表に後発医薬品の使用促進、頻回受診の適正化及び健康管理支援の 3 点が盛り込まれている。具体的には、後発医薬品の使用促進について「生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017 年央までに 75%とする

とともに、2017 年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018 年度とすることを基本として、具体的に決定すること、頻回受診の適正化について「頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進」すること、健康管理支援について「生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討」することとされた。

また、同工程表において、これら事項に関する KPI が設定されており、まず後発医薬品については、第 1 階層として「医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】」、第 2 階層として「生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017 年央までに 75%。2017 年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018 年度とすることを基本として、具体的に決定する】」とされており、頻回受診の適正化に関しては、第 1 階層として「頻回受診対策を実施する自治体【100%】」、第 2 階層として「頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016 年度に決定】」とされた。

この他、第 2 階層の KPI の「見える化」事項として、「生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差」及び「後発医薬品の使用割合の地域差」の 2 点が盛り込まれている。

これを踏まえ、関係する通知について所要の改正を行うとともに、検討が必要とされている事項については、来年度以降、具体的な検討を進めることとしているので、ご承知おき願いたい。

(3) 後発医薬品の更なる使用促進について

① 後発医薬品の使用促進に関する状況について

後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療費の適正化の改善に資することから、国全体でその使用促進に取り組んでいるところである。

生活保護制度における後発医薬品の使用促進については、これまで、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成 25 年 5 月 16 日社援保発 0516 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、指定医療機関である薬局において一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としない処方せんを持参した生活保護受給者に対して、原則とし

て後発医薬品を調剤する取組や、法改正により、平成 26 年 1 月から、医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、医療機関等が生活保護受給者に対して後発医薬品の使用を促すものとする対応を行ってきたところである。

さらに、後発医薬品の使用割合には地域差があることから、平成 27 年度より、自治体ごとにそれぞれの使用割合を踏まえた使用促進に係る計画を策定する取組を開始し、使用促進の取組の効果が一定の基準を満たす場合には、医療扶助適正化関係補助金の補助率を引き上げているところである。また、院内処方については、使用割合が 75%未満の医療機関に対し、都道府県等が後発医薬品の使用促進を要請する取組を始めている。

これらの取組の効果により医療扶助における後発医薬品の使用割合は、平成 27 年 6 月審査分で 63.8%（医科入院、医科入院外、歯科、調剤の総数である医療扶助全体における割合）となった。医療全体では、56.2%（医薬品価格調査（薬価本調査）（平成 27 年 9 月取引分）（速報値））であることから、生活保護は医療全体を約 7.6%上回っている。

② 後発医薬品の使用促進の取組に関する目標等について

改革工程表に関する具体的対応の医療扶助における後発医薬品の使用割合の目標として、2017 年央までに 75%と通知上に明記するとともに、2017 年央において、次期目標について、改革工程表を踏まえた検討を行う予定である。また、後発医薬品の使用促進の具体的な取組として、後発医薬品使用促進計画を未策定の自治体について、その策定をお願いする予定である。併せて、地域の薬局等と連携した服薬指導についてモデル実施を行う予定である。

③ 電子レセプトシステムを活用した後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用促進における生活保護等版レセプト管理システムの活用に関し、後発医薬品の数量シェア（新定義）を算出する方法に関するマニュアルや、調剤報酬明細書のうち、先発医薬品が調剤された理由について摘要欄に記載があるレセプトを抽出するためのデータについて、各自治体に送付しているところである。

各自治体においては、後発医薬品の使用促進の取組における進捗状況の把握や、効率的な服薬指導の実施に活用していただきたい。

（４）頻回受診の適正化について

医療扶助を受けて頻回受診を行う患者については、福祉事務所が主治医訪問や嘱託医協議を行った上で、頻回受診の適正化のための指導を行っている。

改革工程表における具体的対応として、頻回受診の適正化の対象範囲について、他の医療制度における指導対象範囲を参考としつつ再検討し、2016年度に取組の目標値を設定する予定である。また、頻回受診の適正化に係る具体的な取組として、各自治体において、頻回受診の適正化に係る計画を策定するとともに、改善者割合の向上に向け、訪問看護ステーション等と連携した適正受診指導についてモデル実施を行う予定である。

（５）生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援の推進

生活保護を受給している患者は糖尿病や肝炎など重症化すると完治が難しい疾患に罹患している割合が国民健康保険等の患者に比べて高いといった特徴がある。生活保護受給者の自立助長を図る基礎としては、何より健康状態を良好に保つことが重要である。また、糖尿病等の疾患は、日常生活における健康管理を適切に行うことで重症化の予防が可能なものであり、生活保護受給者の健康面に着目した支援を行うことは重要と考える。あわせて、健康状態を良好に保つことは、結果として医療扶助等の適正化にも資することとなる。

これまで、生活保護法の一部改正法において、生活保護受給者が自ら健康の保持及び増進に努めることを生活上の義務として規定するとともに、福祉事務所が生活保護受給者の健康診査結果等を入手できるようにしたところである。

さらに平成 27 年度、「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」を立ち上げ、自治体における取組強化に資する支援の在り方等について検討し、とりまとめを行ったところである。

本とりまとめ内容を踏まえ、平成 27 年度末に「生活保護受給者に対する健康管理支援の実施について」（平成 27 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 15 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出し、診療報酬明細書等から既に生活習慣病の治療を行っている者を把握し、患者が自己判断で受診や服薬を中断することがないように定期的な訪問調査や電話等による支援を行うなど、生活習慣病の重症化予防の取組をお願いしているところである。

改革工程表では、「生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討」するとされており、今後、データに基づく効果的な支援など具体的な方策を検討する予定である。

(6) 平成 28 年度予算(案)における生活保護受給者への適正受診指導等の強化について

医療扶助に係る適正化については、福祉事務所において頻回受診や重複処方に係る適正受診指導、後発医薬品の使用に係る服薬指導、健康管理支援等に取り組まれているところである。しかし、ケースワーカーによる対応のみでは、医学的な助言等が十分に行うことができていなかったところである。

このため、新たに平成 28 年度予算(案)において、地域における薬局や訪問看護ステーションと連携し、適正受診指導等において、薬剤師や看護師から医学的な助言等を行うための予算として約 2 億円を計上しているところである。

後発医薬品の使用促進、頻回受診の適正化、健康管理支援については、改革工程表にも記載がなされたところであるので、各自治体においては、積極的な事業実施に努められたい。

5 平成 28 年度生活保護基準について

(1) 平成 28 年度の生活扶助基準について

生活扶助基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案して毎年度の改定を行っている。

平成 28 年度の生活扶助基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案し、27 年度と同額とすることとしている。

(2) その他

住宅扶助の住宅維持費、出産扶助（施設分べん）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）等については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

6 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（仮称）の実施について

（１）調査の概要

次期生活保護基準の検証（平成 29 年検証）及び生活保護制度全般を検証するための基礎資料として、平成 28 年度において 1 回限りの調査として「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（仮称）」（以下「本調査」という。）を実施する予定である。

都道府県・指定都市・市・特別区及び福祉事務所を設置する町村の担当部局・職員におかれては、本調査が円滑に行われるよう、ご協力をお願いしたい。

（２）調査の対象

本調査は、生活保護世帯と一般世帯の生活実態の比較等を行うこととしており、一般世帯と生活保護世帯のそれぞれにおいて調査を行う予定である。

一般世帯については、平成 28 年国民生活基礎調査（所得票）の後続調査として、当該調査を実施した世帯のうち、1,640 単位区（約 30,000 世帯）を予定している。

生活保護世帯については、平成 28 年度社会保障生計調査の後続調査として、1,110 世帯全てを予定している。

なお、本調査については、いずれも調査員調査を予定しているため、国民生活基礎調査、社会保障生計調査の各調査員については、本調査により多大なご負担をかけることになるが、国民生活基礎調査等担当部局におかれては、調査員及び関係部局と十分な連携を図り、調査の実施に支障がないようお願いしたい。

（３）調査の内容

現段階では、一般世帯と生活保護世帯における比較検証の項目として、次のような項目を予定している。

- ① 普段の生活について
- ② 耐久財の保有状況
- ③ 近隣とのおつきあい
- ④ レジャーや社会参加
- ⑤ 家計の状況
- ⑥ 育児・子育て・子どもの教育

(4) 調査の実施日

一般世帯は平成 28 年国民生活基礎調査（所得票）と同時実施（平成 28 年 7 月 14 日（木））を予定している。

生活保護世帯は、平成 28 年度社会保障生計調査（7 月分）と同時実施とする予定である。

(5) 集計及び結果の公表

厚生労働省において集計を行い、厚生労働省ホームページ等において公表する予定である。

(6) その他

本調査については、統計法に基づく一般統計として実施するため、現在、総務省と調整中であり、今後、調査計画等が変更になる場合がある。その際には、速やかに情報を提供することとしているので、あらかじめご承知おき願いたい。

7 生活保護法施行事務監査等について

(1) 生活保護法施行事務監査の適正な実施について

生活保護法施行事務監査（以下「監査」という。）においては、管内実施機関の事務の執行又は会計処理の状況を検査し、その適否のみを調査する等の監査ではなく、管内実施機関において、生活保護法施行事務が改善に向け効率的に運営されるよう積極的に援助・指導をする建設的な監査を行うことが必要である。

しかし、監査結果を見ると、個別ケースの取扱いの適否を指摘しているのみで、実施機関が抱える課題や問題点とその要因について明らかにされておらず、具体的な改善方策についての指導が十分に行われていない状況が認められた。

また、都道府県・指定都市本庁が管内実施機関に対して行った監査の結果、是正改善を講じるよう指摘した事項について、十分な改善が図られていない状態が継続している状況も認められている。

については、都道府県・指定都市の監査に従事する職員が監査の意義を再認識した上

で、組織的・継続的な監査を実施し、個々の実施機関の課題に応じた具体的な改善方策を示すなど、計画的かつ着実に生活保護法施行事務の改善が図られるよう管内実施機関に対する指導をお願いします。

（２）平成 28 年度における監査の実施について

ア 監査方針等について

本年度、国の監査においては、①的確な訪問調査活動の実施、②適切な援助方針の策定など生活保護制度の基本的事項に多くの問題が認められ、また、③査察指導機能の充実強化及び組織的運営管理の推進についても多くの問題が認められた。

については、これらの監査結果及び改正生活保護法を踏まえ、平成 28 年度の国の監査における重点事項等を策定することとしているので、了知願いたい。

また、本年度においても、職員による生活保護費の領得等の不正事案や事務懈怠などが見受けられ、また、一部の実施機関で経理事務の事務処理に脆弱性が認められているところから、管内実施機関に対しては、引き続き、適切な経理事務の取扱いについて指導の徹底をお願いします。

さらに、不正受給については、各実施機関に対する指導の徹底の結果、平成 26 年度の不正受給件数・金額は、43,021 件・175 億円となり、平成 25 年度と比較して 209 件・12 億円減少した。引き続き、不正受給の未然防止について指導の徹底をお願いします。（別紙参照）

なお、平成 28 年度においても、都道府県及び指定都市に対して監査を実施することとしているが、一般監査における実施機関の選定については、都道府県・指定都市本庁と調整の上、課題の多い実施機関等を中心に実施することとしているので、了知願いたい。

イ 生活保護指導職員の定員について

生活保護指導監査委託費の補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し（平成 27 年度～31 年度／32 人の削減）を行う予定である。

平成 28 年度においては、全国で 7 人の削減を予定しているので、格段のご理解とご協力をお願いします。

(3) 生活保護行政の適正運営のための研修会等の開催について

監査の結果、査察指導機能の充実強化について課題のある実施機関が多く認められており、また、生活保護業務の経験が十分でない職員もいることから、研修等の充実に努めることが必要である。

国においては、生活保護行政の適正運営の推進のために、平成 28 年度も引き続き、各都道府県・指定都市の生活保護指導職員及び実施機関の査察指導員を対象として、研修会等の開催を予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いする。

なお、各都道府県及び指定都市においても、国の実施する研修資料等を活用するなど、その事務負担の軽減を図り研修等の充実に努められたい。

ア 新任基礎研修会〔生活保護指導職員、査察指導員〕（案）

開催時期：平成 28 年 5 月中旬頃 場所：東京都内

イ 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議（案）

開催時期：平成 28 年 5 月下旬頃 場所：東京都内

ウ 全国生活保護査察指導員研修会（案）

開催時期：平成 28 年 9 月中旬頃 場所：東京都内

不正受給の状況

1. 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の 金 額	告 発 等	保 護 の 停廃止等
	件	千円	千円	件	件
22	25,355	12,874,256	508	52	6,967
23	35,568	17,312,999	487	57	8,820
24	41,909	19,053,722	455	109	9,824
25	43,230	18,690,333	432	106	11,080
<u>26</u>	<u>43,021</u>	<u>17,479,030</u>	<u>406</u>	<u>112</u>	<u>10,512</u>

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

2. 不正内容の年度別推移

内 訳	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	件	%	件	%	件	%
稼働収入の無申告	19,671	46.9%	19,886	46.0%	20,002	46.5%
稼働収入の過小申告	4,461	10.6%	4,783	11.1%	5,239	12.2%
各種年金等の無申告	8,729	20.8%	9,193	21.3%	8,683	20.2%
保険金等の無申告	1,551	3.7%	1,555	3.6%	1,534	3.6%
預貯金等の無申告	778	1.9%	763	1.8%	659	1.5%
交通事故に係る収入の無申告	634	1.5%	641	1.5%	652	1.5%
その他	6,085	14.5%	6,409	14.8%	6,252	14.5%
計	41,909	100.0%	43,230	100.0%	43,021	100.0%

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

3. 不正受給発見の契機の状況(平成26年度)

発 見 の 契 機			
照会・調査	通報・投書	その他	計
(89.5%)	(4.8%)	(5.7%)	(100.0%)
38,507	2,057	2,457	43,021

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

第4 生活困窮者自立支援制度の推進について（生活困窮者自立支援室）

1 生活困窮者自立支援制度の状況等について

（1）生活困窮者自立支援制度の施行状況

生活困窮者自立支援法が昨年4月に施行されたことに伴い、全国901の福祉事務所設置自治体に生活困窮者への相談支援を行う窓口が設置されるとともに、各種の任意事業と併せて、包括的な支援が進められている。

制度の施行後の状況をみると、

- ・ 全国に4,000人以上の支援員が配置され、平成27年10月までの7ヶ月で約14万件的相談があり、
- ・ そのうち約3万件は継続した支援が必要とされ、それぞれの対象者に応じたプランに基づき、支援が進められている

など、着実に本制度が施行されてきていると考えている。

施行初年度であり、取組の進んでいる自治体と、これから充実が求められる自治体とが存在しているところであるが、各自治体におかれては、各事業の実施状況等を十分に検証しながら、引き続き本制度の取組のさらなる推進をお願いしたい。

（2）生活困窮者自立支援制度関係予算等について

ア 平成28年度予算（案）について

平成28年度予算（案）においては、引き続き、自立相談支援事業をはじめとする各種事業を着実に実施できるよう、27年度と同額の400億円を確保するとともに、生活困窮者の自立をより一層促進するために、

- ① 子どもの学習支援事業における高校中退防止、家庭訪問の取組の強化
- ② 多様な就労支援のための中間的就労の推進
- ③ 生活困窮者等の就農訓練事業

といった新たな事業を実施することとしている。

各自治体におかれては、これら新たな事業も含め、各種事業の積極的な事業展開をお願いしたい。

イ 子どもの学習支援事業の拡充・強化について

子どもの学習支援事業については、単に勉強を教えることのみならず、居場所の提供や将来の自立に向けた生活習慣、社会性の育成などにも力点を置いており、貧困の連鎖の防止の重要性から、平成 27 年度は約 3 割の自治体が本事業を実施するなど、各任意事業の中でも多くの自治体に取り組んでいる。

一方で、学習支援事業により高校進学を果たしても、その後中退する対象者も多い、また、学習支援に出てこれられない子どもの方が親への支援も含めた自立支援が必要なケースが多い、といった課題があり、今後、こうした課題への対応を強化していく必要がある。

このため、平成 28 年度予算（案）では、従来の事業に加え、高校中退防止の取組及び家庭訪問の強化を加え、33 億円の予算額を計上している。これらの取組の強化を実施する自治体には、国庫基準の加算措置を行うこととしている[下表参照]ため、各自治体においては、一層の取組強化をお願いしたい。

（参考）子どもの学習支援事業 平成 28 年度基準額（案）（事業費ベース）

（単位：千円）

人口規模	基本基準額	基本基準額 ＋ 高校中退 防止	高校中退 防止 加算額	基本基準額 ＋ 家庭訪問	家庭訪問 加算額	基本基準額 ＋ 高校中退防止 ＋ 家庭訪問
2万人未満	2,800	3,300	500	3,500	700	4,000
2万人以上～3万人未満	3,800	4,400	600	4,800	1,000	5,400
3万人以上～4万人未満	4,700	5,400	700	5,900	1,200	6,600
4万人以上～5.5万人未満	5,700	6,600	900	7,200	1,500	8,100
5.5万人以上～7万人未満	7,600	8,800	1,200	9,500	1,900	10,700
7万人以上～10万人未満	9,000	10,400	1,400	11,300	2,300	12,700
10万人以上～15万人未満	10,500	12,100	1,600	13,200	2,700	14,800
15万人以上～20万人未満	13,300	15,300	2,000	16,700	3,400	18,700
20万人以上～30万人未満	15,200	17,500	2,300	19,000	3,800	21,300
30万人以上～40万人未満	17,100	19,700	2,600	21,400	4,300	24,000
40万人以上～50万人未満	19,000	21,900	2,900	23,800	4,800	26,700
50万人以上～75万人未満	28,500	32,800	4,300	35,700	7,200	40,000
75万人以上～100万人未満	36,000	41,400	5,400	45,000	9,000	50,400
100万人以上～150万人未満	47,500	54,700	7,200	59,500	12,000	66,700
150万人以上～200万人未満	55,000	63,300	8,300	69,000	14,000	77,300
200万人以上～250万人未満	62,000	71,300	9,300	78,000	16,000	87,300
250万人以上～300万人未満	69,000	80,000	11,000	87,000	18,000	98,000
300万人以上	80,000	92,000	12,000	100,000	20,000	112,000

ウ 中間的就労の推進について

生活困窮者への就労支援の取組については、一般就労に向けた基礎能力の形成や柔軟な働き方など個々人の状況に応じた支援が求められるとともに、一般就労の場のみならず、就労意欲の喚起や就労体験の機会の提供のほか、いわゆる「中間的就労」（就労訓練）の場を多様に準備することが必要不可欠であるが、各都道府県等の就労訓練事業所の認定状況を見ると、現状においては低調である。

このため、就労訓練事業所の開拓・育成を強力に推し進められるよう、平成 28 年度予算（案）において、①都道府県に就労訓練アドバイザー（経営コンサルタントや社会保険労務士等の有資格者）を配置、②福祉事務所設置自治体に就労訓練事業所育成員を配置するための経費として約 1.4 億円を計上した。

本事業については、生活困窮者自立支援法第 6 条第 5 号に基づく事業である「就労訓練推進事業」のメニューとして位置付けることとしているので、積極的な事業展開をお願いしたい。

エ 生活困窮者等の就農訓練事業について

近年、農業活動を通じて得られる心身のリハビリ効果が評価されており、生活保護受給者を含む生活困窮者が農業に従事することによって、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながる効果のほか、農業分野における人材の確保にも資するものと考えられる。

こうしたことを踏まえて、平成 28 年度から新たに、就労準備支援事業の一事業として、NPO 法人、農業法人等民間団体との連携により、農業体験や研修を通して、就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む。）や社会参加促進を支援する生活困窮者等の就農訓練事業を実施することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

なお、本事業については、就労準備支援事業及び被保護者就労準備支援事業の基準額・経過措置とは別に、それぞれ 1 自治体あたり 10,000 千円以内（生活困窮者と生活保護受給者の両方を対象に事業を実施した場合には、それぞれ 10,000 千円以内）の加算を予定しているのでご留意願いたい。

オ 国庫負担・補助の基準について

生活困窮者自立支援法関係経費については、全国的な制度として予算を公平かつ効果的に執行するための措置として、事業ごとに基準額（事業費ベース）を設定している。

平成 28 年度の基準額の設定については、基本的には 27 年度と同様とするが、大都市部において、より実態に即した事業実施が可能となるように、基本基準額の算定の基礎となる人口区分をより細分化する。[下表参照]

平成 28 年度の事業実施意向調査の結果によれば、任意事業に取り組む自治体は本年度よりも大幅に増加する見込みとなっているが、必要十分な予算を確保しているところであり、各自治体におかれは、引き続きこれらの財源を活用して効果的な事業実施をお願いしたい。

(参考) 各事業の平成 28 年度の基本基準額（案）

- 平成28年度の基準額の設定の考え方は、基本的には27年度と同様とする。
- ただし、大都市部に関しては、執行状況等を勘案し人口規模区分を細分化する。
- 子どもの学習支援事業については、事業強化に関する加算を設定する。

(単位:千円)

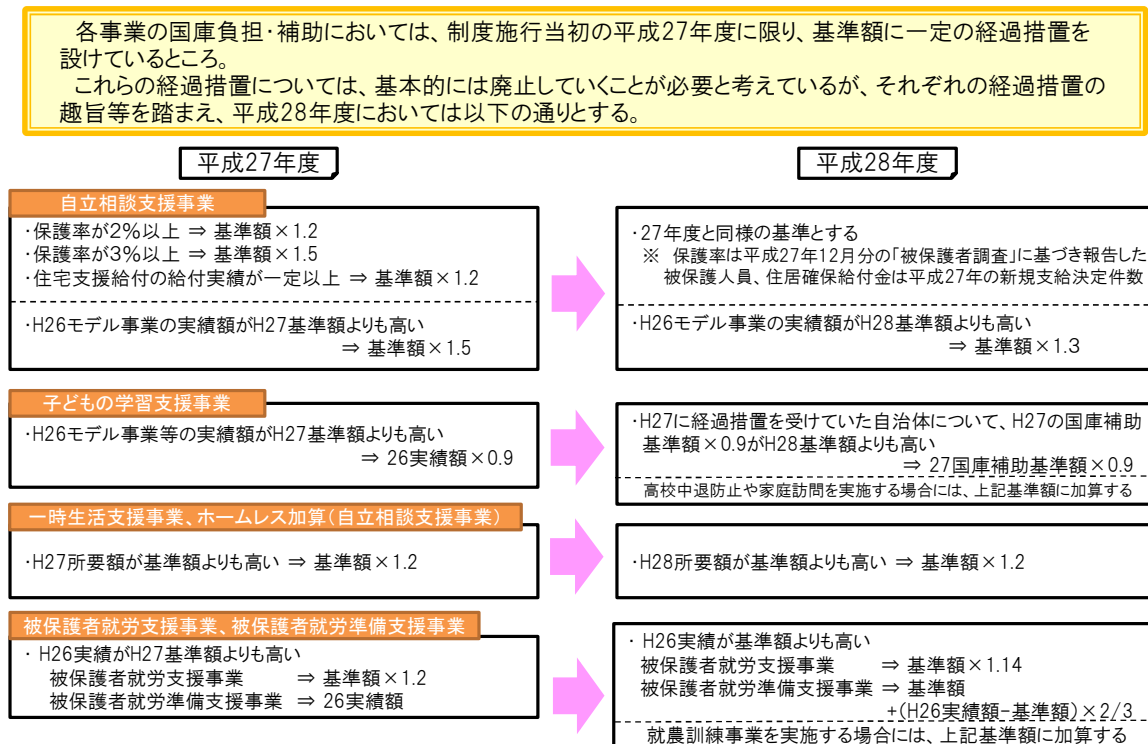
人口規模	自立相談	就労準備	家計相談	学習支援		
					高校中退防止加算	家庭訪問加算
2万人未満	5,000	5,000	3,000	2,800	500	700
2万人以上～3万人未満	7,000	6,000	4,000	3,800	600	1,000
3万人以上～4万人未満	9,000	7,000	5,000	4,700	700	1,200
4万人以上～5.5万人未満	10,600	8,000	7,000	5,700	900	1,500
5.5万人以上～7万人未満	12,500	9,000	8,000	7,600	1,200	1,900
7万人以上～10万人未満	14,500	11,000	10,000	9,000	1,400	2,300
10万人以上～15万人未満	18,500	14,000	12,000	10,500	1,600	2,700
15万人以上～20万人未満	22,500	17,000	15,000	13,300	2,000	3,400
20万人以上～30万人未満	30,000	20,000	18,000	15,200	2,300	3,800
30万人以上～40万人未満	38,000	25,000	20,000	17,100	2,600	4,300
40万人以上～50万人未満	48,000	30,000	23,000	19,000	2,900	4,800
50万人以上～75万人未満	65,000	35,000	28,000	28,500	4,300	7,200
75万人以上～100万人未満	90,000	40,000	30,000	36,000	5,400	9,000
100万人以上～150万人未満	140,000	50,000	40,000	47,500	7,200	12,000
150万人以上～200万人未満	160,000	55,000	45,000	55,000	8,300	14,000
200万人以上～250万人未満	190,000	60,000	50,000	62,000	9,300	16,000
250万人以上～300万人未満	220,000	65,000	55,000	69,000	11,000	18,000
300万人以上	250,000	70,000	60,000	80,000	12,000	20,000

※ 上記のほか、一定の要件に応じた加算あり

また、各事業の国庫負担・補助においては、制度施行当初の平成 27 年度に限り、基準額に一定の経過措置を設けていたところ。

これらの経過措置については、国庫補助の公平な配分の観点から基本的には廃止していくことが必要であるが、それぞれの経過措置の趣旨等を踏まえ、平成 28 年度は、次のとおり一定程度縮減しつつ、継続することとする。

(参考) 平成 28 年度における経過措置の取扱いについて (案)



(3) 平成 28 年度における人材養成について

支援に携わる人材の養成は、本制度の推進に向けた要となるものであることから、国において、制度施行前の平成 26 年度より自立相談支援事業の支援員向けの養成研修を開始し、平成 27 年度からは、就労準備支援事業と家計相談支援事業の支援員向けの養成研修も加えて実施したところであるが、今後も、当分の間、国による一貫性のある人材養成を図ることとしている。

平成 28 年度においても、27 年度同様に研修を実施する予定であるが、支援員数の多い相談支援員については養成研修の回数を増やすこととしている。

同時に、各都道府県におかれては、国における研修の内容を踏まえ、地域の実情に応じた県域の研修を管内市町村や事業者に向けて行っていただきたい。

なお、平成 28 年度の国における研修の開催予定は以下のとおりであるが、詳細は追ってお示しする。

(参考) 各事業の養成研修の開催予定

○自立相談支援事業：主任相談支援員 240 名程度

：相談支援員 480 人程度（年 2 回開催予定）

：就労支援員 240 人程度

○就労準備支援事業：120 人程度

○家計相談支援事業：120 人程度（年 2 回開催予定）

（４）平成 28 年度に向けた取組のポイント等について

ア 生活困窮者自立支援法の目指す目標等の再確認

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、包括的な相談支援体制を構築するものであり、「新たな縦割り制度の一つ」にならないように包括的な支援を実現していくことが肝要である。来年度で施行 2 年目を迎えるが、引き続き、「制度のめざす目標」である①生活困窮者の自立と尊厳の確保、②生活困窮者支援を通じた地域づくり、を 5 つの支援のかたち（包括的、個別的、早期的、継続的、分権的・創造的な支援）を通じて実現していけるよう取組をお願いする。

また、施行初年度である本年度は、ブロック会議、全国担当者会議、ニュースレター等を通じて、

- ① 支援の入口において、関係機関との連携体制の構築やアウトリーチ等により、自ら SOS を発することが難しい生活困窮者に対して、より広く支援を届ける工夫をすることが重要である
- ② 支援の出口として、任意事業の実施、他制度との連携、地域における就労の場の確保等、地域資源の開発も含めた支援メニューの充実を図っていただくことが重要であり、支援メニューを充実することで相談の質を高めることにもなる

というポイントを示してきたところ、来年度における事業実施の際においてもこれらを参考に取組を着実に進めていただくようお願いする。

イ 支援の提供体制の見直し・検討

本年度、様々な機会を捉えて情報提供してきた事業実施のポイントや取組事例

等を踏まえ、実施主体である各自治体においては、人員体制、事業構成等について本年度のものを所与とせず、来年度に向けて効果的・効率的な実施方法（人員配置、事業内外の役割分担等）を積極的にご検討いただきたい。

ウ 都道府県の役割

生活困窮者自立支援法の施行に当たっては、都道府県には広域自治体としての役割が求められているが、特に、

- ① 産業雇用部門のノウハウを生かし、基礎自治体の就労支援をバックアップすること
 - ② 支援に携わる人材の養成に関して、国研修の伝達等を通じ、特に基礎自治体の支援技術の向上を図ること
 - ③ 都道府県が福祉事務所設置自治体となっている圏域について、支援を必要とする方々に対して、効果的・効率的に支援を提供すること
- について、積極的な取組をお願いしたい。

エ 事業評価指標の見直し

生活困窮者自立支援制度の事業評価指標については、初年度の目安値として新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率の4項目を挙げているが、支援対象者の経済的变化だけでなく、意欲の向上や社会参加の増加等も把握し、生活困窮者自立支援法の効果を全体としてしっかりと評価できるものとしていくことが必要である。

政府全体でも、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月25日閣議報告）の中で、生活困窮者自立支援制度に関して、目安値と同様の項目を平成28～30年度のKPI（Key Performance Indicators）として定めつつ、「本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討」とされた。

こうしたことを背景に、現在、様々な取組の成果をよりの確な形で「見える化」できる指標のあり方について、現場の業務負担も考慮に入れながら、検討を進めており、本年度内を目途に通知を発出し、来年度からこの指標を活用できるようにしていきたいと考えているところであり、引き続き当室からの情報発信にご留意いただきたい。

2 生活福祉資金について

(1) 教育支援資金の拡充について（平成 27 年度補正予算案）

困難を抱える世帯に対する子どもの進学費用の公的な経済的支援は、奨学金（日本学生支援機構）、国の教育ローン（日本政策金融公庫）、母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金などの制度により実施されている。

生活福祉資金制度による教育支援資金については、主として低所得世帯への支援という役割を担っているところであるが、そうした世帯の子どもが経済的理由により学習意欲や向上心を阻害されることがないように、教育支援資金の拡充を図ることとしたところである。

具体的には、貸付上限額の引き上げ、延滞利息の引き下げ等を行うこととしており、あわせて、平成 27 年度補正予算（案）において、必要となる貸し付け原資を補助することとしている。

制度の改正は 2 月 1 日（補正予算の成立が 2 月 1 日以降となる場合は、成立日の翌日）を予定していることから、その準備に遺漏なきようお願いしたい。

(2) 平成 28 年度予算（案）について

生活福祉資金貸付事業にかかる事務費については、平成 27 年度より、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を新設して公平に事務費を配分するとともに、事業運営に支障が生じないように、一定程度の経過措置と個別協議を設けているところである。

当該経過措置等については、基本的には廃止していくことが必要であるが、事業運営の観点から、直ちに経過措置を廃止することは困難な状況にあるため、段階的に縮減することとし、平成 28 年度においては以下のとおり取り扱うこととする。

- ・ 補助基準額を超過する場合の経過措置基準額を縮減
- ・ 経過措置基準額によりがたい場合の個別協議の廃止

一方、市町村社会福祉協議会等の体制整備にかかる経費については、平成 27 年度より、一定の基準のもとで貸付原資を取崩して使用することを可能としたところであるが、本取扱いについては、あくまで緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策基金）の廃止に伴う激変緩和の経過措置として実施しているものであり、基本的には

廃止していくことが必要である。

しかしながら、事業運営の観点から直ちに経過措置を廃止することは困難な状況にあるため、段階的に縮減することとし、平成 28 年度においては以下のとおり取り扱うこととする。

- ・ 取崩しの上限額は償還金収入の実績額の 3 割まで（27 年度と同様）
- ・ 取崩しを行うに当たっての財源は保有原資のどの種類でも可能
- ・ 取崩し基準によりがたい場合の個別協議を廃止（したがって上限額を超える取崩しは認めない）

いずれの取り扱いについても、おって正式に通知するので、あらかじめご承知おき願いたい。

（3）生活困窮者自立支援法との連携の促進について

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、当該制度と生活福祉資金制度がともに、より効果的、効率的に機能することを期待して、緊急小口資金や総合支援資金について所要の見直しを行うとともに、原則として自立相談支援事業の利用を貸付の要件とし、あわせて家計相談支援事業の利用が望ましいとしたところである。

複合的な課題を抱え、単に貸付を行うだけでは解決できない方に、包括的な支援を行い、自立を促進させるために、より一層の連携をお願いしたい。

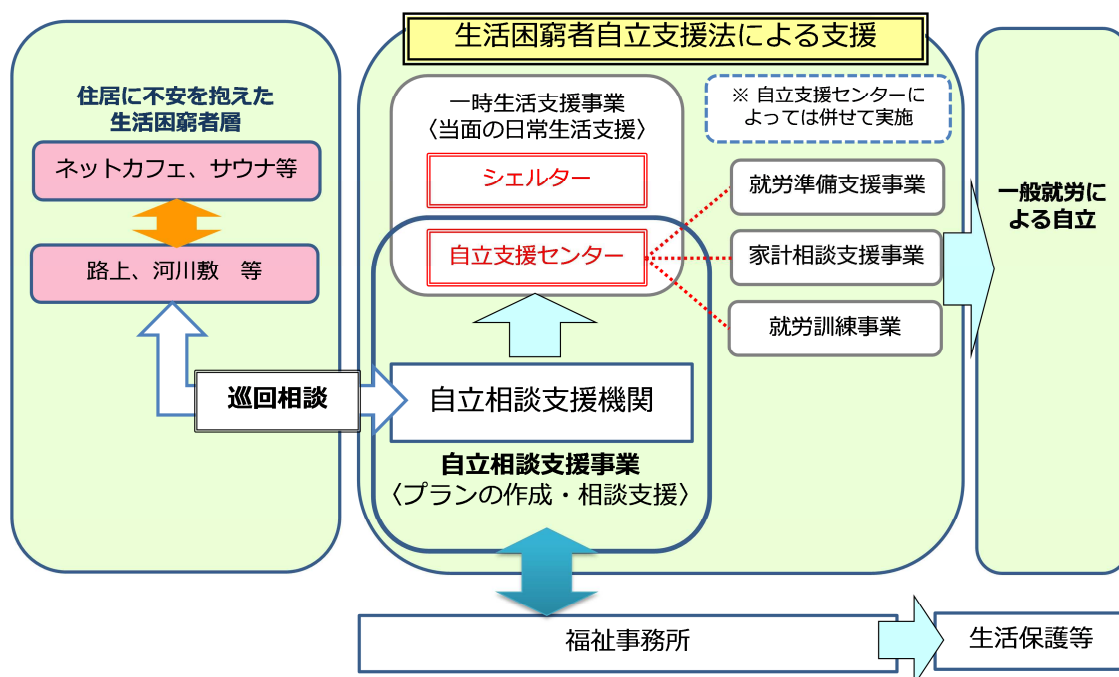
3 ホームレス等への自立に向けた支援について

(1) 生活困窮者自立支援法施行後におけるホームレス対策について

ホームレス対策は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法等の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業等に位置づけることにより、安定的な財源を確保したところである。

各自治体におかれては、支援の継続性の観点から、これまでの支援の実績や成果を踏まえつつ NPO 法人、社会福祉法人等の民間団体との連携・協力の下、引き続き事業の推進を図られたい。

(参考) 生活困窮者自立支援法施行後のホームレス支援フロー図

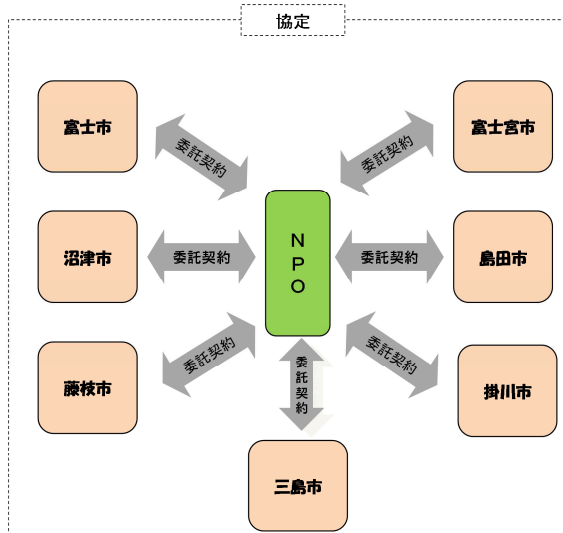


また、比較的ホームレス数が少ない自治体においても、住居に不安を抱える生活困窮者は一定程度存在すると考えられることから、一時生活支援事業の広域的な取り組みについてもご検討いただきたい。

(参考) 広域的取り組みの参考図

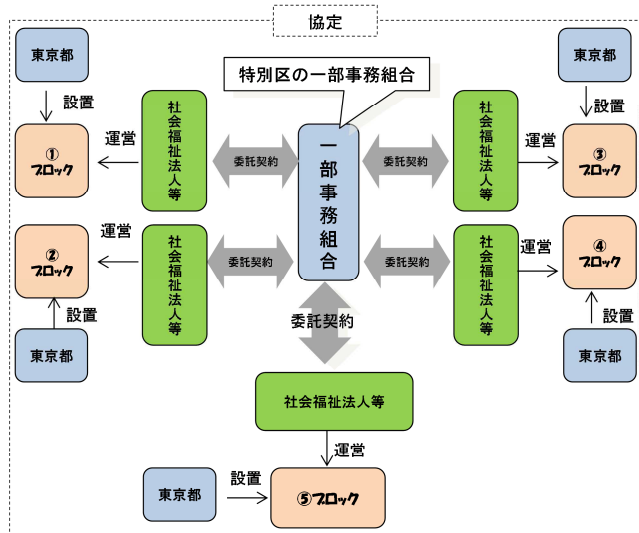
■静岡県内の取組事例

- 静岡県内の数市で、協定に基づき、NPOへ宿泊場所、食事、衣類等の提供に関する業務を個々に委託契約。
- 当該市以外の依頼により、サービス提供を行う場合は、翌年度以降、協定に参加することを前提にサービス提供を行う。



■東京都の取組事例(一部事務組合を活用)

- 23区5ブロックに分け、各ブロックごとに自立支援センター設置及びシェルターを借り上げ。
- 地方自治法に基づく、一部事務組合が事業実施のための運営主体と委託契約を締結し、事業実施のための共同処理を行う。
- 各区では、事業の利用承諾、利用終了後の処遇決定を行い、東京都では、センター建設やシェルターの確保を行う。



(2) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、各自治体にご協力いただき、毎年実施しているところである。平成28年調査（平成28年1月実施）については、既にご協力いただいたところである（例年4月に公表。今年の公表日程はおってお知らせする。）が、来年も実施する予定であり（平成29年1月を予定）、平成28年度予算（案）に当該調査に関する所要の予算を確保したところであるので、引き続き、ご協力願いたい。

また、平成28年度においては、毎年実施している概数調査だけではなく、ホームレスやホームレスとなるおそれのある者に対する生活実態調査を予定しているところであり、平成28年度予算（案）においても、当該調査に係る経費を確保したところである。

調査の詳細については、おって連絡する予定であるが、各自治体におかれては、本調査に対する御協力をお願いしたい。

第5 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンについて

(地域福祉課)

(1) 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンについて

昨今、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、国民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化している。

こうした中で、厚生労働省においては、平成27年6月に橋本厚生労働大臣政務官（当時）を主査とする「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」を設置し、時代に即した、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み等について検討を重ね、同年9月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を取りまとめたところである。

当該ビジョンにおいては、大きくは3つ、細分化すれば4つの事項について、方向性を示しており、それぞれの事項について、平成28年度予算（案）、平成27年度補正予算（案）において必要な予算措置等を行うこととしている。

- ① 新しい地域包括支援体制の構築（包括的な相談支援システムの構築、高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供）
- ② 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上
- ③ 総合的な人材の育成・確保

各自治体におかれては、当該ビジョンをご覧いただいた上、地域の実情に応じた取組を積極的に推進していただきたい。

(2) 新しい地域包括支援体制の構築

ア 「多機関と協働した包括的相談支援体制構築事業」の創設について

上記ビジョンを受け、平成28年度予算（案）においては、福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談支援機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等を活用し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施するため、「多機関と協働した包括的相談支援体制構築事業」を創設することとしている。

本事業は、市区町村等が実施主体となって、地域の中核となる相談支援機関を選定し、

- ① 相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、
 - ② 相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、
 - ③ 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、
 - ④ 地域に不足する社会資源の創出を図る
- などの取組を行うものである。

本事業の実施に当たっての具体的なポイントは、以下のとおりであるので、各自治体におかれては、御了知の上、積極的な取組をお願いしたい。

なお、本事業は、各都道府県1か所程度で実施することとしているため、複数の自治体の実施を希望する都道府県にあっては、可能な限り、当該都道府県が中心となって調整をお願いしたい。

「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」のポイント

1. 実施主体

- 市区町村又は都道府県（一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合に限る。）
 - ※ 各都道府県1か所程度で実施することを想定。
- 社会福祉法人やNPO など、実施主体が適当と認める団体に委託可。

2. 本事業による支援対象者のイメージ

- 本事業は、現状では適切なサービスを受けることができない対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないよう、包括的に受け止めるための相談体制の構築を図るものであり、具体的には、
 - ① 相談支援包括化推進員が単独で全ての相談を受け付けるということではなく、世帯全体の複合的・複雑化したニーズを捉え、これらを解きほぐし、本質的な課題の見立てを行い、様々な相談支援機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネート
 - ② 関係機関の適切な役割分担を図りつつ、これらと連動し、地域全体の包括化を目指す
 - ③ ネットワークからの連絡体制の整備などにより、対象者を早期かつ積極的に把握する「アウトリーチ」の考え方を重視することなどを基本的な考え方とする。

- こうした基本的な考え方の下、本事業による支援対象者は、①相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース、②相談者本人が複数の課題を抱えているケース、③既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース、④これらが複合しているケースなどが考えられ、具体的には、例えば以下のようなものを想定。
- ※ 要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもとが同居している世帯
- ※ 医療・就労ニーズを抱えたがん患者と、障害児が同居している世帯
- ※ 共働きの世帯であって、親の介護と子育てを同時に抱えている世帯
- ※ 障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる者 等

3. 事業内容

(1) 相談支援包括化推進員の配置

- 実施主体は、自立相談支援機関（生活困窮者自立支援法）や地域包括支援センター（介護保険法）、相談支援事業所（障害者総合支援法）など、地域における相談支援機関の中から、関係機関を円滑にコーディネートすることが可能な機関を選定し、当該機関に相談支援包括化推進員を適当数配置。

(2) 相談者等に対する支援の実施

- 相談支援包括化推進員は、相談者等が抱える課題の把握、各相談支援機関等で実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランの作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援内容等に関する指導・助言等の業務を実施。

(3) 相談支援包括化ネットワークの構築

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、地域において、主任自立相談支援員や主任介護支援専門員、生活支援コーディネーターなどの他職種とも協働し、相談支援機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる支援が行われるよう、地域の相談支援機関等のネットワークを構築。

(4) 相談支援包括化推進会議の開催

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、定期的に相談支援包括化推進会議を開催し、①各相談支援機関の業務内容の理解、②それらとの連携方法、③地域住民の福祉ニーズの把握方法、④地域に不足する社会資源創出の手法、⑤本事業による支援実績の検証等について、各相談支援機関等の関係者間で意見交換を実施。

(5) 自主財源の確保のための取組の推進

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業又は個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を推進。

(6) 新たな社会資源の創出

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、多職種間での連携・協働を図りつつ、ボランティア等地域住民の参画を促し、単身世帯への見守りや買い物支援、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を推進。

(7) その他

- 実施主体及び相談支援包括化推進員は、上記のほか、本事業の目的を達成するために必要な取組を実施。

4. 補助率

3 / 4

5. 補助基準額

1 自治体当たり 1,500 万円

6. その他留意事項

- 本事業は、実施主体となる自治体の圏域全体ではなく、実施地域を定めて実施することも可能。
- 実施主体は、本事業の実施に当たって、成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証。
- ネットワークの構築に当たっては、福祉分野のみならず、医療機関や公共職業安定所（雇用分野）、法テラス（司法分野）、教育委員会（教育分野）、農業法人（農業分野）といった福祉分野以外の関係機関の参画・連携にも努める。
- 他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認められない。
- 実施主体間の情報共有を図る観点から厚生労働省が主催する担当者会議に、出席をお願いすることがある。

（参考）「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の概要

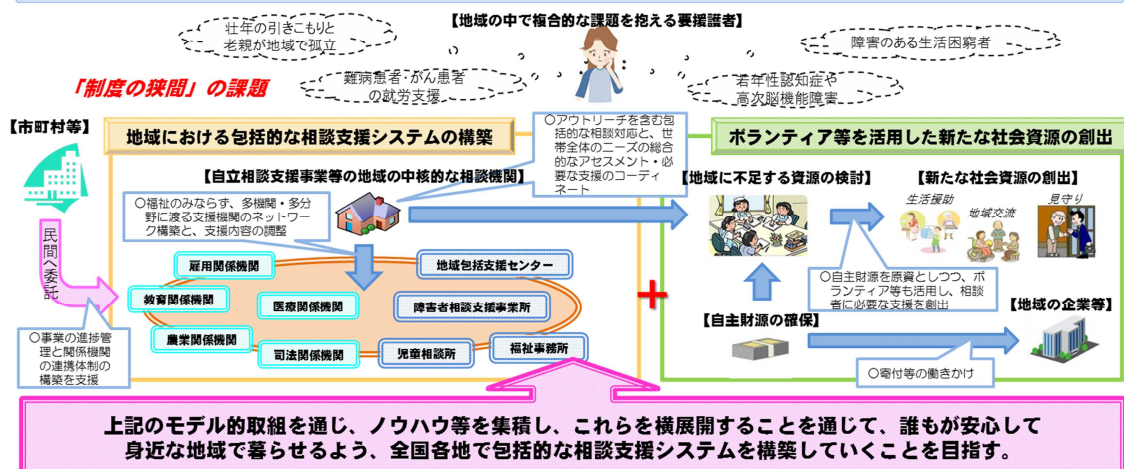
【新】多機関の協働による包括的支援体制構築事業

平成28年度予算額（案）：500,000千円

○福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等を活用し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。

○具体的には、市区町村が実施主体となっており、地域の中核となる相談機関を中心に、以下の取組を行う。

- ① 相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、
- ② 相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、
- ③ 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、
- ④ 地域に不足する社会資源の創出を図る。



イ 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供の推進

地域において、誰もが支え合う共生型社会を実現し、人口減少下における効率的で柔軟な事業運営を確保するため、まちづくりの一つのかたちとして、高齢、障害、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを推進することが重要である。

対象者を問わずに誰もが通い、福祉サービスを受け、あるいは居場所ともなる取組の一つに「小さな拠点（多世代交流・多機能型の福祉拠点）」があり、本年度から地方創生の交付金を活用した整備が進んでいるところであるが、こうした取組は、単に人口減少下における効率的で柔軟な事業運営の確保という観点のみならず、地域課題を話し合う「場」を提供するものになり、これを拠点としたまちづくりの取組が広がることが期待される。

こうした取組を推進するため、短期的には、規制の取扱いが明確になっておらず、自治体レベルの運用面で課題となっている事項について、現状においても運用上対応可能な事項に係るガイドラインを本年度中に策定し、その周知を図ることとしている。

また、中・長期的には、運用上対応できない事項について、各制度の人員配置基準、施設基準の緩和を図る必要がある場合には、次期報酬等の改定に向け、来年度から検討を進めていく。

（３）効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

福祉に関する需要（支援ニーズ）は量的にも質的にも増大すると予測される中で、それを支える（人的資源）には限界があることを踏まえ、きめ細かで良質なサービスを限られた人材で提供していくことが求められる。

こうした状況を踏まえ、①先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化、②効率的なサービス提供体制の構築の促進、③良質で効果的なサービス提供の促進を行うこととしている。

具体的には、平成 28 年度予算（案）において、介護ロボット等の開発・普及に向けた取組や、居宅サービス事業所における業務効率化に係るモデル事業の実施、障害者向けの自立支援機器の開発促進、障害者自立支援機器に関する相談窓口の設置など必要な措置を盛り込んだところである。

（４）総合的な人材の育成・確保

新しい地域包括支援体制の構築に当たっては、その担い手となる人材の質的・量的な確保が重要な基盤となる。特に、新しい地域包括支援体制を担う人材の育成・確保に当たっては、地域社会の変容の中で、複合化・困難化したニーズに効果的・効率的に対応できる資質を備えた人材の確保に配意する一方、生産年齢人口が減少する中で、量的な確保と両立していく必要がある。

このため、平成 27 年度補正予算（案）において、介護福祉士の養成促進や、潜在有資格者の円滑な再就業の促進などに必要な措置を盛り込んでいる。さらに、福祉資格保有者が他資格を取得する際の試験科目の免除や、複数資格の取得を容易にするための環境整備、未経験者を含むすそ野の拡大のため、初任者向けの入門的な研修の創設等に取り組むこととしている。

第6 地域福祉の推進等について

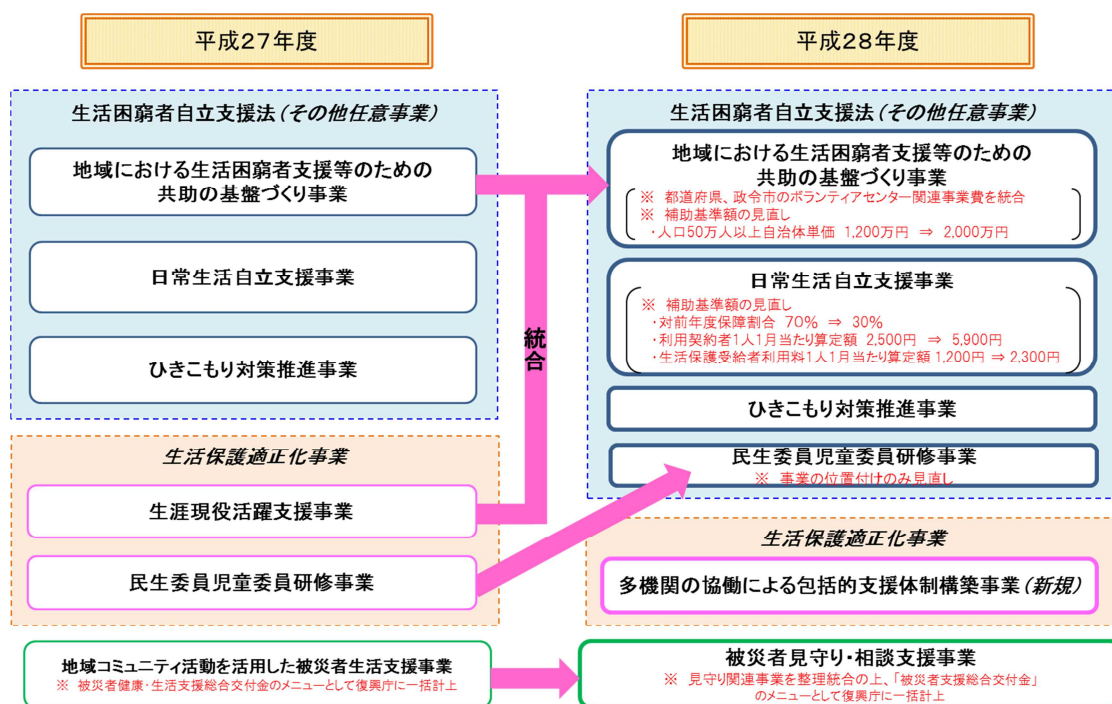
1 地域福祉の推進について（地域福祉課）

（1）平成28年度における地域福祉関係事業について

地域福祉関係事業については、平成27年度予算において、生活困窮者自立支援法に基づく新たな制度（以下「新制度」という。）の施行を踏まえ、新制度を中心とした予算体系へと再編を行ったところである。

平成28年度においても、引き続きこうした予算体系を前提としつつ、以下のような見直しを行った上で、地域福祉の取組を支援していくこととしているので、各自治体におかれては、こうした見直し内容について御了知の上、引き続き地域福祉の取組の積極的な推進にご協力をお願いしたい。

（参考）平成28年度における地域福祉関係事業について



（2）「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」の平成28年度国庫補助基準額について

平成28年度における「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり

事業」については、補助メニューの簡素化を図る観点から、「生涯現役活躍支援事業」を統合し、従来、生涯現役活躍支援事業で対象としていた都道府県・政令市のボランティアセンター関連事業を新たに本事業の対象とすることとしている。

これに併せて、平成 28 年度における国庫補助基準額については、これを勘案し、以下のとおり見直しを行う。

各自治体におかれては、新制度に基づく法定事業による専門的な支援と、本事業によるインフォーマルな支援を組み合わせるにより、地域における重層的な支援体制が構築されるよう、本事業の積極的なご活用をお願いしたい。

また、本事業は、福祉事務所を設置していない町村も実施可能とすることとしていることから、新制度に基づく法定事業とも連携を図りつつ、特に策定率が低い町村部における地域福祉計画の策定を後押しする上でも、本事業を活用し、地域福祉の取組の推進を図られたい。

(参考) 「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」の国庫補助基準額(案)

人口区分	補助基準額(案)
人口 50 万人以上	1 自治体当たり <u>20,000 千円</u>
人口 30 万人以上 50 万人未満	1 自治体当たり 10,000 千円
人口 10 万人以上 30 万人未満	1 自治体当たり 8,000 千円
人口 5 万人以上 10 万人未満	1 自治体当たり 6,000 千円
人口 5 万人未満	1 自治体当たり 4,000 千円

(3) 「日常生活自立支援事業」の平成 28 年度国庫補助基準額について

平成 28 年度における「日常生活自立支援事業」については、本年度に引き続き激変緩和措置を講じることとし、27 年度国庫補助基本額等を基に算定した保障額に加え、利用契約者 1 人当たりの事業費等に手厚く財源を振り分けることとし、具体的には、以下のとおり見直しを行う。

各自治体におかれては、本事業の実施状況を踏まえつつ、必要な事業費の確保に

特段のご配慮を賜りたい。

なお、厚生労働省においては、本事業のより効果的・効率的な実施や、今後増加するニーズへの対応などの要請が高いことを踏まえ、来年度以降、本事業の将来的なあり方について検討を行っていくこととしている。

(参考) 「日常生活自立支援事業」の国庫補助基準額(案)

	国庫補助基準額(案)
激変緩和措置	<u>平成 26 年度国庫補助基本額の 30%</u> 又は <u>平成 27 年度国庫補助基本額の 30%</u> <u>のいずれか高い方</u>
利用契約者 1 人・1 月当たりの算定額 (専門員の人件費等の一部相当)	<u>5,900 円</u>
生活保護受給者に係るサービス利用料 1 人・1 月当たりの算定額 (生活支援員の人件費等の一部相当)	<u>2,300 円</u>

- ※ 本事業の補助率は 1/2 であるため、上記補助基準額と、各自治体の所要額とを比較して、いずれか低い方の金額の 1/2 が国庫補助額となる。
- ※ 補助基準額は、補助金交付段階において配分を行う際のメルクマールであり、各都道府県等の事業実施(支出)段階において、上記の単価に拘束されるものではない。
- ※ 利用者 1 人・1 月当たり事業費は、当該年度における実績ではなく、前年度実績を踏まえた推計数による概算払いとする。実績報告段階において推計数に変動が生じた場合であっても、実際の支出経費が基準額を下回っていない限り、補助金の返還は要しない。

(4) 東日本大震災の被災者に対する見守り等の支援の推進について

東日本大震災の被災者に対する見守り等の支援については、本年度においては、復興庁所管の「被災者健康・生活支援総合交付金」のメニューとして、「地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業」を実施してきたところである。

仮設住宅等における避難生活の長期化等の状況を踏まえると、被災者の見守りやコミュニティ形成等に係る支援は引き続き重要であることから、平成 28 年度においては、「被災者支援総合交付金」(「被災者健康・生活支援総合交付金」から名称変

更)のメニューとして「被災者見守り・相談支援事業」を位置づけ、地域支え合い体制づくり事業や震災等対応雇用支援事業など、これまでの見守り・相談支援関連予算の一元化を図りつつ、より効率的な被災者への見守り・相談支援体制の構築に向けた取組を支援していくこととしている。

各自治体におかれては、仮設住宅等における避難生活が長期化する中で、被災者の方々の抱える課題も多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活にあっても安心した生活が確保されるよう、本事業を積極的に活用いただくとともに、効率的な事業実施が可能となるよう、復興庁による「被災者支援総合事業」などの関連施策とも密接な連携・役割分担を図りつつ、総合的な被災者支援体制の構築に向けた取組を進めていただきたい。

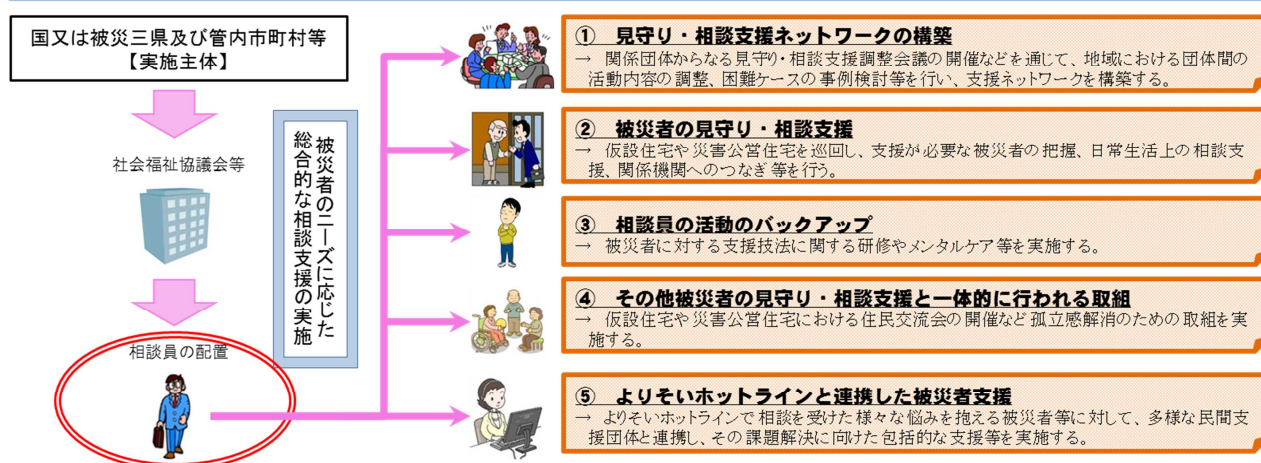
(参考)「被災者見守り・相談支援事業」の概要

被災者見守り・相談支援事業

平成28年度予算額案：復興庁所管「被災者支援総合交付金」220億円の内数

○ 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、地域支え合い体制づくり事業や震災等対応雇用支援事業など、これまでの見守り・相談支援関連予算の一元化を図った上で、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行うことを通じて、より効率的な被災者に対する見守り・相談支援体制を構築する。

- ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
- ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
- ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
- ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
- ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業(「よりそいホットライン」)で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施



(参考) 被災者支援総合交付金
 28年度予算額(案) 220億円【復興特会】
 (27年度予算額 59億円)

事業概要・目的

○ 被災者支援については、震災から4年半が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。

○ 28年度は、交付金を大幅に拡充し、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な拡充内容>

- ① 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどを支援する「心の復興」事業を新たに交付金の対象とする。
- ② 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地で生じている課題に対応するための活動を支援。
- ③ 自宅再建や生活再建の見通しが立たない方々について、相談支援体制を強化する「住宅・生活再建支援」の取組を支援。
- ④ 見守り・相談支援を一元的に支援して体制を更に強化し、緊急雇用で実施されてきた見守りの活動についても交付金で支援。
- ⑤ 仮設住宅提供の今後の方針を示した福島県について、県外避難者の相談支援や自主避難者の方々への情報提供を支援。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援 <新規>

- | | |
|---------------|---------------|
| ①被災者支援総合事業 | ・「心の復興」 |
| ・住宅・生活再建支援 | ・コミュニティ形成支援 |
| ・高齢者等日常生活サポート | ・被災者支援コーディネート |
| ・県外避難者相談支援 | |

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援 <拡充>

②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

③仮設住宅サポート拠点運営事業

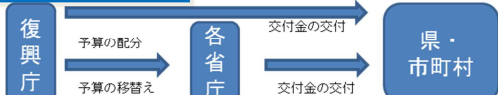
IV. 被災地における健康支援

④被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- | |
|------------------------------|
| ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 |
| ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 |

資金の流れ



期待される効果

○被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

(5) 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、24時間365日電話相談窓口を設置し、電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につながる寄り添い支援を行うことを目的とした事業である。

平成27年度は一般社団法人社会的包摂サポートセンターが実施者に選定され、「よりそいホットライン」として全国支援事業及び被災地支援事業を実施しているところである。

平成28年度予算(案)においても本事業の実施に必要な予算を計上しているところであり、改めて事業実施者を公募・選定する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

なお、本事業による相談者の置かれている状況をみると、6割を超える者に仕事がなく、約2割の者が家計に問題を抱えているなど、新制度の対象層とも重なる部分がある。このため、本事業を通じて把握した生活困窮者であって、具体的な支援が必要と考えられるものについては、新制度に基づく自立相談支援事業等につなぐことも必要であることから、各自治体におかれては、「生活困窮者自立支援制度と地域福祉

施策との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付社援地発 0327 第 14 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の内容もご参照いただきつつ、本事業と自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

（6）地域福祉計画・地域福祉支援計画について

ア 計画の積極的な策定及び改定について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉計画等」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画である。その策定率は毎年微増傾向にあるが、市区部と町村部の間では、依然として約 1.7 倍、都道府県間では最大 3.3 倍の差が生じている状況である。

また、新制度の施行に先立ち、平成 26 年 3 月に、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握や他の地域福祉施策や社会資源との連携などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししたところであるが、新制度施行前の平成 27 年 3 月末時点で、約 2 割～3 割の都道府県、市町村が当該方策を盛り込んでいる状況にある。

地域福祉計画等はその策定過程にも重要な意義があり、地域住民等の積極的な参画により、地域の課題を様々な観点から可視化することができるものである。それらを地域で共有し、新たな取組の創出につなげていくことにより、地域の支え合いの再構築、ひいては地域活性化の端緒にもなり得ることから、積極的な地域福祉計画等の策定又は改定を進めていただきたい。

イ 計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉計画等の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体の状況を公表しているところであるが、自治体の事務的な負担等を勘案し、内容の一部見直しを行った上で、本年も 3 月を目途に調査を実施する予定であるので、引き続きご協力願いたい。

(参考) 平成 27 年度調査結果の概要

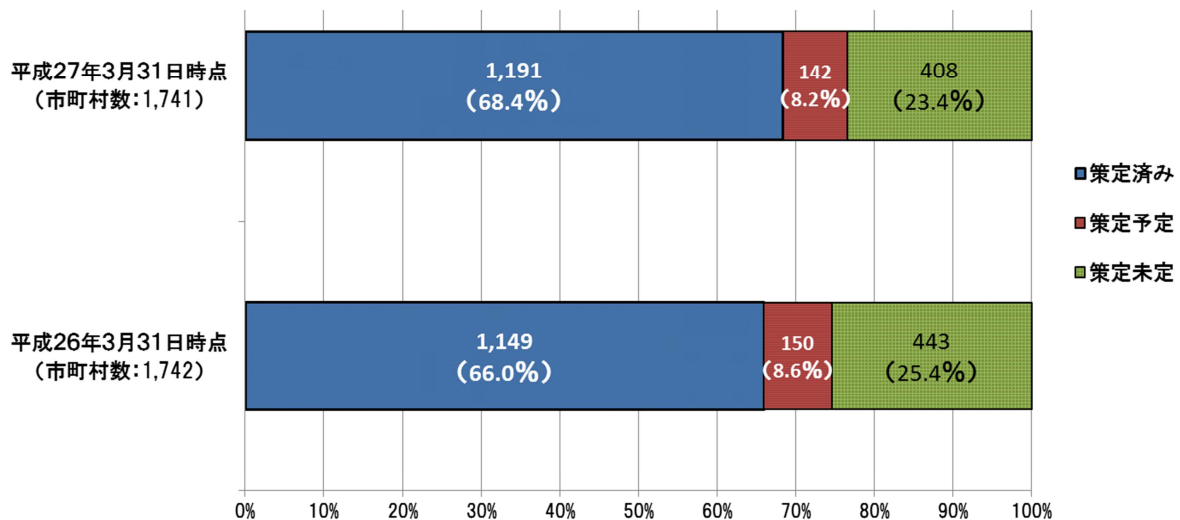
「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況等調査の結果について」(平成 27 年 10 月 26 日社援地発 1026 第 1 号 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査(平成 27 年 3 月 31 日時点)

○調査対象: 1 7 4 1 市町村 ○回答数: 1 7 4 1 市町村(回収率 100.0%)

市町村地域福祉計画の策定状況

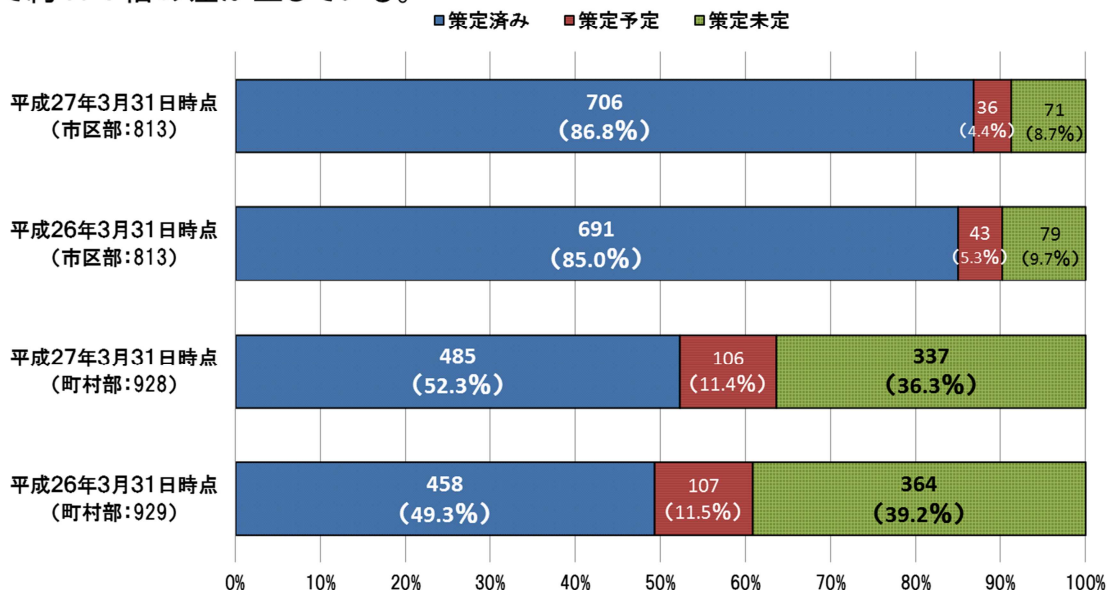
○ 全 1, 741 市町村のうち、「策定済み」が 1, 191 市町村(68.4%)となり、前回調査と比較して 2.4 ポイント増加した。



市区別・町村部別の策定状況

○ 「策定済み」と回答した市町村の割合は、前回調査と比較して市区部は 1.8 ポイント、町村部は 3.0 ポイント増加した。

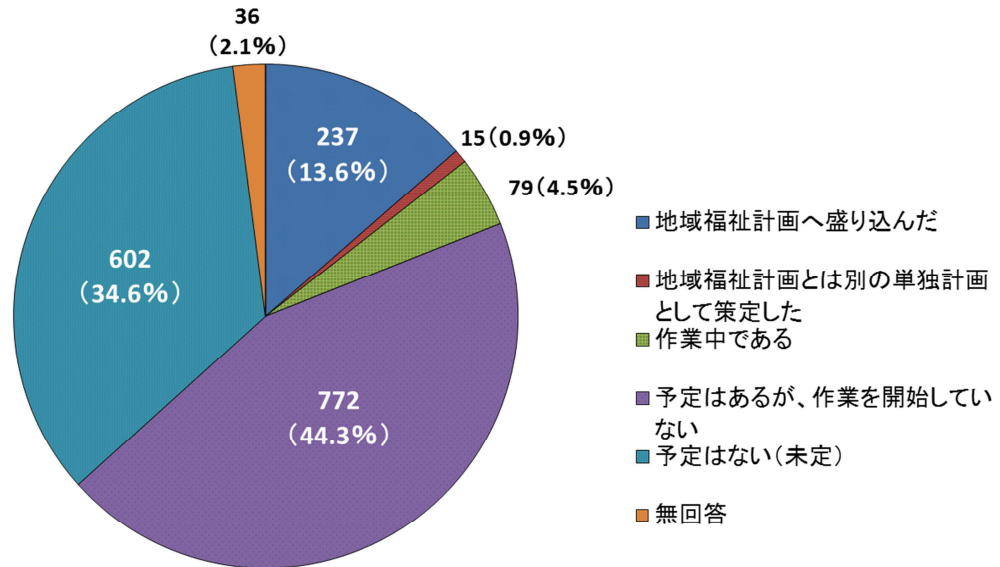
○ 一方、策定率を比較すると、市区部(86.8%)と町村部(52.3%)の間には依然として約 1.7 倍の差が生じている。



市町村地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況

【盛り込み状況】

- 全1,741市町村のうち、237市町村(13.6%)が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画に盛り込んでいる」と回答しており、「別の単独計画として策定した」「策定中である」を合わせると2割弱となる。(参考)福祉事務所設置市町村(856市町村)を基準とした場合は27.7%となる。
- 「予定はあるが、作業を開始していない」「予定はない(未定)」と回答した市町村の合計が約8割となっている。

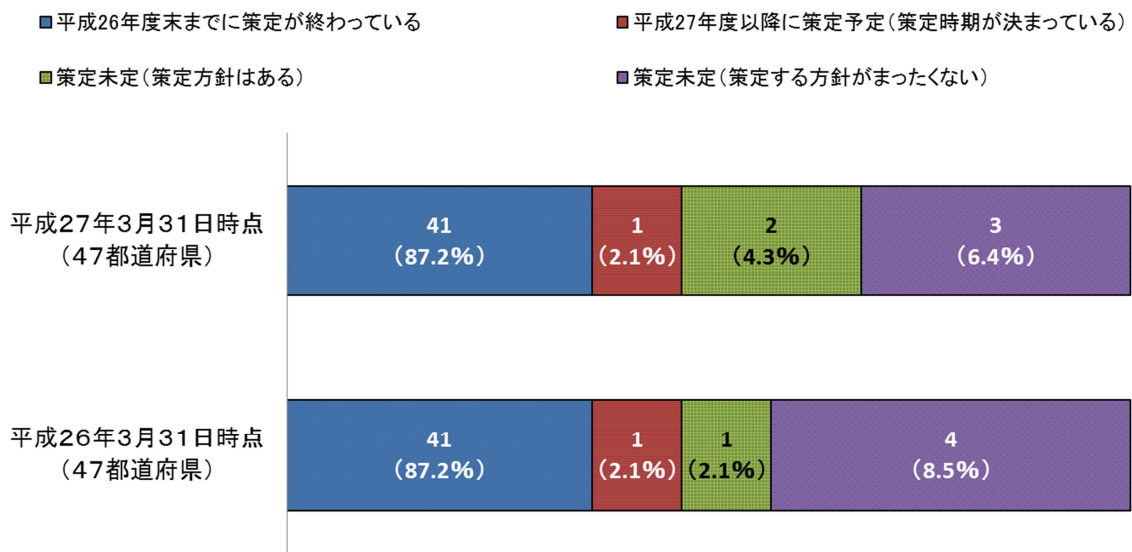


Ⅱ 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査（平成27年3月31日時点）

○調査対象：47都道府県 ○回答数：47都道府県（回収率100.0%）

都道府県地域福祉支援計画の策定状況

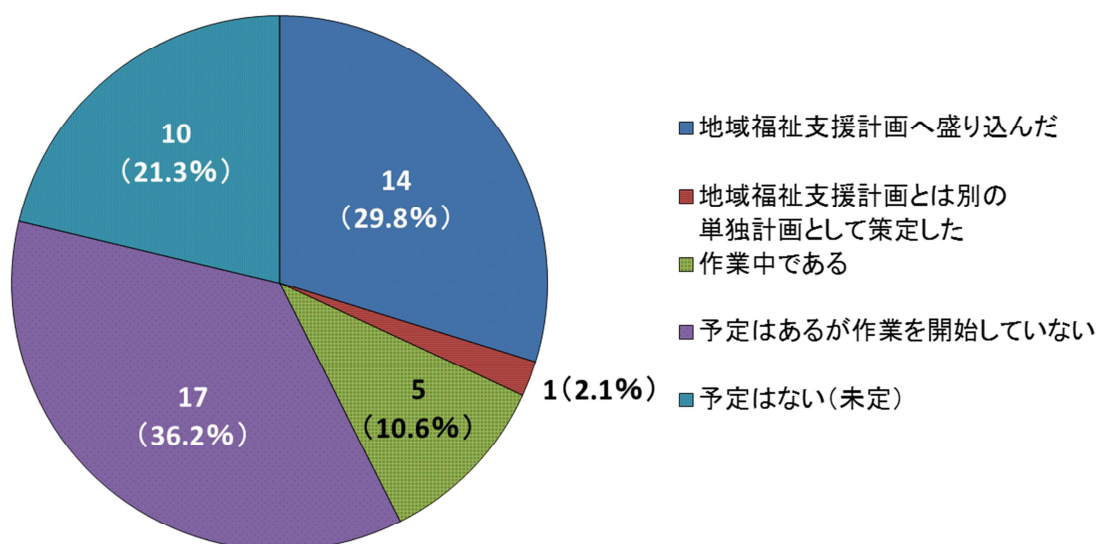
- 「策定済み」は41都道府県(87.2%)で、前回調査と変わっていない。
- 「策定未定(策定方針はある)」が増え、「策定未定(策定する方針はまったくない)」が減っている。



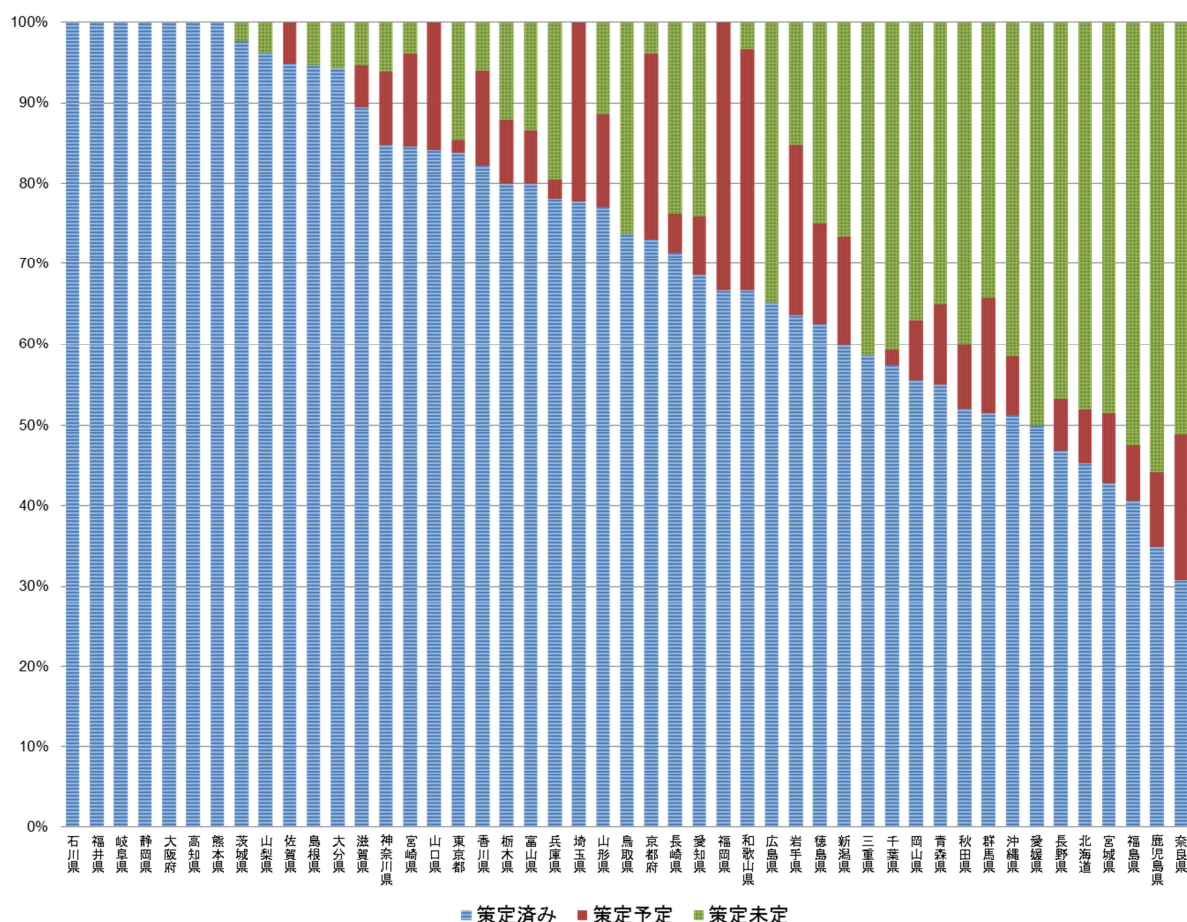
都道府県地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況

【盛り込み状況】

- 全47都道府県の3割が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」と回答している。
- 一方で、「予定はあるが、作業を開始していない」と回答した都道府県が4割弱となっており、「予定はない(未定)」回答も2割を超えている。



＜都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況＞



(7) 孤立死防止対策の推進について

孤立死の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活困窮者の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、平成 24 年度に、

- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報の取扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）
- ③ 地域の見守り等の取組みの先進事例の紹介や関係補助金の優先採択
- ④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進

などを盛り込んだ総合的な通知を発出し、地域における取組をお願いしてきたところである。

平成 28 年度以降においても、各自治体におかれては、新制度に基づく自立相談支援事業等を中心に、「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」なども組み合わせつつ、引き続き孤立死防止対策の推進をお願いしたい。

(8) 社会福祉協議会について

近年、地域では少子高齢化や核家族化が進行する中、高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化し、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。こうした多様な生活課題には、行政が住民やボランティア等と協働して取り組んでいくことが重要であり、こうした活動を支える社会福祉協議会の役割はますます重要となっている。

さらに、新制度の実施に当たっては、各事業の担い手として、既存の地域ネットワークを活かした包括的な支援体制の構築に寄与することが期待される。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、地域福祉活動や新制度に基づく各事業の実施等について一層の推進をお願いしたい。

また、去年は、茨城県、栃木県を中心とした台風 18 号による記録的な豪雨などの自然災害が発生したが、被災地には、多くの方々が災害ボランティアとして現地に駆けつけ、被災者の方々に対し、様々な支援活動をしていただいた。

災害時には、多くの自治体において、社会福祉協議会が災害ボランティアセンタ

一を設置し、その運営を担っているが、災害時の対応は、自治体を中心に、社会福祉協議会を含めた関係機関が連携し、役割分担を図った上で行うことが重要である。

各自治体におかれては、災害時におけるボランティアセンターの運営体制、関係機関との役割分担など、社会福祉協議会等とも協議し、災害時の対応が円滑なものとなるよう、平時から事前準備に積極的に努められたい。

(9) 民生委員について

ア 平成 28 年度における一斉改選について

現任の民生委員については、平成 28 年 12 月 1 日に一斉改選を迎えることとなる。

次期一斉改選に向けては、各自治体において、

- ・ 定数に関する市区町村に対する意見聴取
- ・ 定数の見直し、定数条例の改正
- ・ 次期民生委員候補者の推薦事務
- ・ 委嘱・解嘱、特別表彰に係る事務

等の事務処理が必要となる。

現時点でのスケジュールについては、以下のとおり考えているので、各自治体におかれては、次期一斉改選を円滑に行うため、関係通知を踏まえつつ、事務に遺漏のないよう、万全を期されたい。

なお、東日本大震災による被災地については、避難生活の長期化等の状況にかんがみ、被災地の実情を踏まえた弾力的な一斉改選事務が行われるよう、「被災地における次期民生委員・児童委員の一斉改選に当たっての留意事項について」

(平成 27 年 10 月 19 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡)を発出しているので、参照していただくとともに、地域の民生委員協議会とも十分に意思疎通を図られたい。

(参考) 平成 28 年度一斉改選に向けた現時点でのスケジュール (案)

業務内容	H28 スケジュール	H25 実績
①物品発送時期・発送先等に係る事務連絡 (厚労省⇒自治体)	7 月下旬	10 月 9 日
②定数報告書、徽章等必要数調書の提出 (自治体⇒厚生局)	8 月 30 日	8 月 30 日
③民生委員推薦名簿、感謝状授与者推薦名簿 の提出(自治体⇒厚生局)	9 月 30 日	9 月 30 日
④委嘱状・解嘱状・感謝状等発送 (厚労省⇒自治体)	10 月上旬	10 月中旬
⑤徽章発送 (厚労省⇒自治体)	10 月下旬	11 月中旬
⑥一斉改選	12 月 1 日	12 月 1 日
⑦改選結果報告 (厚生局⇒厚労省)	12 月 9 日	12 月 13 日
⑧プレスリリース (厚労省)	12 月下旬	12 月 26 日

※ ②、③のスケジュール及び提出書類については、「民生委員・児童委員の選任
(一斉改選及び随時)に係る調書等の提出について」(平成 25 年 2 月 27 日雇児育
発 0227 第 1 号、社援地発 0227 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境
課長、社会・援護局地域福祉課長通知)のとおりである。

イ 新制度の施行に当たって民生委員に期待される役割

平成 27 年度からの新制度の施行に当たって、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）については、自立相談支援事業を中心とする地域の関係機関の一員として、地域にあって相談窓口にとどり着けない生活困窮者の発見や、自立相談支援事業を始めとする関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した生活困窮者の見守りといった支援に、積極的に関わることが期待される。

このため、各自治体におかれては、民生委員が新制度の趣旨・内容について十分な理解を得られるよう、研修カリキュラムの中にこれらを盛り込むなど、引き続き積極的な支援をお願いしたい。

ウ 民生委員活動への支援について

少子高齢化や核家族化が進行する中、地域においては、高齢者や児童等の虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化してきていることから、住民の立

場に立って相談援助活動を行う民生委員に期待される役割が大きくなっている。
また、衆議院及び参議院の厚生労働委員会において、生活困窮者自立支援法が可決された際には、民生委員が最大限その役割を発揮できるよう、活動しやすい環境整備を更に進める旨の附帯決議がなされている。

このような中、民生委員が地域の中核として、その力を十分に発揮できるよう、平成 25 年 10 月に、厚生労働省社会・援護局地域福祉課において「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」（座長：上野谷加代子 同志社大学社会学部社会福祉学科教授）を設置し、平成 26 年 4 月に報告書を取りまとめたところである。

本報告書においては、民生委員活動に対して財政面を含めた国、自治体の積極的な支援や、研修の充実、制度への理解の深化、広報活動の強化などが提言されている。

各自治体におかれては、本報告書の内容も踏まえつつ、今後とも民生委員の活動しやすい環境の整備に向け、一層の取組の推進について特段のご配慮を賜りたい。

エ 民生委員への個人情報の提供について

自治体によっては、個人情報提供に関して、過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員の活動の基本ともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの指摘があることを受け、平成 24 年に「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成 24 年 7 月 17 日事務連絡）を発出しているので、各自治体におかれては、これを参考に適切な個人情報の取り扱いについてご配慮願いたい。

なお、消費者庁では、個人情報の保護に関する現状として、法律の定め以上に個人情報の提供を控えたりするなどのいわゆる「過剰反応」といわれる状況が一部にみられるため、法律の目的・内容の周知を図るため、個人情報保護法の説明会を実施しているので参考とされたい（資料の一部については、「孤立死の防止対策等の取組み事例及び地域福祉にかかる取組みに対する事例の情報提供について」（平成 25 年 12 月 26 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）に添付しているので、参照されたい）。

オ 民生委員制度創設 100 周年について

平成 29 年度は、民生委員制度の起源である「済世顧問制度」が発足してから 100 周年、児童委員制度が創設されてから 70 周年の記念すべき年を迎える。現在、全国民生委員児童委員連合会においては、制度発足 100 周年に向け、

- ・ 23 万人の民生委員による全国一斉調査の実施
- ・ 今後の民生委員制度のあり方の検討
- ・ 100 周年記念式典の開催

などの検討が進められている。厚生労働省としては、全国民生委員児童委員連合会等とも連携を図りつつ、これらの取組に対して必要なバックアップを行うこととしている。

各自治体におかれては、今後、地域レベルでも様々な行事、取組が举行されることが想定されるので、積極的なご支援をお願いしたい。

2 ひきこもり対策について（地域福祉課）

（1）新制度に基づく各事業との連携について

ひきこもりの問題については、ひきこもりの状態にある本人（以下「本人」という。）が抱える個別の問題と家族間での先行きが見えない不安や心労、親自身の高齢化といった問題が複合することにより、本人のひきこもり状態の長期化、高年齢化に繋がっていることが考えられる。

新制度に基づく自立相談支援事業では、生活困窮者の相談を包括的に受け止めることとしており、相談者の中にはひきこもりの問題を抱える者も含まれるものである。一方、ひきこもり対策推進事業において相談支援を行う対象者のうち、就労支援などが必要な者については、自立相談支援機関等へつなぐことが望ましいと考えることなどから、今後、本人の状況に応じ、必要な支援を提供できるよう、自立相談支援機関を中心とした支援体制と、ひきこもり地域支援センターとの連携を確保していくことが求められる。

ひきこもりに関する支援においては、新制度におけるこれらの事業を含め、地域における相談支援体制が重層的に機能するよう、各自治体におかれては、管内の行政機関はもとよりあらゆる社会資源と密接な連携、協力を行っていただき、定期的な協

議を行う等、積極的なネットワークの構築をお願いする。

ひきこもりの問題は、一言で言えば人と社会、人と人との関係性が根底にあり、専門機関や専門職のみの力では解決出来ないものであるため、本人や家族からの傾聴や地域での見守り等、地域力の協力も必要不可欠であると認識している。ついては、ひきこもりという状況に関して、現場での多くの経験を有する当時者団体である「KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」（地域ごとの支部を含む。）等とも連携、協力していただくようお願いする。

（２）ひきこもり対策推進事業について

厚生労働省では、平成 21 年度から「ひきこもり対策推進事業」を創設し、ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）を各都道府県、指定都市に整備を進めてきている。

センターの設置数は、創設初年度は、全国で 17 か所（17 自治体）であったが、都道府県、指定都市の皆様の当事業に対する理解と協力をいただいた結果、平成 27 年度末では、64 か所（60 自治体（予定含む））となり、約 9 割の都道府県、指定都市に設置されるに至ったことに対し感謝申し上げる。

今後は、センターの設置はもとより、前述のとおり、新制度の施行により、基礎自治体において相談体制等が整備され、センターとの連携が求められることから、センターの組織としての専門性の向上を図る等、ひきこもり対策のより一層の取り組みをお願いする。

また、ひきこもりの相談については、これまでセンターを中心に対応してきたが、平成 25 年度より、本人や家族に対する早期対応を目的に、住み慣れた身近な地域において継続的な訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりを抱える家族等の当事者（ピアサポート）等含む）を養成し、派遣する事業を新たに行うこととした。前述のとおり、基礎自治体において、平成 27 年度から新制度が施行され、相談体制等が整備されることも視野に入れ、各自治体におかれては、より一層サポーター養成研修事業及びサポーター派遣事業に取り組んでいただけるようお願いする。

さらに、当事業は、社会福祉法人、NPO 法人等に運営委託を可能としていることから、民間の柔軟で多様な取組を活用する等、効果的な実施を併せてお願いする。

3 矯正施設退所者の地域生活定着支援について（総務課）

刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉的支援を受ける必要があるが釈放後の行き場のない人等に対する支援事業として、平成 21 年度に「地域生活定着支援事業（※現在は地域生活定着促進事業）」が開始された。本事業では、各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、既存の福祉的支援を受けられるよう取り組んでいただいている。

本事業の取組み状況については、同センターが整備され全国調整が可能となった平成 24～26 年度を見ると、各都道府県の取扱件数に最大で 5 倍を超える差異が見られることもあり、平成 28 年度においては、①基本的に平成 27 年度予算と同様の考え方に基づく定額補助を行いつつ、②傾斜配分について、コーディネート及びフォローアップの実績に応じたものとする予定である。

そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要であり、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要であると考えている。

そのため、各都道府県においては、事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保していただくとともに、既存の福祉的支援との一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施をお願いしたい。

（参考）平成 28 年度（案）の概要

「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」のメニュー事業として実施

- ・実施主体：都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）
- ・補助率：定額補助（補助基準額の 3 / 4 相当額を基本とする）
- ・補助基準額：2,500万円（業務量に応じた傾斜配分あり）

第7 社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）

1 社会福祉施設の防災対策等について

（1）社会福祉施設の耐震化等整備の推進について

社会福祉施設の耐震化等整備に関しては、関係各部局の平成27年度補正予算（案）及び平成28年度予算（案）において、社会福祉施設等の耐震化やスプリンクラー設置に必要な財源を確保したところである。

また、独立行政法人福祉医療機構における、耐震化や高台移転、スプリンクラー等整備の優遇融資についても、平成28年度において引き続き実施する予定である。

（参考1）

○平成27年度補正予算（案）（耐震化整備、スプリンクラー整備等）	
・社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者施設等）	60.4億円の内数
・次世代育成支援対策施設整備費交付金（児童養護施設等）	29.3億円の内数
○平成28年度予算（案）	
・社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者施設等）	69.5億円の内数
・次世代育成支援対策施設整備費交付金（児童養護施設等）	56.6億円の内数
・保育所等整備交付金（保育所等）	534億円の内数
・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（介護関連施設等）	20.7億円の内数

（参考2）独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

	社会福祉施設（入所）
融資率	（通常）70～80% → （耐震化・スプリンクラー等）90% （高台移転）95%
利率優遇	（耐震化・スプリンクラー等）通常利率 △0.5%（当初5年間） （高台移転）無利子

※ 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

社会福祉施設等の耐震化状況については、平成 26 年 12 月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、平成 25 年 10 月時点の耐震化率は 86.3%（16.0 万棟／18.6 万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

※ なお、平成 27 年 1 月に実施した平成 26 年 10 月時点の調査については、現在とりまとめ中であり、年度内に公表予定である。また次回調査については、平成 27 年度末時点について調査する予定であるので、ご協力をお願いする。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、国土強靱化基本法に基づく、国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）や国土強靱化アクションプラン 2015（平成 27 年 6 月 16 日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記（※）するなど、国としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。

また、津波による被害が想定される施設の高台移転整備や、自力避難が困難な高齢者や障害者等が入所する小規模施設等へのスプリンクラーの設置についても、併せて推進していく必要がある。

各自治体におかれては、未耐震施設の把握（対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化に向けた課題など）に努めていただくとともに、未耐震施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度等の情報提供や助言を行うなど、計画的に耐震化整備を進めていただきたい。

なお、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金において実施）」（国土交通省 1／3、地方公共団体 1／3、民間事業者 1／3）があるので、必要に応じて事業者に対する情報提供等をお願いする。

※ 「国土強靱化アクションプラン 2015」において、社会福祉施設の耐震化率を平成 24 年の 84%から平成 30 年には 95%とすることを指標としている。

（２）社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付 27 文施施企第 19 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科発 0820 第 1 号等厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第 44 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところである。

各都道府県におかれては、砂防部局や管内市町村と連携体制を強化し、土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、当該施設に対して、市区町村担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努めていただくようお願いする。

併せて、土砂災害警戒区域における社会福祉施設等の新設計画に対しては、砂防部局への情報提供を行うほか、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するとともに、利用者の安全確保の観点が十分に盛り込まれた計画の策定を促すなど、適切な対応をお願いする。

（３）災害福祉広域支援ネットワークについて

東日本大震災における被災地支援の経験、課題等を踏まえ、災害時要援護者（高齢者、障害者など支援が必要な方々）に対し機動的・能動的な福祉支援が行えるよう平成 24 年度から都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築を推進しており、平成 27 年度からは生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業により構築に必要な経費の補助を行っているところである。

現在までのところ、こうした事業を活用することにより、35 都道府県（平成 27 年 6 月現在。自治体独自の取組みを含む。）においてネットワークの構築に着手している状況であるが、依然として未着手の府県があるため、平成 28 年度も同補助金のメニュー事業により構築に必要な経費の補助を予定しているところである。未着手の府県におかれては、災害福祉広域支援ネットワーク構築の必要性についてご理解いただくとともに、管内市町村や社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO 法人をは

じめとする民間福祉事業者等との連携に努めることにより、早期に都道府県単位のネットワーク構築が図られるよう、積極的な取組をお願いしたい。

災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

- 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業として実施
- 実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体
- 補助率：定額補助（1／2相当）
- 事業内容：
 - ① ネットワーク本部の立ち上げ・運営
 - ② 災害福祉支援体制の検討・構築
 - ③ ネットワークの普及・啓発
 - ④ 災害福祉支援チームの組成、研修、訓練等
 - ⑤ 他都道府県と情報交換や連携づくり

（４）感染症の予防対策について

ア 今冬のインフルエンザ対策

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成27年12月9日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）に沿って、適切な対応をお願いしたい。

イ 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種（予防接種）対象事業者の登録に向けた対応

新型インフルエンザ特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において優先順位が決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づけられているところである。

今般、特定接種の登録の要件とされている介護・福祉事業所が作成する業務継続計画のガイドライン及び作成例を厚生労働省のホームページに掲載したので、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成に活用いただけるよう、貴管内の市区町村、社会福祉施設等に対して周知願いたい。

(参考)

○厚生労働省ホームページ

- ・平成 27 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>
- ・インフルエンザの基礎知識
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>
- ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki24.pdf>
- ・インフルエンザ Q & A (平成 27 年度)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>
- ・啓発ツール
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>
- ・高齢者向けリーフレット
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf
- ・業務継続計画のガイドライン及び作成例
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

○国立感染症研究所ホームページ

- ・<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

ウ ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることからノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」
(平成 27 年 12 月 8 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成 19 年 12 月 26 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成 26 年 2 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関する Q & A」 (厚生労働省ホームページ)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成 15 年 7 月 25 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」
(平成 27 年 6 月 22 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」
(平成 20 年 7 月 7 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成 13 年 4 月 24 日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)
C 型肝炎について (一般的な Q & A) (平成 18 年 3 月)
http://www.med.or.jp/kansen/bandc/cqa_s.html
- ・B 型肝炎について (一般的な Q & A) (平成 18 年 3 月)
http://www.med.or.jp/kansen/bandc/bqa_s.html
- ・集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防のための手引き・ガイドライン
http://www.kanen.ncgm.go.jp/forcomedi_new_20140609.html
日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン
保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
高齢者施設における肝炎対策のガイドライン
- ・「結核院内 (施設内) 感染対策の手引きについて (情報提供)」
(平成 26 年 5 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

2 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、社会福祉施設職員等退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

（１）福祉貸付事業について

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民業補完を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

平成 28 年度予算（案）においては、社会福祉施設の耐震化整備やスプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ及び貸付金利の引き下げ）の延長等を図ることとしており（詳細は、別表の「平成 28 年度予算案における福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容」のとおり。）、政策上必要とする貸付原資の確保及び融資条件の優遇措置等を行うこととしている。併せて、東日本大震災の復旧・復興に向けた優遇融資等についても引き続き実施するので、管内の社会福祉法人等に対して、遺漏なきよう周知をお願いしたい。

また、平成 28 年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」が、機構主催で本年 3 月に開催される予定（別途機構から通知予定）であるので積極的な参加をお願いしたい。

ア 貸付規模

資金交付額 4, 547 億円（うち福祉貸付 3, 103 億円）

イ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成 20 年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところである。更に今後は、機構から全国の民間金融

機関に対して、協調融資制度の成功事例を広く公表する等、協調融資制度の更なる利用促進を図る取組を進めることとしている。借り手側にとってメリットがある協調融資の一層の拡大を図ることは、民間金融機関の参入を促し、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

ア 平成 28 年度予算 (案)	2 6 4 億円
・ 給付予定人員	8 0, 3 5 6 人
・ 給付総額	1, 0 5 7 億円

イ 都道府県補助金等について

退職手当共済は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所や障害者施設等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で 1 / 3 ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成 27 年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、平成 28 年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在として、これまでも福祉医療機構から退職手当金の支給に係る業務委託を行っている都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等の協力が不可欠であり、都道府県におかれては、社会福祉法等の一部を改正する法律案（継続審議中）の内容や制度の実施状況等を周知するなど、引き続き連携を図りながらの対応をお願いしたい。

平成28年度予算案における福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容

分類	事項名		見直し内容
継続	1)	老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長	・ 無利子貸付の優遇措置を平成32年度末まで延長する。
	2)	地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長	・ 無利子貸付の優遇措置を平成32年度末まで延長する。
	3)	社会福祉施設等の耐震化整備に係る優遇措置	・ 融資率等の優遇措置を平成28年度末まで延長する。
	4)	スプリンクラー整備に係る優遇措置	・ 融資率等の優遇措置を平成28年度末まで延長する。
	5)	社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る優遇措置	・ 融資率等の優遇措置を平成28年度末まで延長する。
	6)	アスベスト対策事業に係る優遇措置	・ 融資率等の優遇措置を平成28年度末まで延長する。

第8 地方改善事業等について（地域福祉課）

（1）地方改善事業の実施について

隣保館運営事業等については、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、地域の関係機関と連携することなどが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないようご配慮願いたい。

ア 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

イ 関係部局、関係機関との連携について

隣保館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係部局や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法において、地域における多様な社会資源の一つとして、自立相談支援機関との連携が求められることにも留意しながら、より積極的な隣保館運営が行われるよう、管内市町村に対し周知願いたい。

ウ 地方改善施設の財産処分について

近年、隣保館等をはじめ共同作業場等の地方改善施設について、厚生労働大臣の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されるところがあるので、財産処分を計画する場合にあっては、その検討段階で連絡を願いたい。

（２）アイヌ政策の推進について

政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成 21 年 7 月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）を設置・開催しているところである（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

平成 24 年 7 月に開催された同会議では、同会議の下に設置された作業部会での「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開等に関する検討状況が報告された。

同報告書において、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきとの提言がなされたところである。このため、各自治体におかれては、民生委員の研修会などの機会を捉え、アイヌの人々に対する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

また、平成 27 年 10 月の作業部会報告において、「生活相談に対応するための措置について」の中で、アイヌの人々への電話による生活相談への対応が求められ、平成 28 年度予算（案）にアイヌの人々のための電話による生活相談事業の経費を計上したところである。

（３）人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、最近では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生しているところである。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、一部の自治体、社会福祉協議会が実施する結婚相談事業において、相談申込書や登録カードの記載項目等が基本的人権への配慮を欠いていたとして、改善が行われたという事例があったところである。結婚相談事業については、相談者の個人情報扱うこととなることから、基本的人権の尊重及びプライバシーの保護が十分に確保されるよう、引き続き管内市町村などに対して指導願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これ

は調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

第9 消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）

（1）生協行政の基本的考え方について

ア 消費生活協同組合（以下「生協」という。）は、

- ・ 組合員が出資をし、
- ・ 組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・ 組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である（参考1）。

生協は互助の組織として、以下のような組合員の暮らしを支える事業と互助活動を一体的に行っており、こうした事業・活動を通じて地域のコミュニティづくりに寄与してきたところである（参考2、3、4）。

- ① 購買事業（店舗・宅配による食品等の供給、移動販売車による買い物弱者支援や個配又は配食時の高齢者見守り、家事援助、移動支援、子育て支援活動など）
- ② 医療福祉事業（病院・診療所、介護保険事業所、保育所、サ高住・24時間クリニック・介護事業所と広場・レストランなどの複合施設、配食ボランティア、食事会による交流など）
- ③ 共済事業（火災共済、自然災害共済、地震災害見舞金、社会福祉法人やNPO法人に対し先進的な福祉的活動への助成など）

さらに、社会的、公共的役割として、

- ④ 被災者の支援（仮設住宅での支援活動など）
- ⑤ 生活困窮者の支援（生活困窮者自立支援法に基づく自立・家計相談支援など）
- ⑥ 障害者の雇用（店舗・配送センターなど）

といった取組を行っているところである。

まずは生協の基本的性格及び事業と互助活動の状況等、生協についての理解を十分に深めた上で、生協の指導・監督にあたることが肝要である。

各都道府県におかれては、所管する生協の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に止まることなく運営実態に即した助言・指導をお願いする。

イ 今日、地域においては一人暮らし高齢者の増加、核家族化の進展などにより地域の支え合いが失われつつあり、人為的に互助の回復を図っていくことが重要な課

題となっている中、互助組織である生協が助け合いの輪を拡げることや地域社会の困り事に対応できるよう事業と活動を拡充することが期待される。

生協は地域における助け合いの輪を構築するにあたって、自治会やボランティア団体などと協力関係にあり、今後の高齢者の日常生活支援、子育て支援を充実する上で重要な即戦力である。

各都道府県におかれては、日々の暮らしを支えるという生協の「やる気」に対し、的確に評価していただき、関係市町村とも連携の上、協力関係の構築や取組みの活用を検討をお願いします。

(2) 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

ア 運営上問題のある生協については、

- ① 理事会が適正に機能しておらず、専務理事と事務局職員といった一部の者が実質的な運営を行っている
 - ② 事務局の事務処理態勢が脆弱なため生協法令に則った適正な事務が行われていない
 - ③ 内部監査が行われていないことに加え、監事監査が形式的なものとなっているため、運営の適正化など牽制機能が働いていない
- といった状況にある。

生協は、その行う事業によって、組合員に最大の奉仕をすることを目的としており、一部の者により運営が行われている状況は極めて不適切である。理事会は組合員の生活の文化的経済的改善向上を図るため、業務の執行を決する権限を有しており、検査の際など理事会の運営状況や執行役員等からの理事会への報告状況などを確認していただきたい。

また、法令に則った事務が行われていない生協に対しては事務局態勢の強化に加え、適正な事務についても丁寧な助言指導をお願いします。

監事監査については、会計知識のある監事による会計監査のみならず業務監査の実施と理事会への出席により健全性を担保させること。

イ 今後少子高齢化の進展による急速な人口減少が見込まれていることから、共済事業を行う生協については、組合員の減少や高齢化による契約件数の減少や共済金の

支払い額の増加が見込まれる。これらを踏まえ、中長期的な視点で事業運営への影響について検証し、対応するよう助言指導をお願いしたい。

また、高齢になった組合員等との連絡が途絶えたり、共済金受取人が亡くなったため、共済金の請求自体がなされていないなどにより、未払いの共済契約が増えることが見込まれる。このため共済金受取人等に代わって代理人等が請求することができるような手続の普及や高齢の共済契約者等の定期的な連絡先の確認について助言指導をお願いしたい。

ウ 購買事業等を行う生協について、市部においては店内表示など員外利用の防止対策が必要であるが、離島その他交通不便の地域において事業を行う場合、地域住民のニーズを踏まえ、法令で定められた利用分量の範囲において積極的に員外利用許可を行うなど、買い物弱者支援という観点での対応についてもご配慮をお願いしたい。

また、財務状況が悪化している生協においては、組合員が不利益を被ることのないよう指導をお願いしたい。都道府県としての対応方針に判断がつかねる場合などは厚生労働省に照会されたい。

(3) 平成 28 年度税制改正について

平成 28 年度税制改正要望においては、所管団体の要望を踏まえ、以下のとおり法人税に係る軽減税率の引き下げを要望したところである※ 1。

※ 1 <要望項目> 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ

<要望内容> 平成 27 年度税制改正大綱を踏まえ、消費生活協同組合等に対する軽減税率について引下げを行う。

急速な超高齢社会を迎えるにあたり、国、地方の極めて厳しい財政状況から、今後、「共助」、「公助」の大幅な拡充は難しく、地域住民が主体的に地域を支える役割を果たすことが地域社会の課題となっている。具体的には、核家族化の進展、単身高齢者の急増といった家族形態の変容や地域の支え合いが希薄になっている状況において、「共助」、「公助」を補完する「互助」の役割が極めて重要であり、互助組織としての生協が市町村及び社会福祉協議会などと連携して、介護予防や日常生活支援といった、公的仕組みでは埋められない「互助」の取組の強化が不可欠な状況となっている。

したがって、これまで以上に、生協が互助活動を拡充し、地域社会を支えるといった役割を適切に果たすためには、財務基盤の強化が不可欠であり、その特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げを行う必要があるもの。

当該要望については、自民党の税制改正大綱において長期検討課題と整理されたところである※２。

※２「協同組合等課税については、組合によって事業規模や事業内容が区々であるが、同一の制度が適用されている。そうした実態を丁寧に検証しつつ、組合制度の趣旨も踏まえながら、検討を行う。その上で、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点も勘案しつつ、平成 27 年度税制改正における受取配当等益金不算入の見直しの影響を考慮しながら、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。」

当該要望は、平成 29 年度においても、引き続き税制改正要望を行う考えであるが、そのためには税制上の各種の特例措置による効果等を的確に把握することが不可欠であるため、各都道府県、生協に御協力をお願いする。

（４）平成 28 年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

来年度より上記（１）及び（２）を詳細に説明すること及び国の検査手法の説明のため、各都道府県担当者を一堂に会した消費生活協同組合行政担当者全国会議を開催することとしたので御了知願いたい。

特に検査について、国においては来年度より集団指導と個別検査による指導を行うこととしたところである。

集団指導については、国所管の生協に御参集いただき、生協運営に関する基本的な内容を研修方式で周知するとともに、個別検査においては各種生協の実情に即した検査を実施したいと考えている。

そのため、現在国において作成している組合管理台帳、生協検査マニュアルや共済事業規約・定款改正等の審査の際の事務処理手順書等を当該全国会議において提示したいと考えている。

詳細は追って通知するので、各都道府県におかれては予めご承知おきいただくとともに、職員の派遣について特段の配慮をお願いする。

【参考】「平成 28 年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について（周知）」（平成 27 年 12 月 15 日付け各都道府県消費生活協同組合行政担当宛事務連絡

消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「生協」という。）の適正な運営の指導については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

本会議については、都道府県担当者からの要望なども踏まえ、①国の生協行政の基本的考え方、②所管生協に対する指導、監督に当たっての留意事項、③関連法令の改正、④税制改正要望等生協を取り巻く現状について都道府県担当者により深く理解していただき、その上で所管生協に対する指導・監督、支援に役立てていただくことを目的として開催を決定いたしました。

開催時期は 5 月連休明けを予定しておりますが、開催日時や次第等の詳細につきましては来年度改めて通知させていただきます。予めご承知おき下さいますようお願い申し上げます。

なお、毎年開催されておりました、「消費生活協同組合行政担当者ブロック別会議」につきましては今年度限りといたしますので併せてご承知おき下さいますようお願い申し上げます。

(5) 消費生活協同組合（連合会）実態調査について

全国の生協の事業や活動に係る基礎的データを把握するため、毎年度各都道府県及び各生協にご協力いただいているところである。

また本調査は、普通法人と比較して税制上各種の特例措置が講じられている生協に関し、税制改正要望を行う上で重要なデータである。平成 27 年度調査においては、このような観点で助け合い活動の状況などについて、調査項目の追加を行う一方、実情にそぐわない項目の削除を行ったところである。

都道府県におかれては、所管組合に対しその重要性を十分周知していただくとともに、記入にあたっては記入要領を十分に参照の上、適切に記入するよう助言・指導いただくようご協力をお願いする。

(6) 農業協同組合法の改正に伴う農協から生協への組織変更について

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年 9 月 4 日法律第 63 号）により、平成 28 年 4 月 1 日から農業協同組合から生協等への組織変更が可能となることとなったところである。

これを受け、組織変更の認可申請に必要な書類、組織変更の際の債権者異議手続における組織変更をする組合の計算書類に関する事項として公告又は催告する事項、生協の組合員資本（出資金、法定準備金、積立金等）の計算に必要な事項など必要な事項について定める、「農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令」（厚生労働省、農林水産省）を本年 2 月下旬に公布する予定であり、御承知おきいただくとともに、その事務の執行にあたっては、適切な運用がなされるよう格別の御配慮をお願いする。

(7) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法第 2 条第 2 項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところである。本年 7 月には参議院議員通常選挙も予定されており、生協が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点からいやすくも批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正な指導をお願いしたい。

【参考1】消費生活協同組合(生協)の概要について

目的

○ 消費生活協同組合法は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

基本的原則

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合(相互扶助組織)
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上
- ・加入・脱退の自由
- ・組合員の議決権・選挙権の平等
- ・組合員への最大奉仕、非営利
- ・員外利用の原則禁止
- ・政治的中立
(特定の政見のために利用してはならない。)

出資

組合員は出資1口以上を有しなければならない。

株式会社と協同組合の違い

生協

- ・店舗、宅配、共済などの事業
- ・社会的、公共的活動



1票
組合員

出資
運営
利用

出資が多くても少なくても
平等である。

株式会社

出資・配当



大株主

高配当
投資目的

小株主

事業子会社

出資・配当



スーパー
マーケット

利用



消費者
お客様

(参考2) 買い物弱者支援

co-op

- ・山間部を含め広域で食材を毎週配達。
買い物不便な地区の住民のライフラインにも



棚田の道を行く宅配トラック



車の入れない山腹の家庭にお届け

- ・移動販売車 24道府県の29生協で144台が稼働(2015年3月現在)
冷凍・冷蔵ケースを設置した車両に生鮮食品から日用品まで搭載し、
買い物不便地域を巡回。



高齢化した団地など、街なかの買い物不便地区にも



仮設住宅での移動販売車 (出典：日本生協連資料)

(参考3) 高齢者支援

co-op

- ・ 組合員同士が助け合う活動「くらしの助け合い」
55生協・2連合会で実施。活動参加組合員は2万3千人、年間活動時間は102万時間超。
- ・ 孤立しがちな高齢者の居場所づくり「お食事会・サロン活動」
店舗の会議室等を活用し、交流できる集いを定期的で開催。お食事会（約8百回、41万食）、サロン活動（約2千回、2万人が参加）。
- ・ 配食事業
高齢者中心に、夕食弁当等を配達。安否確認の役割も。
48生協で1日約10万食（2015年3月現在）。

（出典：日本生協連資料）



高齢者宅での助け合い活動



生協の店舗での高齢者お食事会



夕食弁当を配達。安否確認にも

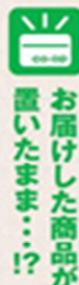
- ・ 宅配インフラを活用し「地域見守り活動」で協定
- ・ 全国89生協が、26道府県・791市区町村と協定を締結
- ・ 791市区町村は、全市区町村(1,741)の45.4%

（※2015年10月23日現在、1つの自治体が複数生協と締結する場合を含む）

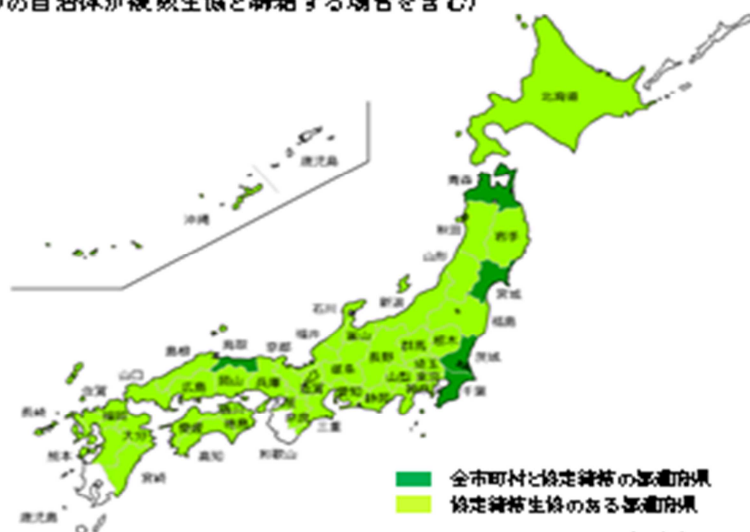


おかやまこープ

午前中に宅配でお届けした商品が、午後の配達で前を通った時にも取り込まれていまして、高齢の女性で一人暮らしなので、もしやと思いお訪ねしたら、玄関先で助けなくなった組合員さんがおられました。救急車を呼び、井原市の「ハートフル」（緊急の連絡ネットワーク）に問い合わせ、娘さんと連絡を取りました。
（配達担当者）



お届けした商品が
置いたまま…!?



（出典：日本生協連資料）

子育て支援

co-op

- ・子育て家庭等への配達手数料の減免
65生協で、高齢者・障がい者を含め合計139万人を減免登録。対象者の利用回数は延べ6,205万回、減免62億円。

- ・子育て中の親子が集える「子育て広場」の開催
52生協が実施し、約15万組の親子が参加。
子育ての不安や悩みで孤立しがちな親子が交流。



子育てひろばって何?

愛知県の子育ての取組

- ・知った顔がなくても大丈夫、その場ですぐにお友達になれる場
- ・いろいろな生活・文化に出会える、ゆるやかな学びの場
- ・みんなで一緒に行うプログラムは最小限に、のんびりとたのまれる場

■ある日の子育てひろば

「ごんじゅは♥」 2014年7月16日(水) 10時30分～14時
 ■場所/コープあいち港センター2F
 ■参加者/親子4組
 昼食を持って参加されるので、12時になるとおもちゃをみんなで片付けて、スタッフと一緒にお昼ごはんを食べます。
 毎月第3水曜日に定期開催しています。
 気軽にお立ち寄りください。



「子育て広場」での親子ヨガ教室

(出典：日本生協連資料)

生活困窮者支援

co-op

- ・全国で8生協が生活相談・貸付事業に取り組み、7,800件超の生活相談、1,100件超の貸付を実施。(2015年3月末現在)
- ・今年4月の生活困窮者自立支援法の施行にあわせ、生活クラブ生協(千葉)が生活相談・家計再生支援貸付事業を開始。



※第65回日本生協連総会データ集より

(出典：日本生協連資料)

(参考4) 南医療生協における取組

「南生協よってって横丁」は 地域包括ケアネットワークの拠点

- ①地域・市民の協同でつくる「横丁」で24時間365日の地域医療の充実と「多世代まざりあいのまちづくり」を実現していきます
- ②「ひとりの困った」に寄り添える協同のまちづくりが、広がっています
- ③南医療生協のまちづくりは、市民参加の地域包括ケア支援そのものです

「地域包括ケア_(システム)ネットワーク」を 協同の力で広げていきます

- ①「医療」「介護」「住居」など暮らしに必要な事業づくり(1ブロック1介護事業づくり運動)をすすめながら、「ケンケン運動」「おたがいさま運動」で協同組合らしい「介護予防」「生活支援」を広げ、高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくりをめざします。
- ②「地域包括ケアネットワーク」の拠点として「南医療生協よってって横丁」スタート。
24時間365日在宅医療、看護、介護でサポートします。

(出典：南医療生協資料)

予算概要

平成 28 年度予算（案）の概要

社会・援護局(社会)

平成28年度予算(案)額	3兆1,503億円	※
平成27年度当初予算額	3兆1,643億円	
差 引	▲140億円	
	(対前年度伸率▲0.4%)	

※ 復興特別会計分を含む。

主要事項

- 地域の福祉サービスに係る新たなシステム構築 23億円
(このうち他局計上分は6.9億円)
 - ・ さまざまな福祉ニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築 18億円
 - ・ 生産性の向上によるサービスの効率的・効果的な提供 5.1億円
 - ・ 新たなシステムを担う人材の育成・確保 ※平成27年度補正予算(案)にて計上
- 生活困窮者自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正実施等
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の着実な推進 400億円
 - ・ 子どもの学習支援事業の充実・強化 33億円
 - ・ 生活困窮者等の就農訓練・中間的就労の推進 5.6億円
 - ・ 保護費負担金 2兆8,711億円
 - ・ 生活保護受給者への適正受診指導等の強化 2.1億円
- 簡素な給付措置(臨時福祉給付金) 1,033億円
- 年金生活者等支援臨時福祉給付金 450億円

東日本大震災復興特別会計

- 長期化する避難生活等に対応した被災者への見守り・相談支援等の推進
復興庁所管「被災者支援総合交付金」220億円の内数
- 被災地における福祉・介護人材確保対策 91百万円

I 地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築

福祉ニーズが多様化・複雑化する中、複合的な課題を抱える者が、ニーズに即応した適切な支援を受けることができないという問題が生じている。また、高齢化の中で人口減少が進行し、地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題となっている。これらの課題に対応するため、地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築に向けて以下の取組を進める。

1 さまざまな福祉ニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築 18億円

地域において多様なニーズを汲み取り、関係機関・関係者が連携して、包括的な相談支援体制を構築する。

(1) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業等【新規】 5. 1億円

地域の中核となる相談支援機関を選定し、当該機関が中心となって、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、相談者本人のみならず世帯全体が抱える課題を把握し、多機関・他職種の連携・協働による包括的な支援が受けられるようにするためのシステムづくりをモデル的に実施する。

また、事例集の作成、実践者による事例発表、各地域において参考となる好事例の選定等を行い、自治体における創意工夫ある効果的な取組事例の横展開を図っていく。

(2) ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化の推進【新規】 1. 8億円 〈雇用均等・児童家庭局計上〉

子育て・生活から就業に関する相談窓口のワンストップ化を推進する。

(3) 生活保護受給者等の居住確保の推進【一部新規】 5. 3億円

生活保護受給者等について、日常生活の継続的な見守り支援の実施や在宅生活を送る上で必要となる福祉サービスとの連携を図りながら、居住の確保を支援する。

2 生産性の向上によるサービスの効率的・効果的な提供 5. 1億円

介護等福祉のニーズの増大に伴い、生産性の向上が重要であることから、サービス提供の効率化を図るとともに、サービスの効果（質）の向上を図る。

(1) 介護ロボット開発等加速化事業【新規】 3億円〈老健局計上〉

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

(参考) 【平成27年度補正予算(案)】

○ 介護ロボット等導入支援特別事業

52億円

介護従事者の介護負担の軽減を図るため、介護施設等が一定額以上の介護ロボットを導入する際の支援を行う。また、高齢者と関わる家族等の介護負担の軽減を図るため、介護ロボット等を活用した見守りを支援する機器を導入する際の支援を行う。

(2) 障害者自立支援機器等開発促進事業等【新規】

83百万円

〈障害保健福祉部計上〉

筋電義手などのロボット技術を活用した障害者向けの自立支援機器などの開発（実用的製品化）の促進を図る。

(3) 介護分野の効率化・ICT化等による生産性の向上【新規】

1.3億円

〈老健局計上〉

介護サービスの生産性の向上等を図るため、介護事業所のICTの活用等による業務効率化の取組やICTを活用した事業所間の連携の取組をモデル的に実施するとともに、効果的・効率的なサービス提供モデルの分析・評価・普及等を行う。

(参考) 【平成27年度補正予算(案)】

○ 介護ロボットやICTの効果的な活用方法の検討等

1.6億円

介護施設等において、介護ロボットの導入を推進し、その効果的な活用方法を構築するためのモデル事業を実施する。また、介護事業所においてICTの活用により業務上の文書削減や業務の効率化の効果について検証するモデル事業を実施し、介護事業所におけるICTのより効果的な活用に向けたガイドラインを作成する。

3 地域の福祉サービスに係る新たなシステムを担う人材の育成・確保

福祉ニーズの多様化・複雑化や人口減少などの地域社会の変容に対応するため、地域の福祉サービスに係る新たなシステムの担い手となる人材の育成、確保を着実に進める。

※ 平成27年度補正予算(案)において、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として計上。

(参考) 【平成27年度補正予算(案)】

- 再就職準備金貸付制度の創設及び修学資金貸付制度の拡充 261億円
離職した介護人材のうち一定の経験を有する者に対する、介護職員として2年間従事した場合に返還免除となる再就職準備金の貸付メニューを新たに創設するとともに、介護福祉士を目指す学生に対する、修学資金等の貸付事業の拡充を行う。
- 離職した介護人材の届出システムの構築 3.9億円
離職した介護人材の氏名・住所等を把握し、離職者のニーズに沿った求人等の情報提供を行うためのシステムを新たに構築する。
- 地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用した介護人材対策の加速化(地域医療介護総合確保基金(介護分)の積み増し) 119億円
地域医療介護総合確保基金を活用した取組をより一層加速化するとともに、新規参入促進や離職防止・定着促進の観点から、以下の取組を追加して実施するため、地域医療介護総合確保基金の積み増しを行う。
- ・ 将来の就労を視野に入れている中高年齢者に対する入門的な研修、職場体験等の実施
 - ・ 資格取得のための研修受講の際の代替要員確保や、医療的ケア研修の受け皿の整備
 - ・ 介護施設・事業所内保育所の設置の加速化や子育て支援のための代替職員のマッチングにつなげるための仕組みづくり
 - ・ 雇用管理改善に取り組む事業者のコンテスト・表彰の実施
- 保育人材確保のための取組の推進 714億円
保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸付や、事務の省力化のための保育所のICT化を支援することにより、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸付を行う(貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除)。
また、保育士の人件費について、国家公務員の給与改定に準じた内容を公定価格に反映することにより、保育士等の待遇改善を図る。

Ⅱ 生活困窮自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正実施等

1 生活困窮者自立支援制度の着実な推進

(1) 生活困窮者自立支援制度の着実な推進【一部新規】 400億円

平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、いわゆる「第2のセーフティネット」を強化するものとして、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等を実施し、生活困窮者の自立をより一層促進するとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進する。

ア 生活困窮者自立支援法等に係る負担金（必須事業） 218億円

生活困窮者自立支援法等に係る必須事業について、その実施に必要な額を確保する。

イ 生活困窮者自立支援法等に係る補助金（任意事業）【一部新規】 183億円

生活困窮者自立支援法等に係る任意事業について、その実施に必要な額を確保するとともに、以下の事業について拡充を図る。

① 子どもの学習支援事業の充実・強化【一部新規】 33億円

生活困窮世帯の子どもを支援するため、学習支援事業について高校中退防止等及び家庭訪問の取組を強化する。

(参考) 【平成27年度補正予算（案）】

- 生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充 25億円
生活困窮者世帯の子どもが経済的理由により学習意欲や向上心を失うことがないように、現行の教育支援資金（生活福祉資金）の貸付上限額の引上げなどの拡充を図る。

② 生活困窮者等の就農訓練・中間的就労の推進【新規】 5.6億円

生活困窮者等の就労を推進するため、民間団体のノウハウの活用による農業体験や研修を実施し、生活困窮者等の就農や社会参加促進を支援する。

また、福祉事務所設置自治体における就労訓練事業所を開拓・育成する人員の配置などにより、就労訓練事業所の開拓・育成の取組を促進する。

(2) 新たな生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施 85百万円

生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成等の促進や、生活困窮者自立支援統計システムの構築等を通じて、支援の質の向上を図る。

2 生活保護制度の適正実施

(1) 保護費負担金

2兆8,711億円

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度にかかる国庫負担に要する経費を確保する。また、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化や医療扶助の適正化等を進める。

※ 生活扶助基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案し、前年度同額とする。

(2) 保護施設事務費負担金

294億円

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

(3) 生活保護受給者等の居住確保の推進(再掲)【一部新規】

5.3億円

(4) 生活保護受給者への適正受診指導等の強化【新規】

2.1億円

医療扶助における不適切な頻回受診や重複処方等の適正化を推進するため、地域の薬局や訪問看護ステーションと連携した適正受診指導や服薬指導、後発医薬品の使用促進等を推進する。

(5) 生活保護における年金調査の推進

3億円

生活保護における年金調査について、要保護者の年金受給に必要な資格の確認や年金の申請手続の支援等の実施に必要な体制を確保することにより、適正な年金受給を進める。

(6) 生活保護指導監査委託費

19億円

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。また、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)を踏まえ、計画的な見直しを行う。(生活保護指導職員数:314人→307人)

(7) 生活保護制度の見直し検討のための調査・研究【新規】

2.3億円

平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度の必要な見直しを検討するため、一般世帯や生活保護世帯の生活実態の調査や保護動向・要因の詳細な把握、分析等を行う。

3 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）

1, 033 億円

低所得者に対し、消費税率引上げ（5→8%）による影響を緩和するため、簡素な給付措置（臨時福祉給付金）を引き続き行うこととし、市町村に対する事業費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。

〔支給対象者及び支給額〕

市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く）一人につき、3千円（平成28年10月～29年3月の半年分として）。

4 年金生活者等支援臨時福祉給付金

450 億円

アベノミクスの成果の均てんの観点から、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者に給付金を支給する。

（参考）【平成27年度補正予算（案）】

○ 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

3, 624 億円

アベノミクスの成果の均てんの観点から、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者に給付金を支給する。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策の推進

団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年に向け、喫緊の課題である福祉・介護人材の確保を図るため、社会福祉法等の改正による制度的対応や地域医療介護総合確保基金などを活用するほか、一億総活躍社会の実現に向けて、求められる介護サービスを提供するため、福祉・介護人材の確保を総合的・計画的に推進する。

1 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

60億円〈老健局計上〉

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、都道府県が行う地域の関係主体との連携・協働や介護人材確保に積極的に取り組む事業者を認証・評価するための体制整備、介護人材の「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(参考1) 【平成27年度補正予算(案)】(再掲)

- 再就職準備金貸付制度の創設及び修学資金貸付制度の拡充 261億円

離職した介護人材のうち一定の経験を有する者に対する、介護職員として2年間従事した場合に返還免除となる再就職準備金の貸付メニューを新たに創設するとともに、介護福祉士を目指す学生に対する、修学資金等の貸付事業の拡充を行う。

- 離職した介護人材の届出システムの構築 3.9億円

離職した介護人材の氏名・住所等を把握し、離職者のニーズに沿った求人等の情報提供を行うためのシステムを新たに構築する。

- 地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用した介護人材対策の加速化(地域医療介護総合確保基金(介護分)の積み増し) 119億円

地域医療介護総合確保基金を活用した取組をより一層加速化するとともに、新規参入促進や離職防止・定着促進の観点から、以下の取組を追加して実施するため、地域医療介護総合確保基金の積み増しを行う。

- ・ 将来の就労を視野に入れている中高年齢者に対する入門的な研修、職場体験等の実施
- ・ 資格取得のための研修受講の際の代替要員確保や、医療的ケア研修の受け皿の整備
- ・ 介護施設・事業所内保育所の設置の加速化や子育て支援のための代替職員のマッチングにつなげるための仕組みづくり
- ・ 雇用管理改善に取り組む事業者のコンテスト・表彰の実施

(参考2) 【平成28年度予算(案)における職業安定局の関連の取り組み】

- 潜在有資格者の掘り起こし・マッチング対策の強化 17億円(15億円)
介護・看護・保育の各分野について、全国の主要なハローワークに設置している「福祉人材コーナー」の拡充等によるマッチング機能の強化を推進する。
- 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進 12億円(0億円)
雇用管理改善につながる制度の導入・実施を通じて従業員の職場定着に取り組む事業主を支援する職場定着支援助成金について、介護関連事業主が新たに賃金制度を導入(賃金テーブルの設定等)した場合の助成の拡充を行う。

2 社会福祉事業従事者の養成・研修 4. 7億円

(1) 指導的社会福祉事業者の養成等 4. 4億円

日本社会事業大学における、指導的社会福祉事業従事者養成等のための運営支援を行うとともに、老朽化に対応するための施設整備を行う。

(2) 社会福祉事業従事者への研修 36百万円

中央福祉学院において福祉関係職員等に対する研修を行い、福祉人材の資質向上を図る。

3 被災地における福祉・介護人材確保対策(後掲) 91百万円

4 社会福祉法人における経営労務管理の改善に向けた支援【新規】 21億円

経営労務管理の専門家による相談支援や、優良事例を分析・検証することにより、社会福祉法人が経営する介護事業所等の経営管理や職務環境の改善を支援する。

(参考) 【平成27年度補正予算(案)】

- 社会福祉法人における事務負担の軽減を図るための財務諸表等電子開示システムの構築 6.9億円
社会福祉法人の財務諸表等の作成事務の簡素化、届出事務の電子化を図ることにより、事務負担の軽減を図る。また、国民に社会福祉法人の財務情報等を提供することにより、社会福祉法人の運営の透明化を図る。(独立行政法人福祉医療機構で実施)

Ⅳ 「社会的包容力」の構築

1 ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業の推進

【生活困窮者自立支援制度の着実な推進にかかる400億円の内数】

ひきこもりの人やその家族に対するきめ細やかで継続的な相談支援や、早期の把握が可能となるよう、ひきこもり地域支援センターの設置運営、ひきこもりサポーターの養成・派遣の効率的な実施を図り、ひきこもり対策を推進する。

2 寄り添い型相談支援事業の実施

7. 5億円

生きにくさや暮らしにくさを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を受けられるようにするため、問題を抱える人からの電話相談を受けるとともに、必要に応じて支援機関の紹介や同行支援などの寄り添い支援を行う。

V 経済連携協定の円滑な実施（外国人介護福祉士候補者への支援）

1 外国人介護福祉士候補者の受入れ支援

6 2 百万円

経済連携協定（E P A）などに基づきインドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人看護師・介護福祉士候補者について、その円滑かつ適正な受入れ及び受入れの拡大のため、看護・介護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導や学習環境の整備、候補者への日本語や専門知識の習得に向けた支援等を行う。

2 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援の実施

8 9 百万円

外国人介護福祉士候補者の国家試験合格に向け、インドネシア、フィリピン、ベトナムの候補者を対象とした集合研修、通信添削指導及び資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援などの継続的な学習支援を行う。

VI 社会福祉施設等に対する支援

1 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉事業施設等や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

(1) 貸付枠の確保

一億総活躍社会の実現に向けて、加速化が見込まれる整備量の増加に対応しうる貸付枠を確保する。

・資金交付額	4, 5 4 7 億円
・福祉貸付	3, 1 0 3 億円
・医療貸付	1, 4 4 4 億円

(2) 福祉貸付事業における優遇措置の延長

- ① 老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付
- ② 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備計画の延長に伴う無利子貸付
- ③ 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置
- ④ スプリングラー整備に係る融資条件の優遇措置
- ⑤ 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置
- ⑥ アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 2 6 4 億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合に、退職した職員に対して退職手当金を支給するために要する経費を補助する。

3 社会福祉振興助成費補助金 6. 1 億円

政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対し助成を行う。

VII 東日本大震災の復興支援

1 長期化する避難生活等に対応した被災者への見守り・相談支援等の推進 復興庁所管「被災者支援総合交付金」220億円の内数

仮設住宅における避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転による被災者の分散化など、被災者を取り巻く状況の変化を踏まえ、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等を推進する。

また、全国を対象に実施している「寄り添い型相談支援事業」と連携し、電話相談により把握した被災者が抱える個々の課題の解決に向け、地域の様々な関係機関との支援ネットワークを構築・活用した包括的な支援等を行う。

2 被災地における福祉・介護人材確保対策（再掲） **9 1 百万円**

福祉・介護人材不足が深刻化している福島県の実情を踏まえ、県外から相双地域等の介護施設等への就労希望者に対して介護職員初任者研修の受講費や就職準備金の貸与等の支援を引き続き行うとともに、世帯で赴任する場合や自動車の輸送を行う場合の加算の創設や広報活動の重点化等を行うことにより、人材の参入を促進し、福祉・介護人材の確保を図る。

Ⅱ 給付金関係

第 1 年金生活者等支援臨時福祉給付金の概要

1 趣旨等

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、社会保障・税一体改革の一環として平成29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけになることも踏まえ、また、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を実施する。

年金生活者等支援臨時福祉給付金の概要

		①低所得の高齢者向けの給付金	②低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金
趣 旨		「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、社会保障・税一体改革の一環として平成29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけになることも踏まえ、また、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を実施する。	
内 容	支給対象者	平成27年度簡素な給付措置の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者	平成28年度簡素な給付措置の対象者のうち、障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している者（①の支給対象者を除く。）
	予算上の対象者数（注1）	1,130万人	150万人
	実施主体	市町村（特別区を含む）	
	基準日	平成27年1月1日	平成28年1月1日
	支給額	支給対象者一人につき、30,000円	
	費用	事業の実施に要する経費（事業費・事務費）を国が補助（10/10）	
	予算額	【平成27年度補正予算案に計上】 3,624億円 （事業費：3,390億円 事務費：234億円）	【平成28年度当初予算案に計上】 450億円 （事業費：450億円 事務費：（注2）参照）

（注1）対象者数は、予算積算上の推計数である。

（注2）低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金は、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と併せて支給し、申請・審査・振込などの事務手続きを一括して行うことから、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に係る事務費は、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の事務費に含まれている。

（※）支給時期は、①の給付金は平成28年3月～6月頃、②の給付金は平成28年10月頃～を予定している。

2 支給対象者

（1）低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

支給対象者については、平成27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者とする。

※全国で1,130万人程度の対象者を見込んでいる。

＜参考＞平成27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の支給要件

（基準日：平成27年1月1日）

- ① 各市町村の住民基本台帳に記録されており、
- ② 平成27年度の市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く。）であって、
- ③ 生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者

（2）低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

支給対象者については、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の対象者のうち、障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している者とする。

ただし、（1）の低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給対象者を除く。

※全国で150万人程度の対象者を見込んでいる。

（3）生活保護制度の被保護者等については、生活保護費の支給により、最低限度の生活を保障しているため、年金生活者等支援臨時福祉給付金の対象外とする。

（4）DV被害者の取扱い

ア DV被害者については、基準日時点で配偶者と生計を別にしていないDV被害者について、保護命令が出ている等の一定の要件を満たす旨を申し出た場合には、配偶者の扶養親族等とはなっていないものとみなし、基準日時点で住民票を移していない場合には、申出日時点で当該DV被害者が居住する市町村から支給することとする。

イ このため、DV被害者については、平成26～27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と同様に、支給先の管理を行うために作業が必要となるため、御協力をお願いする。

ウ 平成27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）においては、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における平成27年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）関係事務処理について」（平成27年4月13日事務連絡）等により御協力をお願いしたが、年金生活者等支援臨時福祉給付金についても、同様の情報交換を実施していただきたいと考えている。

情報交換の時期については、各市町村で申請受付が開始される時期を念頭に、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金については本年２月頃に、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金については、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の分と併せて、本年７月頃に実施していただくことを予定している。詳細については、追って連絡する。

3 支給額

給付対象者一人につき、30,000円とする。

4 実施方法

年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施に当たっては、市町村（特別区を含む。）を始めとする地方の協力が不可欠であるため、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的な支給方法とする。そのため、これまでの簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と同じ仕組みで実施する。

年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施に要する費用については、国が負担するものとする。

第2 平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の概要

1 趣旨等

（１）低所得者に対し、消費税率引上げ（５％→８％）による影響を緩和するため、平成28年度も簡素な給付措置（臨時福祉給付金）を引き続き行うこととし、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。

（２）制度の概要は、支給額や加算措置の有無といった変更点を除けば、基本的に平成26～27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と同様である。以下の図を参照されたい。

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の概要（26～28年度の比較）

		平成28年度	平成27年度	平成26年度
趣 旨	趣 旨	税制抜本改革法に基づき、低所得者に対し、消費税率引上げ（５→８％）による影響を緩和するため、簡素な給付措置（臨時福祉給付金の支給）を実施		
	支給対象者	市町村民税（均等割）が課税されていない者 （市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等、生活保護の被保護者等を除く）		
	予算上の対象者数（注１）	2,200万人	2,200万人	2,400万人
	支給対象者の特例	施設入所等児童等、DV被害者、措置入所等障害者・高齢者等は、所定の手続きの下、扶養関係にかかわらず、当該者に支給		
	実施主体	市町村（特別区を含む）		
	基準日	平成28年1月1日	平成27年1月1日	平成26年1月1日
	支給額（注２）	支給対象者一人につき、3,000円 （加算措置なし） （平成28年10月～平成29年3月の半年分）	支給対象者一人につき、6,000円 （加算措置なし） （平成27年10月～平成28年9月の1年分）	支給対象者一人につき、10,000円 基礎年金受給者等に、5,000円を加算 （平成26年4月～平成27年9月の1年半分）
	費用	事業の実施に要する経費（事業費・事務費）を国が補助（10/10）		
	予算額	1,033億円 （事業費：660億円、事務費：373億円 （注３））	1,693億円 （事業費：1,320億円、事務費：373億円）	3,420億円 （事業費：3,000億円、事務費：420億円）

（注１）対象者数は、予算積算上の推計数である。

（注２）支給額は、低所得世帯の消費税率引上げに伴う食料品支出額の増加分（3%アップ分）を参考に算出。

（注３）平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）は、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金と併せて支給し、申請・審査・振込などの事務手続きを一括して行うことから、事務費の額には、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に係る分も含まれている。

2 被保護者等の取扱い

生活保護基準等は、平成26年4月の消費税率の引上げによる影響分を織り込んで設定されているため、平成26～27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と同様に、基準日（平成28年1月1日）における生活保護制度の被保護者等については、簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の支給対象外とする。

3 施設入所等児童等、DV被害者等に関する取扱い

（1）平成26～27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と同様に以下のような取扱いとする。

ア 基準日（平成28年1月1日）時点で児童福祉施設等に入所等している児童等については、保護者の扶養親族等とはなっていないものとみなすこととし、当該児童等の住民票を基準日に施設等の所在する市町村に移していない場合も、当該施設等の所在する市町村から支給することとする。

イ DV被害者等については、基準日（平成28年1月1日）時点で配偶者と生計を別に行っているDV被害者等について、保護命令が出ている等の一定の要件を満たす旨を申し出た場合には、配偶者の扶養親族等とはなっていないものとみなし、基準日時点で住民票を移していない場合には、申出日時点で当該DV被害者等が居住する市町村から支給することとする。

（2）このため、施設入所等児童等及びDV被害者等については、平成26～27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と同様に、支給先の管理を行うために作業が必要となるため、御協力をお願いする。

（3）平成27年度事業においては、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における平成27年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）関係事務処理について」（平成27年4月13日事務連絡）等により御協力をお願いしたが、平成28年度事業についても、同様の情報交換を実施していただきたいと考えている。

情報交換の時期については、各市町村で申請受付が開始される時期を念頭に、本年7月頃に実施していただくことを予定している。詳細については、追って連絡する。

第3 実施に向けた準備

1 予算について

(1) 国における予算計上

ア 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に要する経費については、平成27年度補正予算（案）に計上し、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の支給に要する経費については、平成28年度予算（案）に計上したところである。

イ 補助率については、10分の10であり、計上額は次のとおりである。

(ア) 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

i 事業費 3,390億円

$$\cdot 30,000\text{円} \times 1,130\text{万人分} = 3,390\text{億円}$$

ii 事務費 234億円

$$\cdot \text{うち、地方公共団体分} = \text{約219億円}$$

(イ) 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

i 事業費 450億円

$$\cdot 30,000\text{円} \times 150\text{万人分} = 450\text{億円}$$

ii 事務費 平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の事務費を参照

(ウ) 平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）

i 事業費 660億円

$$\cdot 3,000\text{円} \times 2,200\text{万人分} = 660\text{億円}$$

ii 事務費 373億円（※）

$$\cdot \text{うち、地方公共団体分} = 358\text{億円}$$

（※）平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金はその申請や支給等の事務手続きを併せて実施することを想定していることから、事務費をまとめて計上している。

ウ 事務費の予算計上の考え方は以下のとおりであり、平成26～27年度の簡素な給付措置とほぼ同様である。

(ア) 市町村分

- ・ 審査事務等に要する人件費〔申請の勧奨、支給対象者リスト作成、申請書審査、入力・集計など〕
 - ・ 申請書等の発送費用〔申請書送付料、支給決定通知送付料など〕
 - ・ システム改修費〔既存システムの改修など〕
 - ・ 電話照会対応に要する経費〔電話対応要員の賃金又はコールセンター設置費用など〕
 - ・ 口座振込手数料
 - ・ 広報経費〔広報誌掲載費、チラシ等作成費など〕
 - ・ その他〔支給事務に係る旅費、消耗品費、電話代、事務機器借料など〕
- などの経費を見込んだもの。

(イ) 都道府県分

- ・ 市町村への伝達会議開催に要する経費
 - ・ 全国説明会への出席旅費
 - ・ 補助金執行事務に要する人件費
 - ・ 広報経費
- などの経費を見込んだもの。

(2) 概算払経費要求及び予算の繰越しについて

ア 年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）に係る予算については、事業費・事務費ともに、概算交付が出来るよう、概算払対象経費として要求することとしている。

イ 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金に係る予算については、事業費・事務費ともに平成28年度へ繰り越して使用することが出来るよう、国において、繰越明許費として要求することとしている。

低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）については、平成28年度中に事業が完了することを原則とし、予算を平成29年度に繰り越して実施することは想定していない。

(3) 地方公共団体における予算計上について

低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金については、平成28年前半の個人消費の下支えに資する観点から、可能な限り早く支給ができるよう、平成27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の枠組みを応用しているところであるので、効率的な実施方法等について検討の上、それを踏まえた予算計上をお願いしたい。

低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金については、支給対象者が、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の対象者のうち、障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している者（低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給対象者に該当する者を除く。）であるため、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）に併せて支給することとし、その効率的な実施方法等について検討の上、それを踏まえた予算計上をお願いしたい。

平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）については、基準日を平成28年1月1日とし、平成28年度分市町村民税の課税情報に基づき、平成28年10月から支給を開始していただくことを想定しているので、効率的な実施方法等について検討の上、それを踏まえた予算計上をお願いしたい。

(4) 都道府県に対する事務委任について

年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）に係る国庫補助金の執行に当たっては、給付制度の円滑な実施の観点から、引き続き、都道府県に補助金等の交付に関する事務の一部について御協力をお願いしたい。

2 実施スケジュール等について

(1) 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

ア 上述のとおり、平成28年前半の個人消費の下支えに資する観点から実施するものであることから、できる限り早期に支給するため、事業を計画していただきたいと考えている。

イ 申請受付期間については、申請受付開始日から3か月とすることを基本とするが、各市町村の規模、実情等によってこの期間で対応しがたい場合には、申請受付

開始日から3か月以上4か月以内の範囲とすることができる。

ウ ただし、円滑な事務遂行の観点から、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の申請時期と重複がないようご対応いただきたい。

（2）低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）

ア 上述のとおり、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）は、平成28年10月から平成29年3月までの半年間の期間に対応するものであることから、各市町村においては、平成28年8月から9月頃に申請受付を開始し、平成28年10月から支給を開始するスケジュールを基本に事業を計画していただきたいと考えている。

イ 申請受付期間については、平成26～27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と同様に、申請受付開始日から3か月とすることを基本とするが、各市町村の規模、実情等によってこの期間で対応しがたい場合には、申請受付開始日から3か月以上6か月以内の範囲とすることができる。

ウ 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金は、平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と併せて支給することとする。

エ なお、上述のとおり、平成28年度中に事業を完了することとしているので、申請受付期間の設定に当たっては留意願いたい。

3 広報に関する準備作業について

（1）国の広報について

年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）における国の広報予定は、以下のとおりである。

ア 特設ホームページの開設

厚生労働省のホームページに基本的情報を掲載するほか、別途、平成26～27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）と同様、特設ホームページを設ける。

イ 特設コールセンターの設置

国民からの一般的な問い合わせに国でも対応するため、平成26～27年度の簡素な

給付措置（臨時福祉給付金）と同様、特設コールセンターを設置し、オペレーターによる電話対応を実施する。電話番号は、引き続き「０５７０－０３７－１９２」とする予定である。

なお、平成27年度中は、現在設置している特設コールセンターにおいて、年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度の臨時福祉給付金（臨時福祉給付金）に関する問い合わせにも対応しているところであるが、平成28年４月以降の対応については、委託業者の選定等の手続き後、開設時期等を連絡する。

ウ 一般的広報

各市町村で申請受付期間を念頭に、以下のような一般的広報を実施する予定であり、委託業者の選定等の手続き後、具体的内容を連絡する。

なお、メディア広報（テレビスポット、ラジオ広告、新聞広告、インターネット広告）は、大半の市町村が申請受付を開始する時期と申請受付を終了する直前の時期を捉えて重点的に行いたいと考えている。

- ・ テレビスポット
- ・ ラジオ広告
- ・ 新聞広告
- ・ インターネット広告
- ・ ポスター・チラシの作成、配布

（２）地方公共団体における広報について

ア 各市町村における住民に直接申請を促す方法として、平成26～27年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）では、多くの市町村において、個人住民税が課税されていない旨のお知らせとともに簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の申請書等を送付する方式による個別の申請勧奨を実施していただいた。

イ こうした個別の勧奨が、着実に対象者へ支給するために非常に効果的であり、また、多くの市町村では、申請書等に氏名等を予め印字して送付するなど、申請者の利便性に資する取組が行われた。こうした取組を踏まえ、各市町村において効果的な申請勧奨に取り組んでいただきたい。

Ⅲ 援護関係

(重点事項)

1 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給について

1 制度の概要

「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」は、先の大戦で障害を負った夫の介助、看護や家庭の維持等のため、長年にわたり大きな負担に耐えてきた、戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉（いしや）を行うため、昭和41年に創設されたものである。支給は、無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを受ける。

2 改正法案の内容

現在償還中の国債が平成28年に最終償還を迎えることから、国として戦傷病者等の妻に引き続き慰藉（いしや）を行うため、法改正を行い、特別給付金の支給を継続する予定である。

その内容は、受給者の高齢化を踏まえ、5年償還の国債（年10万円等）を5年ごとに2回交付するものである。

併せて、これまでの改正と同様に、国債の償還を終えたとき、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻となっている方に戦没者等の妻に対する特別給付金を支給するとともに、夫たる戦傷病者等が平病死している妻に平病死特別給付金を支給するための所要の改正を行う。

3 依頼事項

法案が成立し、法施行後、当省から対象者に対して個別案内を送付（各都道府県に対象者リストを送付）する予定であるので、請求者からの請求に対し、適切かつ迅速な裁定について、ご配慮いただきたい。

※平成28年度政府予算案に、事務委託費として14百万円を計上。

1万円/年×10年		3万円/年×10年		6万円/年×10年		9万円/年×10年		10万円/年×10年		10万円/年×5年	10万円/年×5年
10 (5) 万円		30 (15) 万円		60 (30) 万円		90 (45) 万円		100 (50) 万円		50 (25) 万円	50 (25) 万円
昭 41		昭 51		昭 61		平 8		平 18		平 28	平 33 平 38

（注）括弧内は、戦傷病者等の障害の程度が軽症であった場合の金額。現在、新規支給は30（15）万円。

2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進について

1 制度の概要

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、国として「弔慰」（死者を弔い、遺族を慰めること）の意を表するため、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している（昭和40年制度創設）。

戦後70周年に当たる平成27年に、国として改めて弔慰の意を表するため、法改正を行い、特別弔慰金の支給を継続した（平成27年3月31日、全会一致で成立）。その内容は、遺族の高齢化を踏まえ、償還額を年5万円に増額するとともに、5年償還の国債を5年ごとに2回交付することとしている。

2 これまでの国の取組

平成27年2月に特別弔慰金支給法施行事務研修会（各都道府県職員を対象）を開催し、改正の概要、事務処理マニュアル（案）に基づき、事務処理に当たっての留意点及び広報計画について説明した。

法案成立後の平成27年4月から5月にかけて、ポスター及びリーフレットを地方自治体等に配付した。

また、平成27年6月の援護関係施行事務処理研修会（各都道府県職員を対象）の際に、審査実務の参考にしていただくため、事例研究等の説明を行った。

以後、各都道府県ブロック援護主管課長会議等を通じて、また、順次、地方自治体からの照会に回答対応するなど、裁定事務処理の促進を図っている。

3 裁定事務の促進

平成27年4月1日から請求受付を開始した第十回特別弔慰金については、平成27年12月末現在、居住地都道府県における受付件数は485,925件となっている（平成28年1月までの財務省への国債発行請求件数は156,345件）。

第十回特別弔慰金の償還は本年4月15日から開始されることから、各都道府県におかれては、審査体制を整え早期裁定の促進に一層努めていただきたい。

（参考）平成28年度政府予算案（事務委託費）

特別給付金等支給事務委託費として、以下のとおり計上。

[平成27年度]		[平成28年度政府予算案]
693,758千円	→	892,369千円
		(+198,611千円)

※詳細は、平成27年12月25日付け各都道府県民生主管部（局）宛事務連絡「各種特別給付金及び特別弔慰金関係の平成28年度政府予算案について」参照。

3 遺骨収集帰還等慰霊事業について

1 遺骨収集帰還事業について

(1) 南方地域等での遺骨収集帰還等事業

平成28年度の南方地域等への遺骨収集帰還等事業は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤パラオ諸島、⑥マリアナ諸島、⑦トラック諸島、⑧マーシャル諸島、⑨ギルバート諸島、⑩ミャンマー、⑪インド、⑫沖縄、⑬硫黄島の13地域を計画している。

その他、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を実施することになっている。

(2) 旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集帰還等事業

平成28年度のロシア連邦等への遺骨収集帰還等事業は、①ハバロフスク地方、②沿海地方、③ザバイカル地方、④アムール州、⑤ブリヤート共和国の5地域を計画している。

※ 各都道府県は、仮に遺族、団体、協力者等から埋葬地などの情報が得られたときは速やかに、事業課事業推進室まで連絡するようお願いしたい。

2 慰霊巡拝事業について

遺骨収集帰還事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地にて政府主催の現地追悼式を実施している。

(1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、平成28年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④マリアナ諸島、⑤ミャンマー、⑥中国、⑦硫黄島の7地域で実施を計画している。

◎ 硫黄島での慰霊巡拝事業

平成23年度から、遺族がより参加しやすいよう実施回数2～3回、延べ200～300人の実施体制を組んでおり、平成28年度も継続して実施することになっている。

(2) 旧ソ連地域での慰霊巡拝事業

ロシア連邦等の各地方・州ごとに広く遺族の参加を募っている。

平成28年度は、抑留地域である3地域（①ハバロフスク地方、②沿海地方、③イルクーツク州）と、樺太での実施を計画している。

(3) 参加遺族の募集

厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるよう各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等をお知らせしている。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集にあたっては、各都道府県から推薦をお願いしたい。

3 慰霊碑に関する事業について

(1) 慰霊碑の維持管理等事業

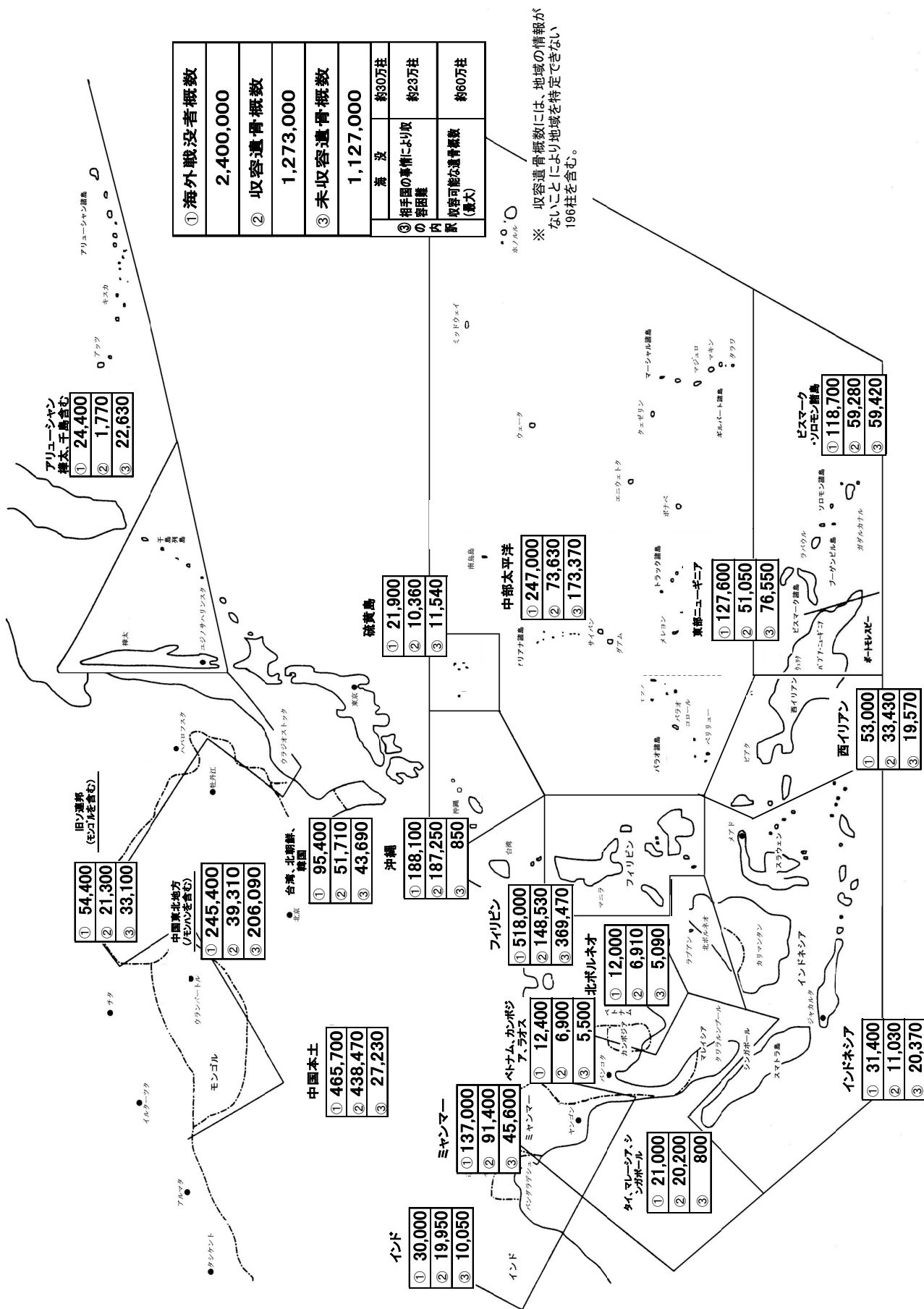
旧戦域ごとに中心となるべき地（硫黄島及び海外14か所）に建立した戦没者慰霊碑について適切な維持管理等を行うとともに、旧ソ連地域で遺骨収容を実施することができない地域に小規模慰霊碑を建立することになっている。

(2) 海外民間建立慰霊碑等整理事業

民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理が不良なものについて、建立者の特定、維持管理の指導を行う。また、必要に応じ、整理事業を実施することになっている。

※ 海外民間建立慰霊碑のうち、調査の結果、建立者が不明の慰霊碑について、厚生労働省ホームページに掲載し、建立者の情報提供を求めているので、都道府県には関係者への周知などの協力をお願いしたい。

(参考)地域別戦没者遺骨收容概見図(平成27年11月末現在)



4 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

1 DNA鑑定について

戦没者遺骨のDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成11年から平成27年11月末までに、関係遺族約10,600人にお知らせを送付し、約2,300人から申請があった。鑑定の結果、1,019柱の遺骨の身元を特定し、順次遺族に伝達している。

平成27年度に帰還した遺骨については、平成28年度内に推定される関係遺族にお知らせを送付する予定である。

なお、戦後70年を迎え、戦没者遺骨の身元特定に向けて更なる取り組みを行っていく必要から、

- ① 個体性のある戦没者遺骨から、DNAのデータを抽出することが可能な場合は、遺骨収容後速やかにDNAデータの抽出を行い、全てデータベース化する。
- ② 旧ソ連及びモンゴル（抑留中死亡者）以外の地域で収容された個体性のある御遺骨について、遺留品などがなくても、部隊記録等の資料により、ある程度戦没者が特定できた場合には、関係すると思われる遺族に対しDNA鑑定の呼びかけを行って、御遺骨の身元を特定する。

ことについて現在検討を進めている。

【参考】

平成15年3月に取りまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、①死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族を推定でき、②遺族から適切な検体が提供され、③遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できる場合には、希望する遺族に対して全額国庫負担でDNA鑑定を実施している。

2 遺骨及び遺留品の伝達について

DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

都道府県別DNA鑑定結果

平成27年11月末現在

No.	都道府県	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	136	50	58	28	
2	青森県	49	25	19	5	
3	岩手県	62	25	32	5	
4	宮城県	36	18	14	4	
5	秋田県	28	10	15	3	
6	山形県	50	15	31	4	
7	福島県	50	19	24	7	
8	茨城県	51	18	24	9	
9	栃木県	31	14	11	6	
10	群馬県	32	16	11	5	
11	埼玉県	110	45	50	15	
12	千葉県	113	44	52	17	
13	東京都	183	74	87	22	
14	神奈川県	116	33	72	11	
15	新潟県	51	16	31	4	
16	富山県	26	11	10	5	
17	石川県	19	9	9	1	
18	福井県	9	5	2	2	
19	山梨県	24	12	8	4	
20	長野県	55	24	24	7	
21	岐阜県	49	15	31	3	
22	静岡県	56	32	22	2	
23	愛知県	73	38	27	8	
24	三重県	27	13	11	3	
25	滋賀県	17	6	10	1	
26	京都府	37	12	21	4	
27	大阪府	86	45	33	8	
28	兵庫県	70	31	32	7	
29	奈良県	26	16	6	4	
30	和歌山県	25	18	6	1	
31	鳥取県	11	5	6	0	
32	島根県	32	18	11	3	
33	岡山県	43	18	21	4	
34	広島県	129	64	59	6	
35	山口県	40	30	9	1	
36	徳島県	12	6	5	1	
37	香川県	11	5	5	1	
38	愛媛県	43	19	19	5	
39	高知県	34	12	19	3	
40	福岡県	82	47	31	4	
41	佐賀県	14	5	7	2	
42	長崎県	22	11	9	2	
43	熊本県	30	18	8	4	
44	大分県	30	6	18	6	
45	宮崎県	25	17	7	1	
46	鹿児島県	44	25	17	2	
47	沖縄県	20	3	16	1	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		2,320	1019	1,050	251	

注:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない)

戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5ヵ年)

平成27年11月末現在

No.	都道府県名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合 計
1	北海道	3		4	4	2	13
2	青 森	2			1		3
3	岩 手	2		2	1		5
4	宮 城		1	2	4	1	8
5	秋 田			1		1	2
6	山 形	1	1			1	3
7	福 島			2	1		3
8	茨 城	1		2	2		5
9	栃 木			1			1
10	群 馬			1	1		2
11	埼 玉		2		3		5
12	千 葉	1	2	1	2		6
13	東 京	2	4	9	7	1	23
14	神奈川	2		2	3		7
15	新 潟			1	1	2	4
16	富 山		1				1
17	石 川	1					1
18	福 井				1		1
19	山 梨				2		2
20	長 野		1	2	1	2	6
21	岐 阜			2	1		3
22	静 岡		1	2	1		4
23	愛 知	1	2	1	1	2	7
24	三 重						0
25	滋 賀						0
26	京 都			1	1		2
27	大 阪	1		1	5		7
28	兵 庫	3	1		1		5
29	奈 良			1	2		3
30	和歌山			3			3
31	鳥 取		1	1	1		3
32	島 根	1	2	1			4
33	岡 山		1			1	2
34	広 島	2		6	4	2	14
35	山 口	5	2		1		8
36	徳 島	1			1		2
37	香 川			1		1	2
38	愛 媛		1	3	2	1	7
39	高 知			1	2		3
40	福 岡		2		5	3	10
41	佐 賀			2			2
42	長 崎		3	1	1		5
43	熊 本	3		2	2	1	8
44	大 分	1			1		2
45	宮 崎	1			2		3
46	鹿児島		2			1	3
47	沖 縄						0
99	日本国外						0
計		34	30	59	68	22	213

注1：国費によるDNA鑑定により判明した伝達数である。

注2：年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注3：上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

5 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

国内における民間建立戦没者慰霊碑については、平成25年度に都道府県に対し、管内の民間建立戦没者慰霊碑の管理状況等について調査を依頼したところであるが、その結果、先の大戦前からのものを含め約1万3千基の慰霊碑があり、その内、約7千基が管理良好、約7百基が管理不良、約5千4百基が管理状況不明との回答であった。

平成27年度は、当該調査の結果、管理状況が不良であった慰霊碑について、民間団体に委託し、調査を実施しているところである。

平成28年度については、建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、国として一定の補助（2分の1、上限25万円）を行うことを予定している。

なお、具体的な内容等については、別途お示しする予定である。

6 中国残留邦人等に対する支援策の実施について

(1) 平成 28 年度の見直し内容

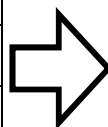
①支援・相談員配置基準の見直し

支援・相談員については、支援給付の実施機関に配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより中国残留邦人等が安心した生活が送れるよう支援することを目的に、都道府県、市町村（特別区を含む）に委託して事業を実施しているところである。

今般、支援給付受給世帯数に即して適切な支援が実施できるよう、支援・相談員配置基準をより細分化し、世帯数に応じた配置人数等に見直しを行うこととしたので、引き続きご協力をお願いしたい。

《現行の配置基準》

支援給付受給世帯数	配置人数	稼働日数の目安
30 世帯あたり	1 人	週 5 日
29 世帯以下	1 人	週 1 ～ 3 日



《平成 28 年度の配置基準》

支援給付受給世帯数	配置人数	稼働日数の目安 (年間)
1 世帯	1 人	非常勤 7 日
2 世帯以上 4 世帯以下	1 人	非常勤 21 日
5 世帯以上 9 世帯以下	1 人	非常勤 49 日
10 世帯以上 19 世帯以下	1 人	非常勤 105 日
20 世帯以上 29 世帯以下	1 人	非常勤 175 日
30 世帯以上 59 世帯以下	1 人	常勤
60 世帯以上 89 世帯以下	2 人	〃
90 世帯以上 119 世帯以下	3 人	〃
120 世帯以上 149 世帯以下	4 人	〃
150 世帯以上 179 世帯以下	5 人	〃
180 世帯以上	6 人	〃

※ニーズ等により弾力的な運用可。

※稼働日数について、実施主体の雇用規定による。

(目安) 1 日 : 8 時間

常勤 (年 240 日) : 週 5 日、8 時間

※ニーズ等により弾力的な運用可。

②永住帰国後の受入体制の見直し

永住帰国する中国残留邦人等が減少していることから、平成 27 年度末で中国帰国者定着促進センターを廃止し、平成 28 年度からその機能を首都圏中国帰国者支援・交流センターに統合してこれまでと同様に 6 カ月間にわたる基礎的な日本語教育や日本の生活習慣の研修を実施することとした。

(2) 地域社会での支援の実施等

地域社会での生活支援について、引き続き、きめ細かな運用が図られるよう、ご協力をお願いしたい。

特に、中国残留邦人等の高齢化への対応及び二世の就労支援については、積極的な取組をお願いしたい。

①中国残留邦人等の高齢化への対応

ア 自立支援通訳による支援の充実

中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する者が増加していることから、今後も引き続き関係機関との連携を図り、中国残留邦人等がサービスを受ける際に不便が生じないよう特段の配慮をしていただくとともに、特に自立支援訳等に重点をおいた支援をお願いしたい。

イ 日本語教育支援の見直し

これまでの日本語教室での支援に加え、交流事業を通じながら日本語を学習できるよう支援の見直しをお願いしたい。

ウ 公営住宅への優先入居

中国残留邦人等の高齢化による身体機能の低下、持病の悪化等により、高層階から低層階へ、また、バリアフリー化された公営住宅への住み替え需要が高いことから、平成 20 年 3 月 31 日及び平成 25 年 6 月 27 日付けの国土交通省通知の趣旨を踏まえ、中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理部局と連携を図り、優先的に住替えを行うなどの良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい。

【参考】国土交通省通知

- 「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 31 日付け国住備第 143 号 住宅総合整備課長から各都道府県公営住宅管理担当部長あて 通知）
- 「公営住宅に係る優先入居の取扱いについて」平成 25 年 6 月 27 日付け国住備第 57 号 住宅総合整備課長から各都道府県・政令市住宅主務部長あて通知）

②中国残留邦人等の二世の就労支援

ア 日本語が不自由であったり、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること等により、安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況が見られることから、平成 26 年 12 月 1 日付け中国残留邦人等支援室長通知を参考に、就労支援を実施していない自治体においては、就労相談員の設置など、就労支援事業への積極的な取組を、すでに実施している自治体においては、事業効果を検証し、より多くの方が安定した就労につけるよう更なる取組をお願いしたい。

イ 日本語が不自由なため、就労することができない二世に対し、自治体に日本語教室を設置し、就労に役立つ日本語の指導を集中的に行い、安定した就労を確保するとともに安易な離職を防止できるよう支援をお願いしたい。

ウ 中国残留邦人等の二世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づく助成金が支給されることから、制度の積極的活用の広報をお願いしたい。

【参考】中国残留邦人等支援室長通知

- 「中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援について（依頼）」（平成 26 年 12 月 1 日付け社援支発 1201 第 1 号 中国残留邦人等支援室長から各都道府県、政令市、中核市民政主管部（局）長あて通知）
- 「特定求職者雇用開発助成金」
ハローワーク等の紹介により中国帰国者等であって、本邦に永住帰国した日から 10 年を経過していない者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金助成を行う。

③普及啓発事業

これまで中国残留邦人等が多く居住する全国 10 都市において開催した「中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム」について、平成 28 年度以降は、地域に根ざしたきめ細かな普及啓発事業として開催することとしており、中国帰国者支援・交流センターが中心となり、ボランティア団体と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象にして、多地域で行うこととしているので、引き続きご協力をお願いしたい。

(3) 支援給付及び配偶者支援金の支給

平成 20 年 4 月から、中国残留邦人等の老後の生活の安定のための特別な措置として、老齢基礎年金等の支給と支援給付の支給を実施している。

さらに、平成 26 年 10 月から、中国残留邦人等が亡くなった場合において、残された配偶者の生活の安定を図るため、特定配偶者（中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者）に対して支援給付に加えて、配偶者支援金を支給（満額の老齢基礎年金の 3 分の 2 相当額を支給）している。

各自治体におかれては、平成 26 年 10 月の配偶者支援金制度開始時において、厚生労働省で作成したリーフレットを使用するなどして支援給付の実施機関に配置している支援・相談員から支援給付受給者に対し、制度の周知・説明を行って頂いた。また、厚生労働省のホームページに申請漏れのないよう掲載したところである。

今後も申請漏れがないよう支給対象と見込まれる者に対し、申請の案内及び指導にご尽力願ひ、中国残留邦人等の死亡後に支給対象となる特定配偶者と見込まれる者の世帯に対し、毎年 6 月の支援給付の収入申告時等において、個別に配偶者支援金の制度案内を行うよう、引き続きご協力をお願いしたい。

また本年 6 月の支援給付の収入申告時等においては、「中国残留邦人等の支援給付のしおり」などを活用し、支援給付受給者に対する各種支援の内容や手続き方法、支援給付受給者が行う必要な届出について、説明をお願いしたい。

(4) 支援給付等施行事務監査

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項によりその規定の例によるものとされた生活保護法第 23 条に基づき、平成 21 年度から支援給付事務の監査を行っている。

平成 28 年度も、支援給付及び配偶者支援金事務の適正な運用が図られるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

都道府県・指定都市本庁が行う実地監査は、管内の実施機関に対し、4 年に 1 度の割合で行うことになっている。引き続き、管内の実施機関に対し実地による支援給付等施行事務監査を行い、適切な助言指導をお願いしたい。

なお、平成 28 年度に厚生労働省が実施する実地監査の対象となる都道府県市は、本年 4 月中にお知らせする予定である。

7 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について

ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料については、平成3年以降、ロシア連邦政府等より死亡者名簿等を入手し、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。

シベリア・モンゴル地域については、これまでの照合調査の結果、約3万9千人(※)の個人を特定したところ。これに加え、平成27年4月以降、その他の地域(興南、大連等)についても照合調査を行い、約9百人(※)の個人を特定したところ。

(※平成27年12月末現在)

厚生労働省としては、御遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア連邦政府に資料提供の働きかけを行うとともに、一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることとしている。各都道府県におかれては関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付に引き続き御協力をお願いしたい。

なお、平成23年8月に、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づく「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」が閣議決定された。

厚生労働省としては、この基本方針に基づき、関係省庁と連携し、民間団体等の協力も得つつ、抑留中死亡者の資料調査、遺骨帰還事業等を進めていくことにしている。

<照合調査による個人の特定状況>

	死亡者数	個人を特定
シベリア・モンゴル地域	約5万5千人(注)	約3万9千人

(注) 主に昭和20年代の引揚時の港における抑留帰還者からの聴取により推計
この他にシベリア・モンゴル地域以外で約9百人の個人を特定

予算概要

(予算概要)

平成28年度援護関係予算(案)の概要

	【27年度予算】	【28年度予算案】
	30,335百万円	→ 27,819百万円
※社会・援護局(援護)計上分		18,621百万円
※社会・援護局(社会)計上分		9,198百万円

1 援護年金

14,576百万円 → 12,264百万円
(受給人員 8,351人 → 6,924人)

2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

支給事務経費 (支給対象件数 約3千件) 17百万円

3 遺骨収集帰還事業の強化

1,649百万円 → 2,134百万円

(1) 硫黄島遺骨収集帰還事業

1,060百万円 → 1,360百万円

(2) 南方・旧ソ連地域遺骨収集帰還事業

588百万円 → 774百万円

ア 情報収集

342百万円 → 430百万円

イ 遺骨収集帰還

247百万円 → 344百万円

4 戦没者慰霊事業等

798百万円 → 761百万円

(1) 慰霊巡拝等

279百万円 → 324百万円

ア 慰霊巡拝

105百万円 → 88百万円

イ 慰霊碑の補修等

98百万円 → 57百万円

ウ 遺骨・遺留品伝達

16百万円 → 21百万円

エ 戦没者遺骨に係るDNA鑑定

60百万円 → 158百万円

(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業等	3 6 9 百万円	→	2 8 7 百万円
ア 慰霊友好親善事業	3 5 1 百万円	→	2 5 9 百万円
イ 海外・国内民間慰霊碑の管理	1 7 百万円	→	2 8 百万円

(3) 全国戦没者追悼式挙行経費	1 5 0 百万円	→	1 5 0 百万円
------------------	-----------	---	-----------

5 昭和館・しょうけい館事業	<u>6 7 8 百万円</u>	→	<u>6 3 4 百万円</u>
-----------------------	-------------------------	----------	-------------------------

(1) 昭和館	4 9 7 百万円	→	4 5 4 百万円
---------	-----------	---	-----------

(2) しょうけい館	1 8 1 百万円	→	1 8 0 百万円
------------	-----------	---	-----------

6 戦争の経験の次世代への継承	<u>2 1 百万円</u>	→	<u>2 3 百万円</u>
------------------------	-----------------------	----------	-----------------------

(1) 戦傷病者等の証言映像の収録	2 1 百万円	→	1 4 百万円
-------------------	---------	---	---------

(2) 若年世代の語り部の育成等			9 百万円
------------------	--	--	-------

※昭和館、しょうけい館、中国帰国者支援・交流センター等で実施（再掲）

7 中国残留邦人等の援護等	<u>1 1, 2 7 9 百万円</u>	→	<u>1 0, 6 8 9 百万円</u>
----------------------	------------------------------	----------	------------------------------

(1) 中国残留邦人等に対する支援等	1 1, 0 5 8 百万円	→	1 0, 4 5 1 百万円
--------------------	----------------	---	----------------

ア 支援給付の実施等	1 0, 8 7 2 百万円	→	1 0, 2 5 6 百万円
------------	----------------	---	----------------

イ 配偶者支援金の支給	1 8 7 百万円	→	1 9 5 百万円
-------------	-----------	---	-----------

※上記のほか、職業安定局において生活支援と連動した職業相談に係る経費 2 2 百万円を計上

(2) 戦没者等援護関係資料の移管・整備	1 3 5 百万円	→	7 7 百万円
----------------------	-----------	---	---------

(3) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	8 6 百万円	→	1 6 1 百万円
------------------------	---------	---	-----------

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

(参考資料)

1. 平成28年度予算案事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成27年度 予 算 額	平成28年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	20,590,281	18,620,515	▲ 1,969,766	
(項) 厚生労働本省共通費	2,671	2,391	▲ 280	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	2,671	2,391	▲ 280	
(項) 遺族及留守家族等援護費	16,420,802	14,134,956	▲ 2,285,846	
遺族及び留守家族等の援護に必要な経費	16,420,802	14,134,956	▲ 2,285,846	
援護審査会経費	1,226	1,046	▲ 180	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	14,672,064	12,359,381	▲ 2,312,683	援護年金の支給 14,576百万円 → 12,264百万円
戦傷病者特別援護経費	396,262	339,420	▲ 56,842	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しょうけい館の運営費) 181百万円 → 180百万円
				2 医療費の支給 157百万円 → 120百万円
				3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 30,300円 → 30,300円 ・葬祭費 単価 206,000円 → 206,000円
未帰還者留守家族等援護経費	19,526	19,524	▲ 2	葬祭料 単価 206,000円 → 206,000円
未帰還者に関する特別措置経費	716	488	▲ 228	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の 支給事務に必要な経費	823,538	950,419	126,881	戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給(支給事 務に要する経費等) 0 → 17百万円
昭和館等に係る経費	507,470	464,678	▲ 42,792	昭和館運営費 497百万円 → 454百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	2,493,276	2,941,353	448,077	
戦没者遺骨処理等諸費	1,928,942	2,458,844	529,902	
				1 遺骨収集帰還関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤パラオ ⑥マリアナ諸島 ⑦トラック諸島 ⑧マーシャル諸島 ⑨ギルバード諸島 ⑩ミャンマー ⑪インド ⑫沖縄 ⑬硫黄島 ○旧ソ連地域(⑭ハバロフスク地方 ⑮沿海地方 ⑯ザバイカル地方 ⑰アムール州 ⑱ブリヤート共和国)
				2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④マリアナ諸島 ⑤ミャンマー ⑥中国 ⑦硫黄島 ○旧ソ連地域(⑧ハバロフスク地方 ⑨沿海地方 ⑩イルクーツク州 ⑪樺太)
				3 慰霊碑の補修等
				4 遺骨・遺留品の伝達
				5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	564,334	482,509	▲ 81,825	1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業等 369百万円 → 287百万円
				2 海外・国内民間慰霊碑の管理 17百万円 → 28百万円
	145			

事 項	平成27年度 予 算 額	平成28年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,313,422	1,257,727	▲ 55,695	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,313,422	1,257,727	▲ 55,695	
中国残留邦人等に対する生活支援	516,623	434,862	▲ 81,761	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 67百万円 → 9百万円
				・「支援・相談員」の配置 419百万円 → 400百万円
定着自立援護	409,682	445,397	35,715	
帰国受入援護	356,984	347,939	▲ 9,045	・永住帰国見込世帯人員 8世帯 18人 → 2世帯 8人
				・一時帰国見込世帯人員 93世帯169人 → 74世帯 144人
身元調査等	30,133	29,529	▲ 604	・訪中調査対象孤児数 8人 → 2人
				・訪日調査対象者数 1人 → 1人
(項) 恩給進達等実施費	360,110	284,088	▲ 76,022	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	360,110	284,088	▲ 76,022	
資料整備諸費	313,802	238,192	▲ 75,610	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	3,339	1,800	▲ 1,539	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	42,969	44,096	1,127	

社会・援護局(社会)計上分	9,744,994	9,198,161	▲ 546,833	
(項) 生活保護等対策費	9,744,994	9,198,161	▲ 546,833	
中国残留邦人等に対する生活支援	9,744,994	9,198,161	▲ 546,833	
中国残留邦人生活支援給付金	9,559,523	9,004,180	▲ 555,343	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
配偶者支援金	185,471	193,981	8,510	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
中国残留邦人等に対する生活支援	-	-		・生活困窮者自立支援法等にかかる補助金の内数

事 項	平成27年度 予 算 額	平成28年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	30,335,275	27,818,676	▲ 2,516,599	
社会・援護局(援護)計上分	20,590,281	18,620,515	▲ 1,969,766	
社会・援護局(社会)計上分	9,744,994	9,198,161	▲ 546,833	

(参考) 平成28年度予算案 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成27年度 予 算 額	平成28年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(援護)計上分	千円 1,339,920	千円 1,516,928	千円 177,008	
(項) 遺族及留守家族等援護費	797,851	982,743	184,892	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	792,987	977,879	184,892	
(目細)戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	68,692	68,837	145	
(目細)留守家族等援護事務委託費	30,537	16,673	▲ 13,864	1 留守家族等援護 117千円 2 未帰還者特別措置 150千円 3 戦傷病者特別援護 16,406千円
(目細)特別給付金等支給事務委託費	693,758	892,369	198,611	
(目)遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	21,937	38,274	16,337	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	2,958	2,958	0	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	2,958	2,958	0	
(目)遺骨収集帰還等委託費	18,979	18,979	0	沖縄県
(目)遺骨収集帰還等派遣費補助金	0	16,337	16,337	【新規】国内民間建立慰霊碑の移設等への補助
(項) 中国残留邦人等支援事業費	484,841	461,325	▲ 23,516	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	484,841	461,325	▲ 23,516	
(目細)特別給付金等支給事務委託費	212	212	0	
(目細)引揚者等援護事務委託費	484,629	461,113	▲ 23,516	「支援・相談員」の配置 399,868千円
(項) 恩給進達等実施費	35,291	34,586	▲ 705	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	35,291	34,586	▲ 705	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	5,498	5,608	110	
(目細)旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	29,793	28,978	▲ 815	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 27,230千円 2 戦没者叙勲等進達関係 1,748千円

事 項	平成27年度 予 算 額	平成28年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,744,994	9,198,161	▲ 546,833	
(項) 生活保護等対策費	9,744,994	9,198,161	▲ 546,833	
(目)生活扶助費等負担金	4,590,813	4,377,724	▲ 213,089	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	4,405,342	4,183,743	▲ 221,599	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(小事項)配偶者支援金	185,471	193,981	8,510	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(目)医療扶助費等負担金	5,017,758	4,637,552	▲ 380,206	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	5,017,758	4,637,552	▲ 380,206	
(目)介護扶助費等負担金	136,423	182,885	46,462	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	136,423	182,885	46,462	
(目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	-	-		・生活困窮者自立支援法等にかかる補助金の内数

事 項	平成27年度 予 算 額	平成28年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	11,084,914	10,715,089	▲ 369,825	
社会・援護局(援護)計上分	1,339,920	1,516,928	177,008	
社会・援護局(社会)計上分	9,744,994	9,198,161	▲ 546,833	

2. 援護年金について

援護年金額は、恩給と同様に平成19年度から公的年金の引上率（物価上昇率等により決定）を基準に自動改定する仕組みを導入している。

平成28年度の援護年金額は、公的年金の引上率を基準に算出した改定率が1以下であれば、額は据置きとなる。

（1）障害年金（年額）

障害の等差	基本額	扶養親族加給	特別加給
特別項症	障害の状態に応じ、	○戦傷病者の配偶者：193,200円	27万円
第1項症・ 第2項症	○公務傷病 9,729,100円	○その他の扶養親族（子・孫・父母・祖父母）（※）	21万円
第3項症～ 第6項症	～961,000円	【戦傷病者に配偶者がいる場合】 1人目・2人目：72,000円/人、 3人目～：36,000円/人	—
第1款症～ 第5款症	○勤務関連傷病 7,417,100円 ～743,000円	【戦傷病者に配偶者がいない場合】 1人目：132,000円、2人目：72,000円、 3人目～：36,000円/人	

※ 第2款症から第5款症までの扶養親族加給は、配偶者加給193,200円のみ。

※ 戦傷病者の配偶者以外の扶養親族については、年齢や障害のため生活資料を得ることができないこと等の要件がある。

（2）遺族年金・遺族給与金（年額）

① 対象者

戦没者と生計関係のあった遺族に支給され、支給の優先順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順である。

この順位の最も高い者を「先順位者」といい、その他の者を「後順位者」という。

※ 戦没者の配偶者以外の遺族については、年齢や障害のため生活資料を得ることができないこと等の要件がある。

② 支給額

死亡の原因等	先順位者への支給	後順位者への支給
公務死亡	1,966,800円	72,000円/人
勤務関連死亡・公務重症平病死	1,573,500円	56,400円/人
平病死（公務軽症者・勤務関連重症者）	557,600円	—
平病死（勤務関連軽症者）・公務傷病併発死	456,400円	—
勤務関連併発死	335,000円	—

※ 「平病死」とは、障害年金の受給者が、その給付の原因となった公務傷病等以外の事由により死亡することをいう。

「併発死」とは、公務傷病等にかかり、在職期間又は退職後一定期間内に死亡し、かつ、公務傷病等と死亡の因果関係が不明確な場合をいう。

3 援護年金等受給者数について

(1) 援護年金受給者数	7,608人 (平成27年11月末)
① 障害年金	1,215人
② 遺族年金、遺族給与金	6,393人
(2) 各種特別給付金等	(平成27年11月末)
① 第二十七回特別給付金 (200万円) 国債発行請求件数 (戦没者等の妻に対する特別給付金)	43,823件
② 第二十三回特別給付金 (100万円～15万円) 国債発行請求件数 (戦傷病者等の妻に対する特別給付金)	21,749件
③ 第二十六回特別給付金 (100万円) 国債発行請求件数 (戦没者の父母等に対する特別給付金)	27件
④ 第八回特別弔慰金 (40万円) 国債発行請求件数 (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金)	1,271,558件

4 昭和館・しょうけい館について

昭 和 館

- ・戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えていくため、厚生労働省が開設した国立の施設（平成11年3月）
- ・常設展示室での実物資料の展示、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を実施
- ・春夏に特別企画展を開催



- ・昭和館HP <http://www.showakan.go.jp>
- ・地下鉄「九段下」駅4番出口から徒歩1分

しょうけい館

- ・戦傷病者とその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代に伝えていくため、厚生労働省が開設した国立の施設（平成18年3月）
- ・常設展示室での実物資料の展示、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を実施
- ・春夏に企画展を開催



- ・しょうけい館HP <http://www.shokeikan.go.jp>
- ・地下鉄「九段下」駅6番出口から徒歩1分

3館連携の取組

- ・戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う、昭和館、しょうけい館、平和祈念展示資料館（総務省委託）が連携し、戦中・戦後の労苦を次世代に伝えていくための3館連携企画展等を実施。
- ・平成28年度は3館連携による「地方企画展の開催」や「夏休み3館めぐりスタンプラリー」の実施を予定している。

5 援護関係資料の国立公文書館への移管について

《趣旨・目的》

○旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨帰還・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。

○これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5カ年で、電子化を図った上で、原本は、原則として、国立公文書館へ移管することとしている。

（平成23年度から5カ年計画で移管）

厚生労働省

戦没者等援護関係資料
（留守名簿、履歴原表、死亡者連名簿等）

国立公文書館

○電子化した資料に基づき、引き続き援護関係業務を実施

《移管後の資料》

○移管後の資料は、国立公文書館において、特定歴史公文書等として原則永久保存

○利用請求がなされた場合は、個人情報等の利用制限事由を除き、利用者へ公開